

令和3年第1回岩泉町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (2月17日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
施政方針演述	6
報告第1号の上程、報告	15
・報告第1号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧(その3)工事の請負変更契約 締結の専決処分について	
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
・諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて	
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
・議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求め ることについて	
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
・議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求め ることについて	
議案第1号～議案第15号の上程、説明、委員会付託	20

- ・議案第 1 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付
条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 2 号 長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 3 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4 号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 5 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6 号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例について
- ・議案第 7 号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- ・議案第 1 0 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 1 1 号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 1 2 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 1 3 号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第 1 4 号 令和 2 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第 1 5 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 6 号～議案第 2 3 号の上程、説明、委員会付託…………… 2 5

- ・議案第 1 6 号 令和 3 年度岩泉町一般会計予算
- ・議案第 1 7 号 令和 3 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
- ・議案第 1 8 号 令和 3 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
- ・議案第 1 9 号 令和 3 年度岩泉町介護保険特別会計予算

・議案第 2 0 号 令和 3 年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第 2 1 号 令和 3 年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算	
・議案第 2 2 号 令和 3 年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第 2 3 号 令和 3 年度岩泉町水道事業会計予算	
散会の宣告	3 0
第 2 号 (3月3日)	
出席議員	3 1
欠席議員	3 1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	3 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	3 2
議事日程	3 3
開 議 の 宣 告	3 5
議事日程の報告	3 5
議案第 1 号～議案第 1 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 5
・議案第 1 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付 条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2 号 長寿祝金条例の一部を改正する条例について	
・議案第 3 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について	
・議案第 4 号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第 5 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第 6 号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例について	
・議案第 7 号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介	

護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

- ・議案第 8 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- ・議案第 1 0 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 1 1 号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 1 2 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 1 3 号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第 1 4 号 令和 2 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ・議案第 1 5 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 3 号）

請願第 1 号の上程、説明、委員会付託…………… 4 1

- ・請願第 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願

散会の宣告…………… 4 2

第 3 号（3月4日）

出席議員…………… 4 3

欠席議員…………… 4 3

職務のため議場に出席した者の職・氏名…………… 4 4

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名…………… 4 4

議事日程…………… 4 5

開議の宣告…………… 4 7

議事日程の報告…………… 4 7

受賞報告、表彰の伝達…………… 4 7

一般質問…………… 4 8

1 番 畠山昌典議員…………… 4 8

5 番 三田地久志議員…………… 5 6

8 番 三田地和彦議員…………… 6 9

4番 八重樫龍介議員	77
7番 坂本 昇議員	84
2番 畠山和英議員	93
散会の宣告	103

第 4 号 (3月5日)

出席議員	105
欠席議員	105
職務のため議場に出席した者の職・氏名	106
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	106
議事日程	107
開議の宣告	109
議事日程の報告	109
一般質問	109
10番 合砂丈司議員	109
13番 野舘泰喜議員	115
6番 林崎竟次郎議員	124
12番 三田地泰正議員	132
散会の宣告	144

第 5 号 (3月12日)

出席議員	147
欠席議員	147
職務のため議場に出席した者の職・氏名	148
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	148
議事日程	149
開議の宣告	151
議事日程の報告	151

議案第16号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決	151
・議案第16号 令和3年度岩泉町一般会計予算	
・議案第17号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第18号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第19号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計予算	
・議案第20号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第21号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算	
・議案第22号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第23号 令和3年度岩泉町水道事業会計予算	
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	154
・請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るた めの請願	
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
・発議案第1号 岩泉町議会基本条例の一部を改正する条例について	
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
・発議案第2号 岩泉町議会会議規則の一部を改正する規則について	
発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
・発議案第3号 安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（案）の提出に ついて	
副町長の発言	159
閉会の宣告	160
署 名	161

令和 3 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)						
招 集 年 月 日	令 和 3 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 3 年 2 月 1 7 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 3 年 2 月 1 7 日 午 前 1 1 時 3 7 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 番	畠山昌典	2 番	畠山和英
	3 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課 総括室長	日吉理	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	三上義重		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和3年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年2月17日(水曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針演述
- 日程第5 報告第1号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧(その3)工事の請負変更契約締結の専決処分について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 日程第7 議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第2号 長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第3号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第4号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第5号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並

びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第15 議案第7号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第9号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第18 議案第10号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第11号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第12号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第13号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第14号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第15号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第16号 令和3年度岩泉町一般会計予算
- 日程第25 議案第17号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第18号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第19号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第20号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計予算
- 日程第29 議案第21号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第22号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第23号 令和3年度岩泉町水道事業会計予算

散会の宣告

◎開会の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから令和3年第1回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤久民君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、畠山昌典君、2番、畠山和英君、3番、小松ひとみ君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（加藤久民君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、2月12日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日から3月12日までの24日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月12日までの24日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（加藤久民君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動、令和2年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会に係る議決事件の概要報告は、印刷し、お手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

ここで報告がありますので、議会事務局長から報告させます。

箱石事務局長。

○事務局長（箱石良彦君） では、報告をさせていただきます。

まず初めに、全国町村議会議長会表彰者を報告いたします。加藤久民議長、議長として7年以上在職し、功労が認められての受賞です。次に、三田地泰正議員、議員として27年以上在職し、功労が認められての受賞です。次に、三田地和彦議員、議員として15年以上在職し、功労が認められての受賞です。

次に、岩手県町村議会議長会表彰を報告いたします。議員として11年以上在職し、功労が認められての受賞者です。お一人は野館泰喜副議長、もう一人は坂本昇議員でございます。

次に、議会だよりの入賞について報告をいたします。いわいずみ議会だより第190号が第35回全国町村議会広報コンクールにおいて第2位となる優秀賞を受賞いたしました。また、第192号が第39回岩手県町村議会広報コンクールにおいて第2位となる入選（1席）を受賞しました。

本日は報告のみで、表彰状の伝達は3月4日に行います。

以上で報告を終わります。

○議長（加藤久民君） これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針演述

○議長（加藤久民君） 日程第4、町長の施政方針演述を行います。

中居町長、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 本日ここに令和3年第1回岩泉町議会定例会が開会されるに当たり、今後の所信の一端と町政運営の基本方針について申し述べさせていただきます。

まず初めに、全国的に終息の気配を見せない新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に対しお悔やみを申し上げますとともに、療養中の方々にお見舞いを申し上げます。また、最前線で力を尽くされている医療従事者、介護関係者などの皆様に対し心から感謝を申し上げたいと、

このように思います。

さて、未曾有の大災害でありました平成28年台風第10号豪雨災害から間もなく4年半がたとうとしております。私は、就任以来「この危機の克服に全力で取り組む」との決意の下、緑豊かな岩泉町を取り戻すべく懸命に取り組んでまいりました。

復旧事業につきましては、国や県をはじめ、県内外の自治体等の関係団体や町民の皆様、そして町議会のご理解、ご協力により進めてまいりましたが、昨年5月に「安家地区複合施設」が完成をし、本年3月には町の発注する災害復旧工事が完了する見込みとなりました。

残っております大規模な災害復旧工事といたしましては、県発注の河川改修工事である安家川が令和3年度、小本川が令和4年度の完了の見込みとなっております。

この場をお借りいたしまして、改めて町民の皆様並びに町議会の皆様のご支援に感謝を申し上げます。

今後におきましても、元気あふれるふるさと岩泉の再生のために、復興の総仕上げに向けて邁進をしてまいります。

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生活様式が大きくさま変わりをし、経済活動の自粛も長期化するなど、まさに試練の一年でありました。

町では、これまで感染予防や啓発活動を行うとともに、中小企業及び個人事業主の皆様、町民の皆様への経済支援など、様々な対策に取り組んできたところであります。

まだまだ先の見えない状況ではありますが、町民の皆様が安心して暮らすことができるよう、引き続きワクチンの接種をはじめとした感染予防対策と経済対策に取り組んでまいります。

次に、町政運営の基本となる考え方について申し上げさせていただきます。

これまで平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧・復興を最重要課題として全力で取り組んでまいりました。

ハード面につきましては、ようやく一定のめどがつくまで整備が進んでまいりましたが、心のケアや生活相談等のソフト面につきましては、いま一度被災者の皆様の声に耳を傾け、その思いに寄り添った支援を行ってまいります。

私は、「災害復旧」を第一としながら、「防災・減災体制の強化」、「産業・経済の活性化」、「健康、福祉、教育の充実」を目標に掲げ、これまで取り組んでまいりました。

町の人口は9,000人を切り、高齢化率は45%に迫っております。この超少子高齢社会の下で、持

続するまちづくりを進めていかなければなりません。

町民の豊かな暮らしのための施策を充実させるとともに、町の未来づくりの根幹ともなる産業経済の担い手や、地域医療、福祉等を充実するための人材の確保に関係機関と連携して取り組んでまいります。

さらに、引き続き町が抱える諸課題に関しましては、持続可能な開発目標でありますSDGsの考えも取り入れながら、施策の展開を図るとともに、頻発する大規模自然災害や、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威へ対応すべく、事前予防、防災・減災の対策も進めてまいります。

次に、行財政運営方針について申し上げます。

国では、令和3年度予算について、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしております。

町といたしましても、厳しい財政環境にあります。低迷する町内産業の振興と良好な住環境の整備促進、そして新型コロナウイルス感染予防対策と経済対策は、昨年引き続き重要な課題であると認識をしております。

本年3月策定予定の「岩泉町行財政改革大綱」に基づき、将来にわたり住民福祉の向上と適正な行政サービスを継続的に提供できるよう、財政の健全化と事務事業の見直し、組織機構の改革等を推進してまいります。

さらに、大規模自然災害に備え、これまでの経験を教訓としながら、危機管理体制の充実強化に努めてまいります。

自主財源である税収の状況は、所得や人口の減少により減少傾向にあり、また歳入の大宗をなす地方交付税も昨今の情勢に鑑みると、まさに不透明な状況にあります。

自主財源の確保にもつながる「ふるさと納税」、「企業版ふるさと納税」につきまして、組織体制を強化をして取り組んでまいります。

一方、復旧・復興事業などにより地方債残高が東日本大震災前と比較をし、約1.5倍の148億円に膨らんでおります。

さらに、公共施設等の維持補修費は増加傾向で推移をする見込みでありますことから、事務事業の精査と費用対効果の徹底検証を進めてまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。

今回ご提案いたします令和3年度当初予算案は、「岩泉町未来づくりプラン」に掲げた町の将来

像である「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、「未来を創る希望プロジェクト」を中心とした各種施策を着実に推進するための予算編成としたところであります。

一般会計の当初予算額は、前年度比では1.6%の減となっておりますが、復旧・復興事業の進展による台風第10号豪雨災害関連予算等の縮減によるものであります。

一層厳しさを増す財政状況にはございますが、あらゆる手段による歳入の確保に努め、経常的経費の節減対策を講じるとともに、町民の皆様のニーズにしっかりと応えるべく、政策的経費に対して「選択と集中」を進めるなど最善を尽くしたところであります。

また、事業の目的、目標が達成できるよう、限られた基金財産等を活用し、重点的、計画的に配分を行ったところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策経費は、可能な限り令和2年度の補正予算で対応しておりますが、今後の感染拡大や町内企業の経営状況等も見極めながら適宜対応してまいりたいと存じます。

次に、台風災害復旧・復興事業の完遂に向けた取組について申し上げます。

被災者の方々は、応急仮設住宅からの退去がほぼ完了し、それぞれ災害公営住宅や再建をした住宅での生活を営まれ、徐々に落ち着きを取り戻しつつあると感じております。

一方で、高齢者世帯など、見守りなどの支援が必要な方々もおられますので、今後におきましても心身のケアと生活相談等についてきめ細やかに対応してまいります。

水道施設や公共下水道施設の復旧につきましては、県の河川改修工事との調整を図りながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

被災をした生活橋につきましては、河川の災害復旧工事の進捗と併せながら復旧工事を進めてまいりましたが、令和3年度には被災した全ての生活橋の復旧が完了する見込みとなっております。

台風災害の被災者に対する国民健康保険の一部負担金と介護保険サービス利用料の減免につきましては、引き続き令和3年12月まで延伸をしてまいります。

また、東日本大震災に起因する減免につきましては、本年4月以降は減免対象者の基準を見直して、12月末まで期間を延長してまいります。

次に、令和3年度の主要な施策について、「岩泉町未来づくりプラン」の3つの基本目標の区分と、それぞれの基本方針に基づきまして、順次ご説明を申し上げます。

初めに、「誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る『生きがいの花』づくり」について申し上げます。

まず、「町民が健やかに生活していくことができる健康・保健・医療の充実」について申し上げます。

健康づくりにつきましては、中学生以下や65歳以上の方などへのインフルエンザ予防接種の費用助成を継続いたします。

また、目の前の課題であります新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に万全を期すとともに、町民の皆様からの相談支援に対しましても意を注いでまいります。

医療対策につきましては、これまで同様に地域医療の要である済生会岩泉病院に対する支援を継続をし、医師や専門職スタッフの確保等に努めてまいります。

次に、「多様な町民がともに地域で支え合う福祉の充実」であります。子育て支援につきましては、医療費助成を本年8月から高校生の年齢まで拡大をするほか、保育士の就労環境を改善をし、子育て支援を充実させるため、「こども園保育業務支援システム」を導入をしております。

また、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」を設置いたします。

障がい者福祉に関連いたしまして、老朽化をした「知的障害児施設はまゆり学園」の継承施設の建設を支援をしております。

高齢者福祉につきましては、済生会岩泉病院や介護事業所などと連携をし、高齢者自立支援、在宅医療・介護支援、介護人材の確保・充実に取り組んでまいります。

令和3年度から第8期介護保険事業計画と高齢者福祉計画が始まります。

計画内の新たな事業として、高齢者の介護予防及び健康づくり活動への積極的な参加を促すため、ポイント制度を導入して、健康寿命の延伸へとつなげてまいります。

また、認知症の方が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、GPS端末やQRコードを活用した徘徊時の早期発見の取組を支援してまいります。

なお、国民健康保険税につきましては、現行の水準で維持できる見込みではありますが、介護保険料につきましては、介護サービス給付費の増大と介護報酬改定による引上げの影響により、保険料の引上げを検討せざるを得ない状況にありますことをご理解を賜りたく存じます。

次に、「生涯を通じて学んでいくことができる教育環境の構築」であります。学校教育におき

ましては、児童生徒の確かな学力向上の対策を講ずるとともに、令和2年度から導入をされた小学校での外国語教育を充実強化するため、引き続き外国語指導員の巡回派遣を進めてまいります。

また、国が推進をしておりますGIGAスクール構想における1人1台の情報教育用端末の利用につきましては、指導者の研修機会の充実を図りながら、ICTを活用した教育の推進と、学校と家庭をつなぐオンライン学習等の充実に向けて取り組んでまいります。

学校の統廃合につきましては、少子化に伴う教育環境整備のため、釜津田中学校の岩泉中学校への統合、大川小学校の岩泉小学校への統合につきまして、地域の皆様のご理解をいただきながら準備を進めているところでありますが、子供たちが安心して学校生活を送れるよう交流学习を実施するとともに、通学体制を整えてまいります。

岩泉高等学校につきましては、本町になくってはならない教育機関でありますことから、これまで同様に振興事業や通学費支援を継続するほか、魅力ある学校として存続していくために、関係者等との連携を図りながら生徒の確保対策を講じてまいります。

社会教育につきましては、本町の未来を担う人材育成のため、これまで蓄積してきた絆が途絶えることのないよう創意工夫を凝らした国内外研修交流事業の在り方を検討し、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「生活に潤いと生きがいをつくる文化・スポーツの推進」であります。郷土に対する関心や愛着を高めるための取組といたしまして、歴史講座や観察会を実施するとともに、郷土に伝わる郷土芸能の伝承発信のため、郷土芸能祭を実施してまいります。

また、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることは貴重な機会でありますことから、大会への機運を盛り上げるため、「東京オリンピック・パラリンピック聖火事業」に取り組む実行委員会を組織をし、支援を行ってまいります。

次に、「安全安心で豊かな生活が咲き誇る『暮らしの花』づくり」について申し上げます。

まず、「便利で心地よい暮らしを実現する生活基盤の確立」について申し上げます。

日常生活に密着した社会資本である道路の整備であります。町道の整備につきましては、町道メゾクメ線の全線舗装化と、町道鼠入川線のいわずみこども園付近の交差点の視距改良工事を行い、歩行者の安全確保と交通環境の改善を図ってまいります。

国道455号は、災害に強い道路となるよう、近隣の市町村とも連携しながら、かさ上げや拡幅、改良等を国、県に要望してまいります。

国道340号は、昨年12月に押角トンネル工区が開通をしたところではありますが、岩泉側は依然として事業化されていない状況でありますことから、国、県に早期の事業化について強く要望してまいります。

また、町内の主要県道整備につきましても、長年要望を繰り返しておりますが、目に見える進展がない状況でありますことから、引き続き大川、安家、有芸の道路整備期成同盟会と連携をして地域住民の切実な思いを県当局に強く訴えてまいります。

公共交通についてであります。交通弱者の買物や通院、通勤になくてはならない移動手段となっております。

町民バスにつきましては、利用状況の調査と財源的、制度的な課題の研究を進めるとともに、地域の状況に合った持続可能な交通体系となるよう見直しを図ってまいります。

なお、岩泉線代替バスの宮古駅までの路線延伸につきましては、利用者の要望も踏まえ、実現に向けて関係機関に働きかけてまいりましたが、本年3月より延伸される見込みと伺っております。

情報通信につきましては、ぴーちゃんねっとの運用期限が令和6年度末までとなっておりますことから、今後の方向性について調査、検討を行ってまいりたいと存じます。

次に、「自然との共生と安全安心で防災力が強いまちづくりの実現」であります。

防災対策につきましては、避難所備品等の充実強化を進めるとともに、地域防災のリーダー的役割を担う防災士の研修機会の充実に努め、防災士と各地区自主防災協議会との連携を進め、町と一体となった地域防災力の向上に努めてまいります。

また、防災情報の迅速かつ正確な提供による早期の避難体制の構築と、有事の際の要支援者への迅速な避難支援を行うための「避難行動要支援者管理システム」の導入を進めてまいります。

次に、「いつまでも快適な暮らしができる住環境の実現」であります。住環境の整備につきましては、町の最重要課題である定住化を推し進めるため、新たに岩泉上町地区の宅地分譲事業に着手するなど、町内での良好な住環境の提供に努めてまいります。

土地の利活用には、道路整備による環境づくりが必要と考えておりますことから、道路整備ルート簡易調査中の川崎惣畑地区における道路整備の可能性を模索してまいりたいと存じます。

また、居住希望者のニーズに沿った住宅情報を幅広く提供するとともに、空き家対策支援による民間住宅の活用を図ってまいります。

U・Iターンの推進につきましては、地域おこし協力隊お試しプログラムやインターンシップ事業から関係人口の増加につながるよう、関係機関と連携をしながら取り組んでまいります。

水道事業につきましては、安全・安心な水を安定的に供給していくとともに、経営の自立に向けた対策に取り組んでまいります。

また、大牛内地区の配水管更新事業につきましては、昨年6月に着工いたしましたことから、令和4年度の完成に向け、引き続き支援をしてまいります。

公共下水道事業につきましては、固定資産の調査、会計システムの構築を行い、地方公営企業法を適用する下水道事業への令和6年度の移行に向け準備を進めてまいります。

再生可能エネルギーに関しましては、世界的に大きな課題でありますことから、岩泉町地域新エネルギービジョンの見直しと、町の資源を効果的に活用するための調査、研究を進めてまいりたいと、このように考えております。

最後に、「地域資源を活用し新しい価値が咲き誇る『なりわいの花』づくり」について申し上げます。

まず、「町内の豊かな地域資源を活用した魅力ある農林水産業の創造」について申し上げます。

町の農林水産業は、事業者の高齢化と担い手不足、さらには地球温暖化に伴う環境の変化やコロナ禍による需要の減少などで大変厳しい状況に置かれております。

昨年は、農業事業者において、第三者による事業継承が1件実現したことから、引き続き県や農協など関係機関と連携をして就農を希望する方への情報発信とサポートを行ってまいります。

畑わさびの生産につきましては、新たに大牛内地区の大規模圃場での栽培を進めるとともに、新規就農者を呼び込む環境も整備するなど、生産量の拡大に努めてまいります。

酪農、畜産につきましては、市場導入及び自家保留並びに経営安定に対し支援を行い、町内の放牧頭数の維持、拡大と生産意欲の向上に努めてまいります。

また、酪農と畜産農家の労働環境の改善につきましては、ヘルパー組合や関係者等と協議をしながら一歩でも前に進むように取り組んでまいります。

本年1月半ばから町内に不在となっております獣医師の確保につきましても、農業共済組合に対し、町内診療所への獣医師常駐を要望するとともに、開業獣医師とも連携した地域の診療体制について検討してまいります。

林業につきましては、森林の集約化及び高性能林業機械の導入並びに作業路網整備を支援し、

生産性の向上を図ってまいりますとともに、ナラ枯れ被害の拡大の防除も強化をし、健全な森林環境の維持に努めてまいります。

また、林業資源の活用を図るため、木質バイオマスの活用について研究を進めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、ニホンジカによる被害や、イノシシの里山への出没が増加をしていることから、岩泉町鳥獣被害対策実施隊員等と連携をし、有害捕獲及び侵入防止を強化をしてまいります。

また、ツキノワグマによる人身被害等の防止対策については、手続や捕獲の柔軟な対応について県に強く働きかけてまいります。

水産業につきましては、担い手不足や、数年にわたるサケの不漁及び磯焼けによるアワビ漁獲量の減少など、浜への影響が深刻化しております。

このことから、新たに小本浜漁協が行う種苗放流及び磯焼け対策を支援をしながら、町の水産業を維持していくために、将来に向けた手だてを調査研究をしてまいります。

次に、「やりがいを感じられる雇用の場の確保と活気ある商工業の振興」であります。

商工業の振興についてであります。本年3月策定予定の「岩泉町中小企業・小規模企業振興計画」に基づき、本町の中小企業・小規模企業の継続、発展に資する施策を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に影響を受けた中小企業者等に対して、引き続き融資利子に係る補助を実施し、事業の継続を支援をしてまいります。

第三セクター関連各社につきましては、「岩泉ホールディングス株式会社」を中心に、業績向上のための組織力の強化と相互連携を進めながら、町内の産業振興と雇用創出のため、さらなる連携を図ってまいります。

企業誘致につきましては、既存企業への支援や企業誘致推進委員会との情報交換に努めるとともに、企業のサテライトオフィスや、個人事業主でも可能なテレワーク事業の誘致の可能性を探ってまいります。

最後に、「雄大な自然環境を活用し、国内外からの観光客を呼び込む観光業の振興」について申し上げます。

観光振興につきましては、本年は「東北グスティネーションキャンペーン」、「東京オリンピック・パラリンピック」が予定をされておりますことから、岩泉商工会や岩泉町観光協会など関係団体とも連携をし、多様な手段で本町のPRを展開し、関係・交流人口の拡大を図ってまいりま

す。

本町を代表する観光地「龍泉洞」は、昭和36年4月に龍泉洞保存会から町に移管されて本年度60周年を迎えますことから、記念事業について検討してまいります。

龍泉洞は、まさに次の世代に引き継いでいかなければならない「町の宝」でありますことから、環境の保全に努めるとともに、他の観光資源と連動させ、交流人口の拡大に取り組んでまいります。

以上、令和3年度における主な施策の概要について申し上げます。

結びになりますが、昨年度策定をいたしました「岩泉町未来づくりプラン」は、「一人ひとりの未来の花が咲き誇る町」を創造していくことを目指したものであり、コロナ禍で大変厳しい状況にはありますが、計画策定の2年目に当たる本年は、未来の花を咲かせるために、種をまき、水をやり、芽を育てていく時期だと捉えております。

また、これらの取組については、私をはじめ、全ての職員一人ひとりが「チーム岩泉」の一員として、個々の政策形成能力をこれまで以上に高め、ワンチームとして課題解決に挑戦することが肝要であると考えているところであります。

本年の干支である丑年の「丑」という字は紐に通じております。紐は時々ねじれたり、絡まったりいたしますが、それを丁寧に1つずつほぐすように、粘り強く、課題のねじれをほぐしながら、着実に施策を積み重ね、必要な「改善と改革」を行い、町民の皆様とともに、未来に進む道を切り開き、次の世代につないでまいりたいと考えているところであります。

復旧・復興の総仕上げに全力で邁進をするとともに、本町が明るい未来の一步を踏み出しているよう、全身全霊で取り組む所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のお一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の所信とさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） 町長の施政方針演述が終わりました。

町長の施政方針、その他に関する一般質問は、3月4日及び5日に行いますので、議員各位の質問通告は2月24日、正午までをお願いいたします。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（加藤久民君） 日程第5、報告第1号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その3）工事の

請負変更契約締結の専決処分についての報告を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

[総務課長 三浦英二君登壇]

○総務課長（三浦英二君） 報告第1号 一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その3）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その3）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月17日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その3）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年2月1日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名。一級町道奥岩泉線ほか災害復旧（その3）工事。

2、工事場所。岩泉町安家字折壁地内ほか。

3、契約金額。当初請負額3億2,022万円、第1回変更請負額3億1,534万7,040円、変更による減額487万2,960円。

4、請負者。住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、小野新建設株式会社、代表取締役、小野友寛。

5、変更理由。ブロック積工等の数量の変更による減でございます。

次のページに参考資料を添付しておりますので、御覧願いたいと存じます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） これで報告第1号を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、竹花美千子。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。人権擁護委員竹花美千子が、令和3年6月30日をもって任期満了となることに伴い、同人を再度候補者として推薦しようとするものである。

次のページに参考資料として略歴書をおつけしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） これから諮問第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は適任と答申することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第7、議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第24号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。有芸辺地に係る公共的施設の整備を図るため、新たに計画を策定しようとするものであります。

次のページに、別紙、総合整備計画書をおつけしております。

よろしくご審議を願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第24号について質疑を行います。質疑はございませんか。

2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 総合整備計画で、町道メズクメ線、あと上有芸水堀線の整備を予定しているようですが、この計画は5か年であります。この2つの路線の計画整備完了予定等をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 今回の辺地計画で2本路線を計上させていただいております。町道のメズクメ線の全面舗装につきましては、令和3年度予算として今回の議会に提案させていただいております。これをご審査いただきまして、その上で令和3年度単年度で完了の予定で計画は組んでおります。上有芸水堀線につきましては、令和4年度以降の計画として今検討しておりまして、そこでまた予算等については詰めていくという考えでございます。

以上です。

○議長（加藤久民君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第8、議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第25号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に
関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の
総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の
規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家辺地、大川辺地及び救沢辺地に係る公共的施設の整備を図るため、総合整備計
画を変更しようとするものである。

次のページに、別紙といたしまして、安家辺地、大川辺地及び救沢辺地の総合整備計画書を、
その後にそれぞれの新旧対照表をおつけしております。

よろしくご審議を願います。

○議長（加藤久民君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第25号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第15号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第9、議案第1号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例についてから日程第23、議案第15号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）までの15件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例について。

岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。医療費給付の対象を拡大し、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第2号 長寿祝金条例の一部を改正する条例について。

長寿祝金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。長寿祝金の対象者の要件を整理するため、この条例を制定しようとするものである。

議案第3号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について。

岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。第8期介護保険事業計画における保険料率の基準を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

議案第4号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第5号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第6号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介

護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第7号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

議案第8号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について。

岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。復興庁設置法等の一部を改正する法律により、東日本大震災復興特別区域法の一部が改正されること等に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第9号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度岩泉町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億5,195万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億1,980万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)、第3条、既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)、第4条、既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第10号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ998万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億874万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第11号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,364万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第12号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

令和2年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,795万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第13号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ487万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,684万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第14号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,324万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第15号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）、第1条、令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）、第2条、令和2年度岩泉町水道事業会計予算書（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業、水道施設改良事業、（既決定予定額）、1億8,896万1,000円、（補正予定額）、マイナス1億3,137万8,000円、（計）、5,758万3,000円。

（収益的収入及び支出）、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出とも款のみ申し上げます。収入、（既決定予定額）、（補正予定額）、（計）、第1款、水道事業収益、3億8,280万4,000円、マイナス417万7,000円、3億7,862万7,000円。支

出、第1款、水道事業費用、4億9,671万円、マイナス3,673万6,000円、4億5,997万4,000円。

(資本的収入及び支出)、第4条、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,272万2,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額248万6,000円及び引継金7,023万6,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

同じく款のみ申し上げます。収入、(既決定予定額)、(補正予定額)、(計)、第1款資本的収入、3億278万1,000円、マイナス1億3,445万3,000円、1億6,832万8,000円。支出、第1款資本的支出、3億7,242万8,000円、マイナス1億3,137万8,000円、2億4,105万円。

(企業債)、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。(起債の目的)、上水道事業、(既決定予定額)、3,860万円、(補正予定額)、マイナス1,970万円、(計)、1,890万円。

(他会計からの補助金)、第6条、予算第9条中「5,050万9,000円」を「5,030万8,000円」に改める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加藤久民君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第15号までの15件については、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(加藤久民君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第15号までの15件は、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第16号～議案第23号の上程、説明、委員会付託

○議長(加藤久民君) 日程第24、議案第16号 令和3年度岩泉町一般会計予算から日程第31、議案第23号 令和3年度岩泉町水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） それでは、予算書の1ページをお開き願います。議案第16号 令和3年度岩泉町一般会計予算。

令和3年度岩泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99億7,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

（歳出予算の流用）、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

145ページをお願いいたします。議案第17号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度岩泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,650万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,540万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定8,000万円、診療施設勘定1,000万円と定める。

（歳出予算の流用）、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

195ページをお願いいたします。議案第18号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,240万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

205ページをお願いいたします。議案第19号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計予算。

令和3年度岩泉町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億4,320万円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,120万円と定める。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

253ページをお願いいたします。議案第20号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計予算。

令和3年度岩泉町の観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,820万円と定める。
第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

277ページをお願いします。議案第21号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算。

令和3年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,870万円と定める。
第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

303ページをお願いいたします。議案第22号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計予算。

令和3年度岩泉町の大川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,250万円と定める。
第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

議案第23号 令和3年度岩泉町水道事業会計予算。

(総則)、第1条、令和3年度岩泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数3,544戸。
第2号、総給水量140万3,790立米。第3号、一日平均給水量3,846立米。第4号、主要な建設改良

事業、水道施設改良事業 5 億3,939万5,000円。

(収益的収入及び支出)、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款のみ申し上げます。収入、第1款、水道事業収益 3 億9,598万2,000円。支出、第1款、水道事業費用 4 億7,580万2,000円。

次のページをお開き願います。(資本的収入及び支出)、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,514万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,082万9,000円及び損益勘定留保資金5,431万5,000円で補てんするものとする。) 同じく款のみ申し上げます。収入、第1款、資本的収入 6 億5,497万2,000円。支出、第1款、資本的支出 7 億2,011万6,000円。

(企業債)、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業。限度額、1 億950万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、3.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融通条件により、その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)、第6条、一時借入金の限度額は、3 億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。第2号、建設改良費及び企業債償還金。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費5,128万4,000円。

(他会計からの補助金)、第9条、水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,965万4,000円である。

(たな卸資産購入限度額)、第10条、たな卸資産の購入限度額は、918万2,000円と定める。

令和3年2月17日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(加藤久民君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第16号から議案第23号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第23号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午前11時37分）

令和 3 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日	令 和 3 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 3 月 3 日 午 後 1 時 0 0 分				
	散 会	令 和 3 年 3 月 3 日 午 後 1 時 1 5 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 番	畠山昌典	2 番	畠山和英
	3 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教 育 次 長	三上義重		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和 3 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 3 月 3 日 (水曜日) 午後 1 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

- 日程第 1 議案第 1 号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第 2 号 長寿祝金条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第 3 号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 4 号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 5 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 6 号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 7 号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 8 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 9 議案第 9 号 令和 2 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 11 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 10 議案第 10 号 令和 2 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 11 議案第 11 号 令和 2 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 12 議案第 12 号 令和 2 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 13 議案第 13 号 令和 2 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 14 議案第 14 号 令和 2 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 15 議案第 15 号 令和 2 年度岩泉町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(条例補正予算審査特別委員長報告)

日程第 16 請願第 1 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願

散会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第15号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）までの15件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、三田地久志君。はい、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 三田地久志君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（三田地久志君） 令和3年3月3日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。条例補正予算審査特別委員長、三田地久志。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果を報告いたします。

議案第1号 岩泉町乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 長寿祝金条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の

一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第8号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第9号 令和2年度岩泉町一般会計補正予算（第11号）、原案可決。

議案第10号 令和2年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第11号 令和2年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第12号 令和2年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第13号 令和2年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第14号 令和2年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第15号 令和2年度岩泉町水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（加藤久民君） 日程第16、請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願を議題とします。

請願第1号の紹介議員の説明を求めます。

6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 請願第1号。令和3年2月22日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、岩手県医療労働組合連合会執行委員長、中野るみ子。

紹介議員、岩泉町議会議員、林崎竟次郎。

請願の趣旨は記載のとおりです。

請願項目は、1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うことのほか、記載の4項目です。

地域住民のいのちと健康を守る立場から、国に対し、意見書を提出するよう請願します。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで請願第1号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって、総務常任委員会に付託して、会期中の審査といたします。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時15分）

令和 3 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日	令 和 3 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 3 月 4 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 3 年 3 月 4 日 午 後 2 時 4 0 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 番	畠山昌典	2 番	畠山和英
	3 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教 育 次 長	三上義重		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和 3 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 3 年 3 月 4 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎受賞報告、表彰の伝達

○議長（加藤久民君） ここで、議事日程に入る前に表彰状の伝達を行います。

事務局長から表彰の報告をさせます。

○事務局長（箱石良彦君） 去る2月19日に開催された第72回岩手県町村議会議長会定期総会の席上で、長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた議員の方々が全国町村議会議長会、岩手県町村議会議長会から表彰をされました。

また、いわずみ議会だよりが全国町村議会議長会及び岩手県町村議会議長会から表彰をされました。

ただいまから表彰状の伝達を行います。伝達は議長からお願いいたします。

それでは、表彰区分ごとに受賞者のお名前を読み上げますので、前にお進み願います。

まず、全国町村議会議長会表彰、三田地泰正議員。議員として27年以上在職ということでございます。

次に、三田地和彦議員。議員として15年以上の在職となります。

○議長（加藤久民君） 表彰状、岩手県岩泉町、三田地泰正殿。あなたは、町村議会議員として長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であり、よってここにこれを表彰します。令和3年2月9日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。(拍手)

表彰状、岩手県岩泉町、三田地和彦殿。以下同文でございます。令和3年2月9日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。(拍手)

○事務局長（箱石良彦君） では次に、岩手県町村議会議長会表彰、11年以上の在職者でございま

す。野館泰喜副議長、坂本昇議員、前のほうにお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 表彰状、岩泉町、野館泰喜殿。あなたは、多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与された功績は誠に顕著であり、よってここにこれを表彰します。令和3年2月19日、岩手県町村議会議長会会長、上山文雄。（拍手）

表彰状、岩泉町、坂本昇殿。以下同文です。令和3年2月19日、岩手県町村議会議長会会長、上山文雄。（拍手）

○事務局長（箱石良彦君） 次に、いわいずみ議会だより、全国町村議会議長会表彰、優秀賞、第2位でございます。広報広聴常任委員の皆さん、前のほうにお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 表彰状、優秀賞、岩手県岩泉町議会殿。貴議会広報紙は、第35回町村議会広報全国コンクールにおいて顕著な成績を収められました。よって、ここにこれを表彰します。令和3年2月9日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。（拍手）

○事務局長（箱石良彦君） なお、全国町村議会議長会表彰で、議長として7年以上在職の加藤久民議長への伝達は、2月19日に岩手県町村議会議長会定期総会で上山会長から伝達をされております。

また、いわいずみ議会だよりは、岩手県町村議会議長会表彰の入選1席をいただいておりますことを報告いたします。

後ほど記念撮影を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、畠山昌典君。はい、どうぞ。

〔1番 畠山昌典君登壇〕

○1番（畠山昌典君） 1番、畠山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

感染拡大地域での新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されている中、感染予防に向け、ワクチン接種への対応や経済対策に追われている町長をはじめとする職員の方々に感謝の意

を表しながら質問させていただきます。

緊急事態措置区域では、飲食店に対する営業時間短縮要請、外出自粛の要請、テレワークの推進など、感染予防のための具体的な対策の徹底が図られています。一定の効果は出ていると思われれますが、いまだ感染症は後を絶たない状況です。また、この措置により飲食店はもとより、様々な業種において経営が苦しくなっている事業者が増えており、その対策も急がなければならない状況にあります。

このことは、緊急事態宣言区域にとどまらず、全国各地で同じような事態になっており、早急な対応が求められています。

そのような中、岩手県では飲食店などに対し、事業継続を支える目的で新たな支援金の創設を打ち出しました。

本町においてもこの状況は例外ではなく、昨年12月に実施された新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査で、経営について「既に影響が出ている」、「今後、影響が出る可能性がある」が全体の80%、国、県、町への支援施策の要望では「事業継続のための給付金」が56%と一番高く、「感染症予防対策に要する経費への支援」、「雇用維持支援」など多くの支援を求める声が多数あります。

国では、新型コロナウイルスの感染防止策や経済回復に向けた取組などを加速するための経費を盛り込んだ令和2年度第三次補正予算が成立しています。

そこで、本町においても早急な対策が必要な今、国の補正予算に対する今後の対応の内容やスケジュールをお示してください。

次に、男女共同参画の取組について伺います。SDGs、持続可能な開発目標では、ゴール5で「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」としています。日本は現状、ジェンダー後進国と言われ、男女格差を示すジェンダーギャップ指数では世界153か国中121位、主要7か国では最下位となっており、その改善について各方面で叫ばれている状況です。

また、いわて男女共同参画プランには、「男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう」とされています。

町の未来づくりプランでは、男女共同参画の推進について、計画的な参画の促進や女性リーダー

一育成のための学習機会の提供、男女共同参画のための自主的組織の活動や環境づくりの支援などを実施するとしています。

これらを踏まえ、ジェンダー後進国からの脱却を目指すことと男女共同参画促進には、各方面の様々な現場から地道な運動が必要と考えますが、町のこれまでと今後の取組について伺います。

以上、本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、畠山昌典議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の今後の対応についてであります。これまで町民の皆様への感染予防対策に取り組むとともに、中小企業者等の事業者の資金繰り対策や事業継続に対する支援、町内の消費経済活性化対策など、様々な支援策を講じてまいりました。

各種支援策の財源は、国の第一次、第二次の補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっており、現在の予算計上額は4億3,000万円となっております。

年度末を迎える現段階におきましては、これまでの各種事業の執行状況などを確認、精査しながら一旦総括を行い、所期の目的の達成状況等を調査、分析しているところでありますが、さらなる感染拡大防止対策の強化、一層の対策が求められる事業や継続的支援が必要な事業などについて、この3月下旬に臨時会をお願いして、令和2年度補正予算を提案申し上げ、繰越事業として切れ目のない対策を講じてまいりたいと考えております。

令和3年1月28日に成立をした国の令和2年度第三次補正予算では、国の総合経済対策の趣旨であるポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を踏まえ、臨時交付金が追加措置されており、本町へは約1億5,000万円が配分をされる予定であります。

ご質問のありました国の第三次補正による臨時交付金につきましては、令和3年度予算措置が可能な制度設計となっておりますことから、今後国及び県の総合的な経済対策とも連動させ、また町内の経済団体などとも連携しながら、引き続き必要な感染防止対策や経済対策について、支援が必要な方に行き渡るよう適時適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、男女共同参画の推進についてであります。国では、これまで男女共同参画社会を目指し、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、最近では女性の職業生活における活躍の推

進に関する法律を制定し、社会のあらゆる分野で指導的地位の3割程度を女性が占めることを目標としてきたところであります。

しかしながら、全国的に雇用者全体に占める女性の割合が4割で、特にも出産・育児期の就業率が低いこと、管理職に占める女性の割合が国際的に見ても低水準であることが指摘されており、目標と現実との格差が大きいことから、関係機関や団体とのさらなる連携強化が求められているところであります。

議員ご案内のとおり、岩手県においてはいわて男女共同参画プランを、本町においても岩泉町男女共同参画プランを策定し、平成28年3月には、いわゆる女性活躍推進法の制定を受けて、町職員向けの女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定して、職員採用や管理職の女性の割合等について、数値目標を設定し、事業推進に取り組んでいるところであります。

本町の推進状況につきましては、各種委員の女性登用の目標を20%としておりますが、本年度においては16.2%、自治会長等に占める女性の割合は3%、町職員の管理職の在職状況は16.7%となっており、残念ながら目標値を達成できていない状況であります。

これまで町では、県主催の男女共同参画セミナーや人材育成のための男女共同参画サポーター養成講座の参加希望者へ積極的な支援を行い、男女共同参画サポーター認定者は、男性4人、女性16人の計20人となっており、そのメンバーが中心となり、推進団体の組織化も図られているところであります。

SDGsの考え方も取り入れながら、固定的な性別役割分担意識の解消はもとより、雇用環境整備による仕事と生活の調和の推進など、幅広い分野における連携、協働が重要でありますので、推進団体にも協力をいただきながら、よりよい男女共同参画社会が実現できるよう努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 1番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） 答弁ありがとうございます。それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、今までコロナに対する経済対策、支援等、様々な施策を展開してきていると思いますけれども、それだけでは不足に、また経営が苦しくなっている事業者もいると聞いています。それとは反して、巣籠もり需要だったりとかで逆に売上げが上がっている、そういった業者もある

ことも事実だと思います。ですから、これからは全体というよりはピックアップして、ピンポイントで支援をしていく必要があると考えますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをさせていただきます。

ただいまの質問のほうですが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、現在国のほうの第一次、第二次の補正予算で対応した事業について、執行状況などを確認、あとは達成状況をこれから調査、分析をしているということになります。また、三次補正につきましては今後、今の状況を踏まえて、どのような対策が必要かということで検討を重ねていくということになっております。

現在商工会のほうで実施をいたしました事業者の皆様へのアンケート、商工会の理事の皆さん方との意見交換、さらには先日開催をいたしましたコロナに関係する官民の連携会議というものを開催しておりまして、その都度事業者さんの生の声を伺っております。

今朝の岩手日報のほうにも記事がありましたが、ある県内の観光地の例がありましたけれども、業種によってはかなり影響を受けているというふうな報道もございますので、本町におきましても、そういった実態につきまして、関係団体と確認、協議しながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） ぜひスピード感を持って、そういった対応をしていただきたいなど、そういうふうに思っています。

しかしながら、やはり大変なところは、今々どうにかしなければいけないという事業者もいると聞いています。今まで町の支援策とかを、さらなる支援策を待って、耐えて、頑張っていた方が小口の資金調達ですか、そういったことを申し込んでいることも聞いています。そのことについてはどうお考えでしょうか。

それと、あと他の市町村でいろんな支援をしています。最初、1回目、事業者に対して支援金を現物給付して、2回目をやっているところもあります。さらに、住民の皆さん全員にクーポン券などを配って支援している市町村も出てきています。そういったスピード感というのは大事だと思うのですが、そこら辺のことも踏まえてどうお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 町内の事業者さんがそういった苦しい状況に置かれていると

いうお話につきましては、私のほうにも情報として入ってきております。ただ、残念ながら、個人といたしますか、そこまでは特定できないのですが、いずれ大変な状況であるということは認識をしております。特に議員からもお話がありましたが、業種によっては前年を上回る売上げをしているところもありますし、特に顕著なのが飲食業と宿泊業、あとはそれに関連する部分が大変だというふうなことを聞いておりますし、商工関係団体のほうからもそういった状況を伺っております。

これにつきましては、先ほど申し上げました一次、二次補正の部分で、今月下旬のほうに臨時の議会というふうなことをお話しさせていただきましたけれども、町が打つ対策が広く町民の方に行き渡るような方法を選びながら迅速に対応していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（島山昌典君） ぜひ今々必要な方がいると思っておりますので、スピード感を持って、そして三次補正も、このスケジュールからいくとどんどん、どんどん遅くなっていくような感じも持ってしまうので、ぜひそれも早くに対策を講じていただきたいなど、そういうふうに思っております。よろしくお願ひします。

ワクチン接種が県内で始まるようになってきていますけれども、コロナにならない予防接種というの必要ですけれども、今度はコロナによって仕事がなくなる、事業をやめざるを得なくなる、そういったことも予防しなければいけないと思っておりますので、ぜひその辺は対策のほうをよろしくお願ひいたします。

続いて、男女共同参画のほうに移りますけれども、町では男女共同参画推進プラン、平成29年3月に出しております。この中で、男女共同参画に関する講演会、学習会の実施をしておりますけれども、今までの実績をお伺ひします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 男女共同参画につきましての町の取組ということでございますが、先ほど答弁申し上げていましたとおり、国のほうでは、昭和60年の男女雇用機会均等法もほとんど35年以上たっていますが、その後平成11年の男女共同参画社会基本法から本格的に取組のほうは進めてございました。ただ、答弁した内容のとおり、国のほうでも大変、なかなか思ったように数字が伸びていないと。あと県のほうでも岩泉町と同じ期間でのプランを立てておりますが、そちら

のほうでもなかなか目標値にっていない状況でございます。

当町としましては、庁舎内で推進本部会議のほうを年1回、庁内の総括室長の下に推進本部を持ちまして進めてはございますが、なかなか、現在立てているプランのとおりの目標の今は20%でございますが、そこをまだ達成していない状況でございます。

ただ、取組としましては、平成25年から男女共同参画のサポーターというのがございまして、その認定を受けている方々が今現在町内に20名いらっしゃいます。その方々を中心にした団体も組織されておりまして、その団体のほうが主な活動のほうを進めていただいているのが実態でございます。25年からは各研修会のほう等も進められてございます。平成26年には、県内で開催されているサポーター養成講座も岩泉町を会場に開催してございますし、あるいは年1回は様々な講演会、そちらのほうも呼んできて、そこでのお手伝い等もしているような状況でございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） いろんな講座だったりとか、そういったことをして、サポーター養成講座等にも支援しているということで、それは続けていってほしいのですけれども、今回私がこの質問をするきっかけとか、オリンピック・パラリンピックでのいろんなごたごたとか、発言によってのごたごたがあって、やはり日本ではまだまだそういったジェンダー平等という意識がどうしても上がってこないということが叫ばれていると思います。

やっぱり根底にあるのは家庭だったりとか、幼少期から男の子と女の子はこう違うのだよというような教育をされてきた根が深いものだと思います。それをどうにか男女共同参画あるいはジェンダーフリーに持っていくために、小さい頃から、小学生だったり中学生の頃からの教育というのが必要だと思いますけれども、県の男女共同参画センターでは出前講座等も行って、意識の向上に向けていろんな活動をしています。そういった出前講座等を呼んで教育をさせるというのが非常に必要かと、重要だと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 男女共同参画に関する学校等の教育の取組ということでございますが、学校のほうでも国の動きも受けながら、例えば呼び方のほうも「君」、「さん」ではなくて、今は「さん」で統一したり、名簿のほうも男女交ぜた名簿ということで、まずはやはり教育というのが一番大事でございますので、まず率先して取り組んでいるところでございます。

県からの男女共同参画の講習なり出前講座のほうも各学校のほうには案内してございますし、

それとともに町のほうでも出前講座を実施しておりますので、その中のメニューにも入れて、学校関係のみならず一般の方々への講座のほうも実施してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） そういった働きかけ等が必要だと思いますので、さらに増えるような、ぜひそういった教育の場が増えるような施策を展開していただきたいなというふうに思います。

そして、そうは言ってもLGBTの問題とか、やっぱり都会より田舎のほうがそういった方々、性的マイノリティーの方々が住みにくくなっているという、そういったアンケートの結果もあります。例えば町では、そういったLGBTの方々に対しての対応だったりとか、例えば職場内のマニュアルだったりとか、そういったものは作成しているのか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 役場という職場、組織におきましては、国の政令に基づきまして、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画ということで計画を、そんな大層なものではないのですが、定めてはいると。ただ、いわゆるこれは女性の活躍の推進に重きを置いた女性の登用の向上アップの目標とか、そういった計画でございまして、LGBT等のジェンダー関係の部分については、特には規定はそこまではいっていないという状況でございます。

ただ、本町におきましてもそういった例がないわけではございませんので、そういった部分に対しましては、職場全体の理解を深めるように私のほうでも対応をして、例えばトイレの使用でありますとか、そういったところに配慮をして、違和感なく行動をしていただくというような配慮を職場としては行っているということでございます。

○議長（加藤久民君） 1番、どうぞ。

○1番（畠山昌典君） やはりそういった方々に対しての対応というのはきめ細やかで、非常に大変なところだと思うのですが、ぜひそういった方々も活躍できる職場になれるよう、その配慮をよろしく願います。

先ほどの答弁でもありましたけれども、各種委員会の委員だったりとか、地域のリーダーだったり、そういった方々、女性の登用を何%まで持っていこうと、非常に素晴らしいというか、やっぱりそこを目標にしていかなければいけないと思います。今見渡しても女性が圧倒的に少ないような、この議場内でもですね。ですから、女性のリーダーが出てきやすいような、そういった

教育とか体制づくりというのも大事だと思いますので、さらにその活動を続けていただきたいと思います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで1番、畠山昌典君の質問を終わります。

次に、5番、三田地久志君。はい、どうぞ。

〔5番 三田地久志君登壇〕

○5番（三田地久志君） 5番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

地消地産の推進条例の制定についてでございます。平成28年第2回定例会一般質問において、地消地産の推進条例の制定について質問をしておりますが、再度質問をさせていただきます。

我が町岩泉町は、豊かな自然と気候に恵まれ、古来より東西に人々が頻繁に行き来し、明治時代には酪農の発祥の地として、昭和30年代まではその名声を高め、畜産、酪農が中心となり牽引役となって町を形成したと言っても過言ではありません。また、エネルギー源としての木炭製造においても、日本有数の産地であったことは紛れもない事実でありました。

しかしながら、昭和30年代後半から農林業従事者の高齢化や兼業化などにより担い手が不足し、耕作放棄地などが増加していきました。また、新エネルギー源としてLPGガスが普及したことで、木炭製造が衰退し、人口減少が急激に進み、集落の活力が低下していきました。

近年、本町の一次産業を取り巻く環境は、東日本大震災津波や平成28年台風第10号豪雨災害によって、さらなる担い手不足が深刻化し、大きな転換期を迎えております。さらには、全世界で蔓延し収束の兆しが見えないコロナ禍による人的・経済的疲弊も見えてきています。

過日の町長の施政方針や全員協議会で説明があった岩泉町国土強靱化地域計画、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、岩泉町地域薪資源利活用調査事業などにも関連すると思われることから、やはり地消地産推進条例は必要ではないかとの思いであります。

岩泉町国土強靱化地域計画では、リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧に、食料等の安定供給の停滞については記述がありませんでした。

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では、運動、栄養、口腔等のフレイル予防などの健康教育、健康相談を実施し、若い世代からの健康づくりの取組が将来の介護予防につながると記述してあります。

岩泉町地域新資源利活用調査事業においては、未来づくりプランの部門別振興計画により、「次世代につながる持続的な農業振興」、「森林資源の価値向上による持続ある林業振興」、「安定・安心な水産物を供給する水産業の振興」の3点を基本に、森林整備、活用、保全をしていくとあります。

コロナ禍では、外食が減り家庭での食事が増えており、輸入食品よりは国産品、町内産品の食に対する安全性や信頼性への関心が一層高まってきていると思われます。身近な生産者を支援し、顔の見える生産者の生産物を食卓にという声が出ていることも事実です。この声に応えるためにも、本町の農林水産業の振興を図るとともに、安全で安心な食を町民の食卓に提供する必要があると考えます。

町内の食品製造、販売、飲食など食に関わる者が率先して町内農林水産物を用い、さらには学校教育、生涯学習、福祉分野、観光産業など、あらゆる場に食育を推し進めていくことは、自然の恵みや食に関わる多くの人に感謝して、人が命をつないできたという美しい心を思い起こすことにつながります。このことが、岩泉町国土強靱化地域計画における食分野の対応、高齢者福祉における介護給付費の抑制、まき資源利活用によるまちおこしにもつながることではないでしょうか。

食を通して「もの」と「ところ」とともに真に豊かな地域社会を創造するため、生産者と生活者のかけ橋となる地消地産（地域で消費するものは地域で作る）の推進を図る必要があると考え、地消地産の推進のために条例を制定し、取り組む考えはないか伺います。

次に、非認知能力についてです。平成30年第2回定例会において、教育環境の課題についての一般質問をしております。要約すれば、幼児教育の課題についてでした。今般、非認知能力と認知能力の学術論文を何本か読む機会があり、幼児期における非認知能力及びその後の非認知能力の発達について質問をさせていただきます。

論文によれば、非認知能力、認知能力は世界中で研究がなされてきているようです。非認知能力が注目された理由は、2000年にノーベル経済学賞を受賞したアメリカのジェームズ・ヘックマンさんが主張した大きくは2つのことです。1つは子供の教育にお金を使うなら就学前の乳幼児期がとても効果的だということ、もう一つは幼少期に非認知能力を身につけておくことが、大人になってからの幸せや経済的な安定につながるということです。

認知能力とは、数が分かる、字が書けるなど、IQで測れる力です。非認知能力とは、例えば

目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力、考える力などです。

日本においては、2017年3月に改訂された学習指導要領にその内容が組み込まれ、2018年4月の保育所保育指針、幼稚園教育要領も改訂されました。それまで養護に重きを置かれていた保育所でも、教育を一体的に行うことになりました。新しい保育所保育方針で示された幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）には、自立心、協同性、思考力の芽生え、豊かな感性と表現など、まさに非認知能力と言うべきものが含まれています。

さて、町長の施政方針においては、保育士の就労環境を改善し、子育て支援を充実するため、こども園保育業務支援システムを導入し、さらに妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置するとあります。

この施策で期待することは、保育士の就労環境が改善されることで、子供たちと向き合える時間が増え、非認知能力が高まること、子育て世代包括支援センターにおいては、子育て中の親子が相互交流を行いながら、家庭内で子供に対するフォローが増加し、非認知能力が高まることではないかと思えます。

また、非認知能力は10歳ぐらいまでに力をつけることが肝要だと文献にはありましたが、20歳ぐらいまでは力をつけることができます。

その文献では、幼少期の家庭環境や非認知能力が、学歴、雇用形態、賃金といった労働市場における成果にどのような影響を与えているかを検証しています。その中で、中学時代に運動系クラブや生徒会に所属したことがある者は、賃金が高まる傾向が見られるとのこと。就業以降の人生において、認知能力や勤勉性以外に外向性が必要であり、協調性やリーダーシップを養うと見られる特定の部活動を通じた経験が将来の成功に関係しているとのこと。

そこで、岩泉町の人材育成のためにも非認知能力を身につけることを今後の教育の重点目標とすることはいかがでしょうか。

ウィズコロナの現在、子供たちは人とのコミュニケーションや様々な体験を通常時に比べ経験しにくい状況となっています。非認知能力向上は、幅広い経験に根差す部分も多く、今まで以上に意識的に取り組むことが必要と考えられます。

既に始めている自治体もあることから、町でも非認知能力の向上に早急に取り組むべきと思うのですが、町長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 5番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、地産地消推進条例の制定についてであります。地産地消は、食品の安全に対する意識の高まりから、地域で生産されたものを地域内で消費し、生産者の顔が見え、安全で安心な農林水産物を提供すること、また産直や加工の取組などを通じて6次産業化にもつなげていく側面を持ち、県内では宮古市、奥州市、久慈市が地産地消及び食育の推進に関する条例を設けているとお聞きしております。

本町では、食育推進計画を策定し、食生活や生活習慣に取り組んでまいりましたが、食育の推進は、地域と生産者との連携や豊かな地元食材についての見直し、さらには郷土食の伝承や豊かな味覚を育み、地域の自然や文化、産業への理解を深めるためにも大変重要な取組でありますことから、学校給食の地場食材の利用拡大や道の駅等での農林水産物の販売を推進してきたところでもあります。

議員ご提案の地産地消は、地産地消の考え方に、地域で必要なものは地域で作るという概念が加わることとなりますことから、地元の消費動向を認識することで新たな製品の発掘にもつながりますので、大変意義のあるものと認識をしております。

今後においては、先行する自治体の取組状況なども参考にしながら、町民の皆様との協働による条例の制定に向けた環境整備を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、非認知能力についてであります。IQなどで数値化される認知能力と違い、目には見えにくく、測定できない個人の特性による能力が非認知能力と言われておりますが、具体的には意欲、協調性、粘り強さ、忍耐力、コミュニケーション能力などと考えており、町のこども園では、平成30年度に施行された幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、「個別の知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「心情、意欲、態度の学びに向かう力、人間性等」を重点に資質、能力の向上に取り組んでおります。

また、非認知能力を高める時期は、乳幼児期のとりわけ3歳未満児の保育が重要であると言われておりますことから、3歳未満児の発達過程における目標を立てた個別計画を作成し対応をしているところであります。

こども園保育業務支援システムの導入と子育て世代包括支援センターの設置は、町の子育て支援を拡充する上で必要な環境づくりの一環でもありますことから、保育士と子供たちが触れ合う時間を確保するとともに、出産、育児の不安を軽減し、産み育てやすい環境づくりを目指してまいります。

こども園における日常の保育活動のほか、運動会や生活発表会などの行事開催に至るプロセスが非認知能力の向上に資するものと考えており、併せて家庭における保護者と子供との触れ合う子育てが大変重要であると認識をしております。

今後におきましても、保護者と家庭における子育ての重要性を共有し、協力し合いながら、保育士、保健師をはじめ関係機関と連携を密にして、子供たちの成長の一助となるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 5番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 前向きな答弁をありがとうございます。

まずは、地消地産の関係なのですが、制定に向けた環境整備を進めていくと。今後1年以内に何とかつくるといふことでしょうか。そこが分かってから議論を進めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） スケジュール感のご質問でございますけれども、まず地消地産条例でございますが、農林水産物以外、総合的な領域が広いという観点が生じてまいりますので、現時点で1年以内ということは明確にはご答弁はできないかなというふうに思っておりますが、1年以内にはあらゆる準備を重ねていきたいということは申し上げておきたいなと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 今課長が話ししたとおり、あらゆる分野にまたがるというのはそのとおりです。例えば岩泉町でできているエネルギー政策にしても、他者でやっているわけですが、いわゆる発電所。では、岩泉に3か所発電所があるのだけれども、どの程度発電しているのかというのは、数値化して多分押さえていないと。それから、これから風力発電が始まります。これも他者ですが、岩泉町の町で生まれたエネルギーなわけです。そういうものをある程度数値化して

いくと。そして次に、そのことで違うものにも全部数値化を図って行って、目標をこうしたいというようなこともこれからは必要ではないのかなと思います。農産物にしても、林野産物にしてもそうですが、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

まさに議員がおっしゃるとおり、現在の状況を数値化していくというのは見える化するということになりますので、行政としても大変重要なことであるというふうに思っております。その中で、今後どのようにしていくかという目標づくりは、それを踏まえてやっていくことが当然必要なことであると思っておりますので、そういう認識の下に、今回の地消地産を考える上では、その点を組み込んで考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 先ほど言わなかったのですが、まきのこともそうです。ストーブだったり、バイオマスだったりするところも、その数値をどうしていくかということが当然必要になってきます。

あとは、例えば今までスローフードということでやって、最近静かにはなってきたのですけれども、短角牛のこと、あるいは安家の地大根のこと、この辺についても数値としてどう捉えていけばいいのか。もともとあるもの、郷土食に近いもの、そういったものも全部数値化する必要があると私は思うのですけれども、その辺についても当然考えていらっしゃると思いますが、やはり共通認識に立たないと議論が深まらないと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） もちろんデジタル化できるものはデジタル化していきながら、農山漁村の発展という形に努めていくべきだというふうには思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それこそ他の自治体も参考にさせていただきながら、岩泉としてはどうすべきかというのは、やはりあくまでも主役は町民なわけですから、町民の皆さんの意見を集約することが非常に大切なことだと思います。行政はどちらかというとプロデューサーをしていただいて、プレーヤーは町民ですよという意識で、こういうものはつくっていく必要があるのではないかなと思うのですが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今回の地消地産に関しましては、やはりいろいろな概念が新たに加わります。もちろんその中にSDGsの考え方もございますし、地域内循環を高めていくという側面も出てまいります。その中で、町内にいろんな団体があります。それぞれ皆さんが活動されてございます。その中で、こういったものを町内で消費する、あるいは町外に販売をしているというのは、まさにそういった町民の方々が主役となって取り組んでいかなければならない、まさにそういった意味合いを含めた条例になるのではないかなというふうに考えておりますので、その点を踏まえて考えていきたいなと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） そういういわゆる基本の概念が多分共通で認識されたとは私は認識いたします。

今度は、食育という部分では、できるだけ町内のものを採用したいのだけれども、なかなかないというような状況が今までも続いてきたのだろうと。どうしても対応が難しいから、よくないけれども、冷凍を使ったりとか、よそでできたものを入れていくという対応をしてきた。それを何とかするためには、一つの課ではなくて、食育担当の課だけではなくて、隣の農林水産課のほうとも協働していくということがますます必要だろうと。当然管理栄養士さんが作ったもので1年間作るのしょうから、そのスケジュールに合わせたものをお互いに情報交換しながら、この時期にこういうものを作れるところがないかとか、そういう情報交換なんかを今までしたことがありますでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

私が就任してから約3年たちますが、その間において、役場内での関係課同士の話し合いということは、特に持った経過はございません。ただ、議員がおっしゃるとおり、特にも農林水産課との兼ね合いは大変強いものがあると思いますので、その辺については今栄養士のほうとも話をしまして、今回のことが機になりますか、そういった形でお互いの情報を共有し合って、よりよい食育に持っていくというふうな考えはございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それこそ農林水産課でいろいろ指導をしていただいて、一次産業の従事

者の皆さん、いろいろ作ってはいらっしゃる。それが多分役場の庁内で、各課で連携がなかなかされなかったかなという、それがあるというのは分かるけれども、では協働でそれをどうしようかという意見交換の場が多分なかったのではないかなと。課長会議ではいろんな話が出るのでしょうけれども、そういうところで、細かいことなのだろうけれども、これからは中居町長の下で、そういう情報交換も含めて各課横断的に進めていくべきだろうと。

町長にもこういう話をして大変申し訳ないのですが、一つ前に進むためには、課題もあるけれども、前に進むための何か、岩泉町を明るくしていこうよというようなことをするためにはそういうことも、取組も必要だと思うのです。これはどこの課長が答弁になるのか分かりませんが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） それでは、佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

もちろん各課横断的に取り組む事項ですというのは、先ほども申し上げてきてございますけれども、例えばですけれども、最近では経済観光交流課とも食のつながりでいろんな事業を展開していかねばならないというお話、答弁もさせていただいてございます。例で申し上げますと、例えばですけれども、炭鉱ホルモン、知名度が上がってきていると。その材料を、では地域で作っていきましょうというふうなことで地域が盛り上がっていくことがまさに町のまちづくりにつながっていくのだらうなということで、農林水産課、経済観光交流課、保健福祉課、そういった関係機関はもちろんですけれども、教育にも関わる部分で教育委員会も入りながら、横断的に取り組んでいかねばならないなというふうには考えてございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それこそ地消地産の部分でいけば、郷土食というところで、協力隊の方が岩泉の郷土食を調査ということで来ているということのようなのですが、これもやっぱり地消地産で進めるべきであろうと思いますし、今やらないと、多分節句料理でこういうのを食べたねと過去の話になってしまって、作り方も分からないという状況になる可能性がある。その辺については、多分経済観光交流課のほうでいろいろ情報を提供していると思うのですが、課長、その辺はいかがですか。

○議長（加藤久民君） それでは、馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、地消地産に関する部分になりますけれども、私ど

も経済観光交流課につきましては、観光を主に担当しているということで、県内的、全国的に観光が大打撃を受けております。こういった状況を踏まえまして、これまでの観光を見直そうという動きが出ております。その中の一つとして、既存の資源について見直していきましょうということがあります。その中で、これからの観光の中では、いろいろ重要なポイントというのはあると思うのですが、そういった議員からお話がありました地域の食といいますか、そういったものも大事であるというふうなことが出ております。

観光のほうでやっておりますが、県別の魅力度ランキングというのがありまして、この中で地域食に取り組むところというのが上位に来ているというふうな結果が出ております。岩手県の場合は27位という結果になっていましたけれども、町のほうでも、今回のコロナ禍を受けて、農林水産課のほうとも連携しながらやっていきたいなと思っておりますし、身近な例といたしましては、町内のホテルにおきまして、町産の牛肉を使いました限定のプランであったりとか、そういったものをきっかけにこれからどんどん広げていきたいというふうに思っております。岩泉町のほうでも地消地産が進んでいくように、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それこそ観光分野でいけば、秋保温泉の方々が秋保温泉米プロジェクトというのをつくって、20年も前から自分たちのところで取れた米を宿で提供するというようなプロジェクトもあります。岩泉でも米はいっぱい作っているわけですから、しかもライスセンターに直接行くのではなくて、天日干ししてうまみを増した米を作っていると、そういうこだわりのところを前面に出しながら、観光客だけではなくて地元の人たちにも食べてもらう。エネルギーをかけてよそに持って行って消費させるのではなくて、あるいはエネルギーをかけて岩泉に持ってきて、商売している方には申し訳ないけれども、地元のをエネルギーをあまりかけないで地元で消費してもらうというのがやはり地消地産の一番の肝ではないかなと私は思っております。

そういったことも含めれば、素材はたくさんありますから、ぜひそういうことも含めて取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺については、やっぱり農林水産課になるのかな。よろしくをお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりだと思います。横持ち運賃、エネルギーをかけてというところもござい

ますし、加えて私が感じているのが脱石油化にあるのかなと思います。例えば食以外にも工芸品においても化学製品が多い状況ですので、これを地域の資源を使って、それを長く使っていくと。そういった取組で、エネルギーを使わずに脱石油化に向けて取り組んでいくと、そういった意識の高まりは必要ではないかなというふうに思っています。

答弁になったかどうか分からないのですが、こういう形で、すみませんが、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 脱石油は私も賛成ですし、そうしていかなければならない時期は当然来るだろうと思います。そういうことで、何とか1年を目途につくってほしいなということをお願いして、次は非認知能力のほうに移らせていただきます。

非認知能力については、実は今の食育というか、地消地産にも関わってくるのだろうと思います。ここに「3歳未満児の発達過程における目標を立てた個別計画を作成し対応している」と、「3歳未満児の保育が重要である」と書いてありますが、過日の委員会では、保育士さんが採用できないとか、待機児童が出たとか、その対応、そこに一番本来は金をかけるべきところだろうと。そのことが非認知能力を高めることだろうと。残念だなと思っているのですが、次年度においては、そこをどのようにしていこうと思っていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 議員おっしゃるとおり、まさに非認知能力を高めるために、保育補助として、そして保育士をあのような人数を雇用しようというふうなところではございました。そして、余力を持った中で非認知能力のほうを高めるとというのが私どもの考えではございましたが、残念ながら雇用、募集をしたところがあいつた状況になっているということで、大変残念に思っています。

先般の条例補正の際にもお話がありました総務課サイドでの考え方、また担当課としては、やはり早い時期に保育士へ当たって、そして保育士を確保するというふうなことをまず考えております。それについては、例えばほかの首都圏ですと、住宅、マンションを確保して、そして保育士を確保するとか、そういうふうなことも踏まえながら、町内で何ができるのか、そしてそれによって保育士に来ていただけるような状況、条件をつくり上げた上で、学校、保育士が就学している大学なり専門学校へも出向いた上で、できればそういった獲得に動ければというふうな考え

が今ございます。そういったところをできるだけ形づくっていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 待機児童がない、ゼロ歳児から間違いなく受け入れてくれることで、岩泉のいわゆる共働きの方々が経済活動ができるということにもつながりますから、ぜひそこは行政は頑張って採用していただいて、非認知能力を高めるための保育というのはしていただきたいと思います。必ずや待機児童がないようなものにしてもらいたいと思うところであります。

さて、食育との関わりの中で、非認知能力の中で、家庭内で食事を一緒に一緒にのテーブルですると。これは隣のおじいちゃんが作った野菜だよ、米は隣のおばあちゃんが作った米だよというような会話ができるようにしていくべきではないのかなど。どこの素材か分からないものをただ食卓に並べて、会話……そこで会話をすることで初めて非認知能力が高まるし、自分たちが作っている、自分たちが生まれたところのものがここの食卓に乗っているのだというような環境を私はつくっていきたいと思ってまして、ぜひそこら辺についても、子供だけの問題ではない、学校教育の中でもそうです。あるいは、教育者でないところもそうなのわけなのですが、そこについて重要だと思うのですけれども、こども園での食の部分については当然地元のものが多いのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） こども園3園につきましては、地元それぞれあります、こがわは小川、いわいずみは岩泉、おもとは小本の商店がございしますが、そちらのほうから仕入れております。食育としては、やはり地元を中心というふうなことでは考えておりますが、食材が全部確保されているというところまでは確認はしておりません。

あと確かに子供と親との触れ合いをしながら、家庭で食べるというのは一番のことだと思っております。そういったところも保健師、あと保育士につきましても、家庭の保護者に対してのそういう指導ですか、触れ合いの時間を増やしていただくというふうなことは常々から指導といえますか、お願いしているところではございます。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 答弁書にも書いてはあるのですが、1足す1は2というのは、認知能力

というのは後々頑張っても十分備わる。いわゆる地頭がいい、生まれたときから頭がいい子もいるかもしれませんが、そういう教育というのは、若い頃というか、小学校ぐらいまでに一生懸命やれば認知能力は高まるのだそうですけれども、非認知能力についてはやはり幼児期が非常に大切だと。なので、そこの部分で、一生懸命遊ばせて、あるいはうちでも遊ばせて、そういう環境を、よく同僚議員が遊び場がないというような話もしておりますけれども、そういうところもこれからは絶対必要なだろうと。転べば痛い、けがすれば血が出る、それも非認知能力です。なぜ転んだらうと分からないと、そういうところも、危ないではなくて、どんどんやらせるべきだろうと思うのです。

こども園だけではなくて、全部絡んでしまうのですけれども、そういうことを情報発信するような、包括支援センターでそういうことができるのかどうか分かりませんが、そういうことも私は、どんどんそういうことをしましょう、させましょうというような情報発信が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 議員のお考えにつきましては、私も同感なところはございます。

しかし、公立保育園といいますか、こども園を運営している以上、やはりけががないというのがもう何といても一番大事なことであります。一番は、何があってはならないというのはけがでございます。できるだけ注意を払いながら、そういったことが起きた場合はすぐ自分で対処できるような能力、そういったものも培うべく、スポーツクラブの方にも来ていただきまして運動能力も高めようとしておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） 私もちよっとそこは言い過ぎました。けがをすれば血が出るというのは当たり前の話なので。というよりも体幹を鍛えるということ、前頭葉を鍛えるということ、いわゆる運動能力を高めるということがやっぱり大事なのです。そこが非認知能力も高めていくことにつながるといいますので、今言っている子供たちのところで、親子で一緒に運動ができるようなことの指導もしているようですが、そういうことがいつもやれるような状況というか、二、三か月に1回とかというようなことではないような仕組みというのをぜひつくってほしいのですが、その辺、3園でそういうことをぜひやってほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 3園で合同にやるという意味でありましょうか。

〔「違います」と言う人あり〕

○保健福祉課長（田鎖英明君） 違いますか。個別であれば、先ほどのスポーツクラブの方から、それぞれ3園に定期的に出向いていただきまして、運動能力の向上には資しているつもりではございます。加えて、園庭遊びは特にも午前中に行いますけれども、そういったところで、園庭の中での様々な遊びを通じて能力を高めていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それでは、小学校のほうではそういう考え方は、突然の振りですが、いかがでしょうか。非認知能力についてどのような……対応は恐らく学校のほうはやっているような気がするのですが、どんなことを取り組んでいるのか、もしありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 認知能力、非認知能力に関する小学校ということでしたけれども、本当に大変おわび申し上げるのは、議員からの質問がなければ、私は認知能力、非認知能力というのは全く認識がございませんでした。ただ、今回の質問のおかげで勉強をいたしまして、大変この研究のほうで、確かにペリー就学前教育とかアベセダリアンプロジェクトという部分からまずは取り上げられた部分で、確かに子育て世代のお母さんたちには響くような内容だなと思ってございました。数字で示す部分が認知能力、そうではない部分が非認知能力ということでございます。

実際、こども園もそうですが、学校の活動自体は、認知能力、数字で示す学力の部分、そのほかの別な学習分ですね、そちらのほうはもちろん取り組んでございますので、例えば行事、遠足なり修学旅行なり、そういった行事というのは、ほとんど非認知能力のためにやっているものでございます。そのためにも、こういった認識のほうも、私のほうでも認知能力、非認知能力のほうもちゃんと実感しながら、それを念頭に置きながら取組を進めてまいりたいと思っております。

ただ、本当に学校自体の活動は、今コロナ禍で、例えばリモートとか、遠隔授業とか、取り上げられてはいますが、やっぱり重要なのは集団の中でのそういったコミュニケーション能力とか、同じ空気、空気感の中で一緒に進むことで学ぶ部分というのは大きいと思えますので、議員からご指摘のありました認知能力、非認知能力に関しましても、そこのところは実践して、学校のほ

うにもこういった考えもあるのだというのも進めながら説明していきたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） それこそ学校ではもうタブレットが始まりますし、そういったことを考
えると、会話もない中で多分進んで、それは先生方の指導の方法だと思うのですが、画面
だけ見ていると、隣との話とかなんとかが多分出てこないのではないかな。

そういうことも踏まえてやりながら、研究しながら進むのでしょうかけれども、認知能力は学習
塾に行っても高まります。あるいは、親が教育していても認知能力は高まります。ただ、非認知
能力はやっぱりコミュニケーションですから、いろんな会話、そして危険予知をする、さっきも
言ったけれども、転べば痛い、あそこから木が落ちてくるのではないか、岩が落ちてくるのでは
ないかというようなことを体感してもらわないと分からないわけです。観察力というか、そうい
うところを高めるためにも、ぜひ小学校、中学校でも、学校長会議だとかのたびにそういう話を
していただいたり、ぜひ子供たちのために、岩泉町をつくる子供たちに、非認知能力が高まって、
その子たちが岩泉を何とか支えるというような教育をこども園でも小学校でも中学校でもやって
いただきたいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 議員からご指摘がありましたとおり、本当に日常の活動自体の中で取
組のほうは行われておりますので、実際のところ、非認知能力のほうにあります忍耐力とか、あ
るいは競争しての勝った負けた、そういった感覚でさえ非認知能力に分類されてきますので、そ
の活動のほうは、数字で示す学力調査だけではなくて生活実態調査等も行っておりますので、
そういった部分で、通常の生活の中での子供たちの動きにも目を配りながら、その能力のほうは
高めていきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 5番、どうぞ。

○5番（三田地久志君） ぜひそういうふうにしていただいて、次世代を担う子供たちを育ててい
ただきたいというお願いをいたしまして、終わります。

○議長（加藤久民君） これで5番、三田地久志君の質問を終わります。

次に、8番、三田地和彦君。はい、どうぞ。

〔8番 三田地和彦君登壇〕

○8番（三田地和彦君） 8番、三田地和彦でございます。通告に基づきまして2点について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目に温暖化対策についてであります。最近、異常とも言える気候変動により、気温や海水温の上昇が発生し、これに伴い、今までとは違った台風の発生場所や低気圧の異常発達による自然災害が多く発生しているように思われます。特にその影響を受けているのが、自然の恵みを受け生計を維持している、大きく分けて農林水産業であります。実例を挙げますと、農業においては風雪水害被害、林業では農業と同じ被害に加え、ナラ枯れ等の被害が発生しております。水産業においては、海水温上昇により、親潮、黒潮の潮流変動によるものと思われる魚、貝、海藻類への影響が発生しております。特にサケ回帰率の問題、青魚の回遊時期異変、貝類、アワビの大不漁及び天然ワカメや昆布の繁茂状況により、アワビ繁殖への影響やウニの異常発生による磯焼け等が起き、漁業に大きな被害が発生しております。

今までの自然サイクルに変動が起きていると思われまことから、温暖化対策について、当町においても、国、県を通じ早急なる対策を講じていただくようお願いするものであります。

また、岩泉町は、自然豊かな町として、酸素一番宣言をしております。岩泉の山に合った木を植え自然を回復し、温暖化対策に取り組む考えがないか併せて答弁願います。

次に、住宅対策についてであります。私は、この問題について、平成26年3月から一般質問しております。今までの質問内容は、「人口減少に歯止めを」、「町内誘致企業や第三セクターで働く若者の定住化を」、「住宅環境を整え、結婚にも結びつく環境を」の意味から住宅について質問してきました。

岩泉町においても、住宅関係事業は進めております。公営住宅法に基づく住宅、定住促進住宅、子育て支援住宅や町で管理する教員住宅があります。ほかに宅地分譲も行っております。

国では、地方創生とし、人口減少は地方から立て直そうの考えから地方創生を打ち出しました。しかし、各市町村の対応によって、かなりの格差が生じております。なぜなら国からスローガンは出たが、都市や過疎地域との条件に違いがあるからであります。どうか、今回で9回目になりますので、住宅について再認識していただき、今までの事業とは違った岩泉町独自の住宅、宮城県七ヶ宿町を参考とした事業を起こす考えがあるか答弁をお願いし、本席からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、三田地和彦議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、温暖化対策についてであります。国の2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ表明、県のいわて気候非常事態宣言など気候変動への対策は、議員ご指摘のとおり国、県、市町村が一体となって取り組まなければならない喫緊の課題であると認識をしております。

本町は、平成14年度に温暖化対策も含めた環境対策の理念としての岩泉町環境基本条例を制定し、町民の皆様、事業者の方々と一丸となって取り組んでおりますが、二酸化炭素排出抑制の取組は、点としてではなく、面としての広がりが必要であると考えております。

環境基本条例の基本理念を町民の皆様とこれまで以上に共有するとともに、国や県、他市町村の取組と連携しながら、場合によっては他市町村とも共同をして、町としての温暖化対策に取り組んでまいりたいと存じます。

特にも農林水産業につきましては、気候変動の影響を最も受けやすい産業であると認識をしており、議員ご案内のとおり、水産業においてもサケをはじめアワビやウニなど記録的な不漁が続いておりますことから、令和3年度から、栽培漁業と採介藻漁業を持続化させるための取組を進めることとしております。

また、本町の森林は地域や地形、標高などにより針葉樹や多様な広葉樹が生育をしているという特徴があり、その特徴は経済林としての木材利用だけでなく、森林の持つ公益的機能や農地や河川、そして海の良好な環境を形成することにつながることから、これまで水源の森の設定や広葉樹の植樹、育樹イベントの開催など、温暖化対策につながる事業も実施をしております。

今後においても、ご提言の植樹活動も含め、国や県、関係団体とも連携をしながら、森林環境譲与税を活用して、森林を適切に管理し、健全な森へと整備を進めてまいります。

次に、住宅対策についてであります。町の最重要課題の一つである定住化を推し進める上では、産業の振興などとともに、移住、定住のための住宅の確保は必要不可欠なものであると認識をしており、これまで子育て応援住宅や定住促進住宅を整備するなど、町民の皆様のニーズに応えた施策を実施してきたところであります。

また、岩泉町未来づくりプランにおいては、重点プロジェクトに「魅力ある居住環境の整備」を掲げ、町営住宅の入居しやすい環境づくり、空き家・空き地バンクの充実、多様なニーズに対応した宅地と住宅の供給などに取り組んできたところであります。

このほか、未来を創る10の希望プロジェクトに掲げる住宅確保や宅地分譲に係る3つのプロジェクトにつきましても、現在、調査研究しながら一つ一つ着実に実施をしております。

本年度は、居住環境の推進を地域整備課に一元化をし、町営住宅の入居要件の緩和や岩泉三本松地区などの宅地分譲、空き家・空き地バンクの運営による民間住宅の活用などにも積極的に取り組み、その成果も上がってきているところであります。

さらに、新年度におきましては、新たに岩泉上町地区の宅地分譲を予定しており、必要な予算を本定例会に提案をしたところであります。

議員ご提案の宮城県七ヶ宿町の取組も含めた他自治体における先進事例を参考にするとともに、移住、定住を希望する方や町に住み続けたいと考える町民の皆様の多様なニーズを的確に捉えながら、町独自の住宅施策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（加藤久民君） 8番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） まず、温暖化対策ということは、これは日本国、それから岩手県岩泉町だけの問題ではございません。これはグローバル的な問題でございます。ですから、今町長の答弁をいただきまして、まず2050年ということで、温室効果ガスの排出ゼロという表明は、これは皆さんも、全てこの会場にいる方は認識していると思います。これは全世界なものですから、国がまず一番になって、主導権でやっていかなければならないものと私も認識しております。そして、この岩泉町、特に森林93%を持つ岩泉町におかれましては、今までも実施しておったわけですが、やはり岩泉町の山に合った木を植える、これは今までもやってきました。しかし、このコロナ等で少し足踏みをしたり、規模を縮小してやっております。

そして、以前もこれは一般質問でなく、いろいろ外国から来て、日本を好きな外国の方が来て、山に木を植えて、やはりこれは何ととっても人間の健康的にも重要だということを言っている方があります。この間も、C・W・ニコルさんという方でございますが、NHK等でもこれはやっておりますことから、そういうことで、まず岩泉町においても木を植えることが一番だと思しますので、そういう考えを再度積極的に全国に声をかけてやる気があるのかどうか、取りあえず第1回目の答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

ご質問の岩泉に合った木を植えていくということでございますけれども、これまでも岩泉町では針葉樹を中心に植林をしてきました。間もなくその針葉樹が伐期に入る時期になります。その伐期の後の山をどのようにしていくかというのが当課の一番大きな今後の課題なのかなと思っております。議員ご承知かと思っておりますけれども、針葉樹につきましては、植林をしなければ木の再生が遅れてしまうという側面がございますので、しかしながら一方では針葉樹は地球温暖化のためには炭素処理能力が広葉樹よりも高いという側面がございますので、そういった観点を踏まえますと、広葉樹、針葉樹をうまく町内の適地に植えていくという形が一番いいのかなというふうに思っております。

そういうことで、岩泉に合った木というのは、やはり地域、標高を考えながら、雪害を起さない場所とか、そういったことを踏まえながら、今後検討、考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） 木を植えていただくということは、認識は同じようなことでございますから、ただ標高といっても、まず1,000メートルを超える山は岩泉町にはないと私は確認しております。そんなに標高的には、風雪にはこれは確かに厳しいかなと思うのですが、そこら辺の認識の下に木を植えていただきたい。これはまず要望しておきますので。

それから、あとはやっぱり今までは、我々もそうなのですが、ここの会場にいる人はほとんどかなと思うのですけれども、生活の暖房を取るにはほとんど化石燃料、これが主ではないかなと。ただ、その一部にはまきストーブを使っている家庭はあると思います。そして、最近町のほうでもまきストーブを進めるということをやっておりますので、この辺をもっと具体的に補助的なものを考えたまきストーブの考えがあるかご答弁をお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） まき資源を使ってエネルギーに変えるという取組に対する支援についてでございますけれども、現在まき資源の調査事業を実施しております。これを踏まえて住民の皆さんへのアンケートも実施したところでございますけれども、やはりまきは引き続き使い続けていきたいというような方々が結構多い状況にございました。

したがって、まきストーブに対する支援というものを考えていかなければならないだろう

なというふうには思っていますが、財源の確保の観点から見ますと、やはり山とまきストーブの利用をセットに考えていきながら、それが持続していくということが大変重要なというふうに思っています。森林環境譲与税という財源はございますけれども、やはり森林の整備も含めながら、そういった支援については検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） ありがとうございます。その意気込みでお願いしたいと思います。

それから、農林水産業につきましては、かなりの温暖化によりまして被害を被っております。ですから、これは岩泉町というより、岩泉町が県とか国に働きかけて、何とかこれを2050年度までには温室効果ガス排出をゼロに近くやるような運動を本当に力強く進めることをお願いして、1問目につきましては、質問は終わります。

次に、住宅対策でございます。これは、私がずっと前から質問している問題で、というのは人口減少が、私の住宅対策についての一番食い止めるための質問でございました。まず、この会場にいる町職員の方は、今日の岩泉町の人口を見てきましたか。見なくても結構でございますが、8,845人でございます。ということは、私がこの質問をしたとき、昭和35年、これは町村合併をやって4年後の人口だったわけでございますが、2万7,813名あったわけでございます。そして、今日の数字を引くと、1万8,968名減少しております。パーセントでいくと、本当に大変な68.198、小数点以下第3位まで申し上げますが、本当に大変な減少でございます。ということがやはり、人口を回復するためには住宅が一番と私は認識して質問しております。

ただ、町そのものも全然対策をやっていないというわけではございません。先ほど一般質問の中でも言いましたとおり、町営住宅、これはまず法的なものもいろいろあります。あとは、定住化促進、子育て住宅、災害住宅というような格好で、かなり住宅には力を入れていただいております。ただし、子育て住宅、やはりこれを、子育てをするためには子供を産ませる環境……ということは少し問題になるのかな。今は少し言葉に気をつけないとあれなわけでございますが、やはり子供を産ませる環境にするためには、以前の質問の中でもちょっと厳しいことも言いつつ、担当課ではそれなりに認識はしていると思います。

ですから、これを、岩泉型的な住宅を考えるという、この答弁書にあります。再度、先ほどは町長の答弁でございました。各担当課長さん等も交えてこの答弁書を作ったのかなと思いますけれども、課長の意気込みをひとつ、岩泉住宅という考えを力強く、課長の立場で、町長を乗り

越すことはできないと思うのですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） まず、大前提にありますのは、議員と同じく、住環境の整備というものは重要なものだということは同じでございます。その中で、それを踏まえまして、これまでも議員のほうから一般質問等をいただいて、我々でも住環境の整備について進めてきておりました。

1つは、先ほども議員のほうからもありましたが、町営住宅については、昨年6月に条例改正をしまして、それによりまして、その後の募集で、台風10号で造った公営住宅も一般化をして募集をかけたところ、24世帯、これまでに新たに入居が決まっております。その中には10世帯の新婚夫婦の方もおります。これも要綱、条例を改正した分の成果とは思っております。

また、1つには空き家対策、こちらのほうもホームページに掲載したりしまして、これまでに24戸の空き家の契約が決まっております。さらに、3月1日の広報では、空き家の広報をちょっと載せていただいたのですが、3日、4日たちますけれども、先日、もう既に五、六件の登録をしたという問合せも含めあります。

子育て応援住宅については、PFIでこれもやらせていただいて、12戸、今全部子育ての方々で埋まって、12戸の中に50人ぐらい、子供も含め住まわれておりますが、先日1つ空きが出まして、住宅を新たに建てるという方があって空きが出たのですが、そこには、募集をかけましたらば7世帯のご家族がそこに手を挙げているというような状況でございます。

こういった形で、我々のほうでもいろいろな住環境対策を含め政策を打ってきておりまして、その中での成果も、これは上がってきているのではないかなというのも一つあります。ただ、分譲についても、三本松で7区画分譲しましたところ、やはり満杯で全部完売にはなったのですが、あふれた方がおいでになります。先ほどの子育て応援住宅の件も含め、これまでの分でも様々なニーズがやっぱりあって、住みたいという意識の方々がいるということは分かっておりますので、新たな部分の政策としてもいろんなことを考えていかなければならないのだろうなというふうに思っております。

議員からのご提案のありました宮城県七ヶ宿町についても、我々でもそちらの役場に出向いて、実際の建物を見て、制度等を勉強してまいろうと思ったのですが、このコロナ禍の中で県外出張はかないませんでしたので、我々の資料の中で様々やっておりますが、そういった中で、今後い

ろんな手を打っていききたいということは議員の思いと同じでございますので、様々な政策は引き続きやっていききたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 8番、どうぞ。

○8番（三田地和彦君） 力強い答弁をありがとうございました。まず、私の気持ちを課長には酌んでいただいたのかなど。これは、人口減少ということは私の身近でも、彼女ができて、1泊家に泊まったきり、あとは泊まらない彼女があったという意味で、これはそこら辺を何とか皆さんで認識して、これは住宅だけでも改革していかなければならないなと思つての質問でございます。

それから、宮城県の七ヶ宿のあれは、やはり財源があるのです。あそこは水源地として財源が入ってくるものですから、ある程度の財源がある。ただ、岩泉町はそこから見れば財源がちよつと厳しいと。前の副町長もやっていたのですが、国の施策はいろいろあったけれども、やはり財源をやるには大変厳しいと。地方創生もやはりそれとは違ったものがあるものだから、厳しくて、財源を確保するようなものをしてから進めなければならないという答弁もいただいたのは、私も認識しております。

ただし、こんなに人口が下がると、大変厳しい問題で、今度の町長の市政の演述にもそれなりの住宅というものが出たので、再度お願いしたくてここにやったわけでございますので、取りあえず住宅というものばかりでなく、働く場所とか、そういうのもいろいろあると思います。あらゆる面から、ただ単に1か所の担当課でなく、横も、それこそあらゆる皆さんで話をして、どれがいいのかということ、私の七ヶ宿の資料は担当課のほうに渡してありますので、それでございますから、何とかこの人口を食い止めるような施策を講じていただくことをお願いして、これ以上の質問はいたしませんので、要望として強く認識していただきたいと思つます。以上で質問は終わります。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） これで8番、三田地和彦君の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時54分）

再開（午後1時00分）

○議長（加藤久民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、休憩前に引き続き、日程第1、一般質問を再開します。

4番、八重樫龍介君。はい、どうぞ。

〔4番 八重樫龍介君登壇〕

○4番（八重樫龍介君） 4番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

本町の人口は9,000人を切り、高齢化率約45%と超少子高齢社会が進んでおります。町長は、17日の施政方針で、超少子高齢社会の下で、持続するまちづくりを進めていかなければならない。さらに、未来づくりの根幹ともなる産業経済の担い手や、地域医療、福祉等を充実するための人材確保に取り組む。そして、SDGsの考えも取り入れながら施策を展開すると述べられています。

そこで、次の3点について伺います。

1点目は、町の奨学金制度についてです。本町では、将来町の発展に寄与する有能な人材を育成することを目的に、独自の奨学金制度を設けております。そして、この制度は定住化の促進を目的に、将来、奨学生が本町に就職もしくは町民税を納めていれば、奨学資金の返還を免除するとしています。

現在この制度を受けるための条件は様々ありますが、その中に所得制限があります。定住化及び人材確保の観点から、所得制限の条件は撤廃すべきと思いますが、教育長の考えを伺います。

2点目は、公用車のEV化についてです。SDGsへの取組の一つに「気候変動に具体的な対策を」が掲げられています。本町も木質バイオマス資源を活用した新たな地域循環型社会を目指し、森林資源の調査が行われていますが、さらに脱二酸化炭素社会を目指し、今後公用車は電気自動車へ順次転換していくべきだと思います。これは、災害等による停電時には環境に優しい非常用電源としても使用可能であります。

また、今後電気自動車は加速度的に普及していくことが予想されます。充電インフラの整備事業を早急に取り組むべきと思いますが、町長の考えを伺います。

最後は、交流人口の拡大についてです。今後、コロナワクチンの接種が進むにつれて、外出や旅行等の増加が予想されます。

そこで、脱二酸化炭素社会の観点から、電気自動車で龍泉洞を訪れた観光客へ龍ちゃん商品券を進呈するなど、何らかの形でサービスを実施し、コロナの影響で落ち込んだ交流人口や地域経

済の回復を図っていくべきと考えます。本町のSDGsへの取組を町内外にアピールすることもできると思いますが、町長の考えを伺います。

以上でこの席からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、公用車のEV化についてありますが、本町の公用車は、13年を経過し走行距離20万キロメートル以上と一定の基準を設定し、優先順位をつけて更新を行っているところであります。現在保有している公用車は、普通乗用車両が58台、作業用車両が114台の合計172台であり、普通乗用車のうち13年以上経過した車両は12台となっております。

公用車の更新につきましては、通常業務に必要な公用車の適正台数と災害時における対応車種等も勘案しながら、町の業務に欠かすことができない適切な車両を効率的に確保、更新していかねばならないと考えております。

今後は、SDGsの考え方も取り入れながら行財政改革大綱の実施計画に盛り込み、環境に配慮した車両の導入を推進してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、電気自動車には充電インフラの整備が必要不可欠であります。町内には充電施設が1か所だけであると認識しておりますので、まずは観光客等の需要が見込まれる道の駅や龍泉洞などにおいてどのような方法で整備を推進できるのか、早急に国の補助制度などを含め調査研究をしてまいります。

次に、交流人口の拡大についてであります。議員ご案内のとおり、今後におきましては、緊急事態宣言の解除やワクチン接種などによって、徐々に交流人口の拡大が期待されるところであります。コロナ後の観光客確保に向けましては、本年が龍泉洞町営60周年に当たることから、この記念すべき機会と連動し、現在様々なプランを計画しているところであります。

議員ご案内のプランにつきましては、充電インフラ整備や利用対象者の確認方法などの課題や効果を検証しながら、交流人口や地域経済の回復に向けた取組を進めてまいります。

なお、1点目の町の奨学金制度についてのご質問は教育長から答弁をいたさせます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） それでは、町の奨学金制度についてご答弁を申し上げます。

町の奨学金制度は、優れた素質と向上心を持ちながらも経済的な理由により修学困難な学生に対して奨学資金の貸付けを行い、将来、町発展に寄与する有能な人材を育成することを目的といたしまして、これまで延べ550人を超える学生に貸付けを行ってきたところであります。

町の定住化対策としての返還免除は、奨学金を借り受けている学生の約9割が町外へ進学し、そのまま就職しているという現状がありましたことから、町内で就業している者、または町外で就業している者であっても、本町に町民税を納めている者を対象としまして、昨年4月に返還免除の規定を追加しており、本年度は1名の返還免除を行っております。

議員ご指摘の所得制限に関しましては、町条例、規則等で一律に所得基準により制限しているものではなく、基準となる一家の収入や家族構成等から岩手育英奨学会の収入判定基準に準じまして、学費として支弁できる額の多寡も選考基準に加え、町奨学生選考委員会におきまして総合的に判断をしているものであります。独立行政法人日本学生支援機構奨学金等の選考基準と比較しましても、利用されやすい制度であると認識をしているところであります。

議員のご提言は、奨学資金を借り受けた者が将来岩泉町へ定住しようとすることを期待するものであろうかと思いますが、経済的な理由により修学困難な学生に対して奨学金を貸し付けるという制度本来の目的に立ち返りますと、奨学生選考の際の家計の状況の判断基準は必要なものであると、そのように考えております。

今後も経済的な理由により修学困難な学生に教育を受ける機会を提供し、将来にわたっての担い手の育成及び人材確保に努め、その責任を果たしてまいる所存でありますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（加藤久民君） 4番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ありがとうございます。それでは、再質問を幾つかしたいと思っておりますが、答弁順で行いたいと思います。

まず初めに、公用車のEV化についてお伺いいたしますが、国土強靱化の資料にも載っていましたが、今後公用車を導入されるようであります。それで、この予定は、更新はいつ頃か、そしてその自動車のエネルギーは何を今予定されているのかをお伺いいたします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 具体的に明確に時期を定めているわけではございませんけれども、今回まず直近で考えておりますのは、いわゆるハイブリッド車、燃費のよい車の導入からまず、値段的な部分も含めて導入をしたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 午前中でも話題になっておりますが、国でも2050年にはカーボンニュートラルに向けて取り組んでおります。そして、メーカーもどんどん電気自動車のほうへシフトしております。そして、ここに適切な車両を購入と、効率的に確保、更新していくと書いております、答弁のほうで。この適切な車両とは、具体的にはどういうことを考えているのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 公用車でございますけれども、まず必要最低限の業務に必要な住民サービスに支障を来すことのないような、まずは台数なりが果たしてどのくらいであるのか、職員数に比したどのくらいの公用車が必要なのかというようなことを常に考える必要がございます。そして、適切などという部分につきましては、例えば災害等でありますとか、現場に行く場合には、それなりのやはり車高の高いような車である必要もあると。また、1人で町内に赴く業務が多い場合には小さい車を導入する、考える必要があるといったようなことで、それぞれの業務に合ったような、無駄がないような形での公用車の更新をしていかなければならないという考え方でございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） それですとなおさら適材適所、例えば町内を回るような軽自動車のようなものであれば、ハイブリッドではなくてEV車、電気自動車にすべきと思いますが、その辺は全くEV車ではなくハイブリッドのみの考えでしょうか。そこをお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 議員のご指摘がこれからの時代の潮流であるということにつきましては、もちろん私どもも認識をしているところでございます。EVの導入につきましては、いわゆる充電器も併せて整備をしなければなりません。したがって、その充電器の整備についてのご答弁もさせていただきましたが、どのような導入の仕方、補助制度等々、国のほうでも出て

いるということは承知してございますので、その辺の充電インフラの整備と併せて導入を今後考えていかなければならない、これは周知の事実でございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） まさしくそのとおりだと思います。急速充電、町内では答弁にもあるように1か所しかございません。観光地でありながら1か所というのは、やはり少し遅れているのではないかと考えておりますが、答弁では早急に国の補助制度などを含め調査研究していくとしか述べておりません。これは、時期的にはいつ頃をめどに取り組もうとされているか、急速充電ですね、充電スタンドのことですけれども、それをまずお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 現時点では、町内のどこに何台でありますとか、急速なのか、普通の充電器なのか、その辺までは、詳細な検討をするまでにはまだ至っていない状況でございます。ただ、岩泉町であれば道の駅、龍泉洞、まずはこの辺のところはどう考えても優先をされるべきポイントであるというふうに認識はしてございますので、いずれ時代の潮流はその流れの方向にあるということにつきましては認識をしておりますので、制度のまず調査研究を始めるということと考えてございます。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 今からの観光客、EV自動車をお持ちの観光客は、スマホで調べて、その急速充電施設があるところがどこかすぐ分かるわけです。極端に言うと、充電できる場所で行く先を決めると言っても過言ではないと思っておりますが、その辺の考えはどうか、課長。

○議長（加藤久民君） 三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） 世の中にもいずれEVが徐々に増えてきているという認識は持っているわけでございますので、当然そういったものがいわゆるスマホ等々の電子マップに反映をされているというのも承知してございますので、これは龍泉洞なり道の駅担当課等々とも情報を共有しながら、まず取り組む必要があるということで考えたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ぜひ早急に取り組んでいただければと思います。ちなみに、田老の道の駅では、今年になってからかな、急速充電のインフラが整備されましたので、龍泉洞、岩泉の道の駅等も遅れないように、ぜひ整備をお願いしたいと思っております。

続きまして、龍泉洞にEV車で訪れた方々に商品券等のサービスをして、SDGsへの取組に町が頑張っているというのを町内外に示すべきという質問のほうに移らせていただきますが、自動車の把握とか、課題はいろいろあるとは思いますが、やはりコロナでかなり町全体の消費が落ち込んでおります。経済回復の兆しにも、経済の回復にもつながると思っておりますが、その辺は担当課長はどうお考えですか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、議員のほうからは、電気自動車でお見えになられた方へのサービスということで、商品券ということでご提言をいただきました。ありがとうございました。

まず、ご提言いただいた商品券につきましては、これについてはまさに効果が町内に及ぶものということで、非常にいいものであるというふうに感じております。実は現在うちのほうでも展開しておりますけれども、町単独の宿泊助成がございまして、その中でも当然料金もお安めになるのですけれども、お客様への感謝とおもてなしというふうな意味を込めて、宿泊料金を割引いたほかに、町内で使える商品券というのもお配りしております。そういったものもありますので、お客様にとっていいこと、あとは町内の商店の皆さんにとっていいこと、そこら辺を研究しながら対応していきたいというふうに思っております。

あとは、電気自動車の関係につきましては、先ほど総務課長のほうから話がありましたが、いざ世界の流れがカーボンニュートラルであったり、ガソリン車の禁止というふうな方向に大きくかじが切られておりますので、その状況を見ながら対応していきたいというふうに思っております。

ちなみに、県内の道の駅、34か所ありますけれども、そのうち施設を備えているのが19の道の駅というふうに調べております。また、宮古管内におきますと7駅中4駅で設置をされているという状況ですので、周辺の状況にも気を配りながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 町長の施政方針においても、多様な手段を使って本町をPRすると言っております。ぜひ観光客、交流人口の拡大に向けて、いろいろな手法を凝らして今後も取り組んでいただければ幸いです。

それでは最後に、奨学金制度について再質問をさせていただきます。令和2年度の奨学金貸付金は通計で840万円、予算のほうは1,100万円ぐらいを見ておられました。令和3年度におきましては、この間預かりました資料で約1,000万円を予定しております。昨年度は、300万円ほど執行残があるわけでございます。

それで、去年申請をして、奨学金を受けることができなかった方はおられますか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 奨学金を申請して受けられなかった方ということでございますが、元年度におきましては、3名の方から申請があつて3名決定になっています。2年度、今年度は、先般選考会を行いまして、8名の方からご希望がありまして8名決定になっています。

ただし、令和2年度中はコロナ対策で、収入が減少したところのご家庭を対象に奨学金の追加募集をかけております。その際に2件ございまして、1件はやはり収入のほうがかかなり高いご家庭だったので、そちらのところは決定になってございません。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） そうしますと、去年だけで8名申請して受けられなかった。経済的な理由で受けられなかったという方は1名だけでよろしいですか。成績等もかなりあるので、審査基準に。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 令和2年度、今年度の選考のほうでは8名で、8名のは決定になっています。それで、令和2年度中の、今回の3年度に向けた令和2年度の選考会でございますが、それは8名で、ただ昨年の令和2年の10月にコロナ対策で行った部分の追加分では2名申請があつて、1名が収入の部分で、成績等ではございませんでした。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） ありがとうございます。

それで、経済的なものというのは、収入イコール経済にゆとりがあるとは私は考えるべきではないと思っております。収入が多くても、経済的には何らかの理由で大変だから申請されるのだと思っております。

そこで、この基準には、保証人も2名設ける、学業の成績も優秀である、あとは入学後の成績の状態、素行もチェックが行われると、いろいろな面でハードルが高いわけでございます。やは

りその人の将来を考えた場合に、一概に経済、調査ではちゃんとその辺も加味しての基準を判断しているとは言っておりますが、その人の将来も考えた場合に、やはり経済的理由で申請を受けないというのは見直すべきではないかと思いますが、再度考え方をお願いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 答弁のほうでも申し上げましたとおり、一律に収入、所得のほうで基準があって、そこで適さないということで判断しているわけではございませんで、学業、そして人物、健康、家計という基準を基に選考会で決定しているのはご説明したとおりでございます。

収入の部分に関しましても、日本学生支援機構とかであれば、大体聞いているのであれば、800万円ぐらいの収入段階だと、そこを超えると引っかかるような話も聞いてございます。町の制度ですと、やっぱり1,200万円から1,300万円のところで、そこから必要な、家族の構成で子供さんにこれくらい経費がかかるとか、そういった基準で差し引いていって、そうすると千二、三百万円を超える収入であれば、必要な部分を除いたときに余裕があると判断される分がやはり200万円から300万円出てきます。

そのために、そうなると実際に財団とかの奨学金であれば、ある程度償還する額と貸し付ける額の中で、枠の中で貸付けできるのですが、行政で行う奨学金でありますと、やはり予算をつけて、それで貸付けのほうをしてございますので、時には財政状況が厳しい折には、なかなか奨学金のほうの額が増やせなかったり、なのでご希望があってもお貸しできない状況が出てきます。そうなると、やはり基準としましては、所得の家計の基準、先ほどの答弁にもありますが、やはり修学困難な生徒さんにお貸ししたいというのが一番でございますので、そのところをご理解いただければと思います。

○議長（加藤久民君） 4番、どうぞ。

○4番（八重樫龍介君） 奨学金、最終的に岩泉町に就職、定住とか、税金を納めなければ当然返さなければならないということでありますので、貸したイコール返ってこないというわけではないので、ぜひこの辺の規制を緩和されまして、今後も優秀な人材育成に努めていただければと思っております。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで4番、八重樫龍介君の質問を終わります。

次に、7番、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔7番 坂本 昇君登壇〕

○7番（坂本 昇君） 7番、坂本昇でございます。いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症ではありますが、いよいよワクチン接種が始まろうとしております。コロナ禍をはじめ少子高齢化や多岐にわたる福祉問題など、日々町政課題に取り組んでいる中居町長、そして職員の皆様、医療や介護従事者の皆様などに敬意と感謝を申し上げながら、次の2点について質問いたします。

1点目は、介護予防を住民運動にということであります。介護予防の推進は、「健康の町」宣言を行い、町民総健康を目標とする本町にとって、あらゆる面に取り組みなければならない重要な課題の一つであります。

今般、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画が策定されます。その中で、介護保険料は、介護給付費の増大と介護報酬の改定の影響により、引上げを余儀なくされている状況にあります。介護保険制度が始まった平成12年度第1期介護保険事業計画で示された介護保険料基準額は月額2,900円でありました。これは、岩手県平均の2,868円、全国平均の2,911円と比較しても、妥当な保険料のスタートでありました。

しかし、本町の第7期介護保険料基準額6,400円に対し、県と全国の平均は5,900円程度であります。また、介護給付費や要介護・要支援認定者数を比較すると、第1期が約6億5,000万円、519人からスタートしたものが、令和元年度決算では約14億5,000万円、883人となり、介護給付費では2倍以上、要介護・要支援認定者数は1.7倍以上と著しく増大しております。

これは、高齢化等の社会的条件の変化や制度改定に要因があるものの、町全体で介護予防や行政、関係機関の総合的、横断的な取組、そして意識改革の認識不足があったのではないかと感じております。

そこで、第8期事業計画の策定に当たり、第7期計画の実績をどのように分析し、第8期計画に反映させたのか。特にも予防事業の効果をどのように捉え、今後取り進めていくのかお伺いします。

健康推進は、産前産後から人生の終活まで長期にわたって行わなければなりません。健康寿命の延伸が叫ばれている中、保育・幼児教育、家庭教育、そして学校・社会教育面、それらにおいても縦横断的に、介護予防、つまり生涯健康の問題に向き合い、町民の参画、協働など町民運動として取り組んでいくことが、次の第9期事業計画において、介護給付費や要介護・要支援者数

の抑制につながると確信いたしますので、町長の所見をお伺いいたします。

また、介護従事者の確保に苦慮しているという情報もあります。行政の多様なネットワークで民間企業も含めた情報収集、支援体制の構築を図るべきと思いますが、ご見解をお伺いします。

2点目は、龍泉洞町営60周年記念事業、企画の内容についてお伺いします。日本三大鍾乳洞として全国にその名をはせ、町営化を図ってからはや60年。節目となるこの記念すべき令和3年度に、どのような記念事業、アイデアで町民、そして全国の龍泉洞ファンにおいでいただく考えなのかお伺いします。

また、コロナ禍の厳しい状況の中にあつて、龍泉洞では手づくりの環境整備に努めており、内外からの評価を博しているところであります。一方で、せっかく遠方から訪れた観光客が、大雨などによる影響で閉洞となり、洞内を見学できない場合があります。その際の対策の一つとして、VR、バーチャルリアリティを活用した映像を提供できないものかと考えます。

VRは、人工的な現実感や仮想現実とも訳されますが、立体的に再現できる機能を活用し、龍泉洞レストハウスにある大型スクリーンに映し出す方法などがあると思います。過去に地底湖を調査した際の水中映像やドローンを活用した空撮など、素材はたくさんあると考えられます。あわせて、町の名所や三十景、食材や人材、さらにジオパークやトレイルの紹介、大震災や台風災害からの復興状況の報告など、訪れた方にきっと満足していただけるものが準備できるはずであります。VRを活用したサービスに取り組む価値があると考えますが、町長の見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、坂本昇議員のご質問にお答えします。

まず初めに、第8期介護保険事業計画についてであります。第7期計画の実績を分析しますと、国内、県内と比較して、介護施設を利用する人数が多いこと、低所得者への補給給付が多いことで介護給付費が多額なこと、さらには70歳代の認定率が高く介護が長期化していることなどが挙げられます。

また、介護予防活動においては、活動に取り組む団体が14団体増え23団体となり、活動への参加実人数は151人増え477人となったところではあります。65歳以上の人口と比較しますと約12%

にとどまっております。

このことから、活動に消極的な人や人との関わりが苦手な人などへ粘り強くアプローチを続けてまいりましたが、一方では参加者が固定化の傾向にあり、特に新規男性参加者が少ない状況にあると認識しているところであります。

第8期計画への反映については、認定者を抑制するために予防活動に注力する必要があることから、これまでと同様に介護予防活動に取り組む団体を増やすとともに、参加ポイント制を新たに導入し、健康づくりや介護予防活動へ参加する動機づけにしていきたいと思いますと考えております。

次に、健康推進への取組についてであります。議員ご指摘のとおり、町民一人一人が介護予防の問題に向き合い、町民運動として健康づくりに取り組むことが健康寿命の延伸につながると認識しておりますので、町民と行政、関係機関が協働して、様々な場面でその人に合った自主的な健康づくりが実践できるよう、横断的な体制整備を進めてまいります。

さらに、いきいき百歳体操等の普及啓発を行い、出前講座等により地域に出向き、実施団体を増やすことにより町民の社会参加を推進し、その結果、元気で心豊かな生活を送ることができるよう努力をしてまいりたいと存じます。

次に、介護従事者の確保についてであります。議員ご指摘のとおり、介護従事者の確保は大きな課題と捉えております。そこで、町内の介護事業所から介護人材の実態調査を実施したところ、正規・非正規職員の半数以上を50歳以上が占めており、今後介護する側とされる側のバランスはさらに不安定なものになることが予測されているところであります。

介護の人材不足は、本町だけの問題ではないと認識しておりますが、県内市町村の状況も調査しながら、今後も介護事業所や関係機関から情報収集を行い、情報の共有をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、第8期計画においては、介護事業所に一定期間就職することで返還免除となる就学資金制度の紹介をするなど、介護の職場体験に併せ、新たな介護人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、龍泉洞町営60周年記念事業についてであります。議員ご案内のとおり、来月には町の観光が大きな節目を迎えます。これまで観光に携わってきた先輩方、全国のファンの皆様、旅行関係者の皆様方、そして町民の皆様に心から感謝を申し上げる次第であります。

記念事業の内容でございますが、本来は関係者が一堂に会して喜びを分かち合い、さらなる発

展を誓い合う機会とするべきところではありますが、コロナ禍の中、感染拡大防止に配慮しつつ、どのような事業が実施できるのか、現在関係者で検討をしているところでもあります。

いずれ、国内外に誇る観光地としてさらなる進化を遂げ、未来の町の発展に結びつくよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、閉洞時の観光客対策についてであります。現在は、予約の団体客については、龍泉洞の見どころでもある地底湖だけでも見学してもらえよう龍泉洞トンネル出口を使い、第三地底湖にご案内する場合がありますが、議員ご提言のVRを活用した映像の提供につきましても、今後専門家からの指導を仰ぐとともに、関係機関などとも連携をしながら調査研究をしてまいりたいと存じます。

なお、町には、町内の観光地や人と暮らし、商店街などを記録した動画素材がございますので、龍泉洞観光センターの大型モニターなどを活用しながら、訪れた皆様から満足していただけるよう情報発信に努めてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 7番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。20年前から始まった介護保険事業計画について、今のご答弁の中で、逐次予防活動も含めて町のほうで取り組んできた内容をよく理解したところでございます。ただ、この問題については、一般質問した議員もおられますし、それから全員協議会での説明、それから常任委員会、そしてまた議員と語る会でも、旬な話題として必ず上がってくる介護保険事業計画でありますので、これを機に、この8期を機に、さらにこの認識を高めていただいて取り組んでいただければというふうに思うところでございます。

特に先ほど申し上げましたように、20年前の被保険者数が3,900人に対して、現在の第8期も3,900人なのです。被保険者数は変わっていないのに、給付費のほうは倍以上というふうになるような実態にありますので、ぜひこら辺のところは健康予防、介護予防に重点を置きながら取り組んでいただければと思っております。

それで、その中で、答弁書にありました点から、新たに介護予防活動に取り組む団体では、参加ポイントを新たに創設するというふうなことで、新しい介護予防に取り組む様子でしたが、この内容についてお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

第8期計画の目玉といいますか、介護予防教室への参加の意識づけとして、ポイント事業というのを新たに取り入れようとしているところです。

その内容ですけれども、詳細についてはこれからポイントの数であるとかを決めてまいりますけれども、まず健診のほうに参加したならば10ポイントであるとか、介護予防教室に参加したならば5ポイントであるとか、そういった形を積み上げていって、年末にはそのポイント数に応じて龍ちゃん商品券であるとか、そういったものを出しまして、意識づけを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 大事なことは意識づけ、町民の皆さんが自分の介護については自らが意識をすることが大事だと思いますので、それにこのポイント制度が有効に活用できるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、この問題については、先ほど申し上げましたように、いろんなところでたくさん、前回の補正予算でも審議をしていただきましたので、今回は議長に許可をもらって、各課にまたがるような介護保険事業というふうなことでござりますので、副町長のほうから各課への関連する事項というふうなことでご答弁をいただければありがたいと思うのですが、お許しをいただけるかどうかお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。佐々木副町長、どうぞ。

○副町長（佐々木宏幸君） お答えいたします。

介護予防制度でございますけれども、医療費の抑制ですとか健康寿命の延伸にもつながる重要な課題であるということで認識しておりまして、町といたしましては、医療と介護の予防活動の連携を深めるため、保健活動、それから介護予防サービスの提供体制の充実を図ることを目的といたしまして、組織体制を含めまして全庁的な対応を今後も引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

また、この問題につきましては、役場のみならず関係機関ともさらに連携を強化いたしまして、官民一体となってオール岩泉で取組を進めるということによりまして、未来づくりプランに掲げております「誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る生きがいの花」を咲かせることができるよ

うに、こちらの実現のために努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ぜひリーダーシップを発揮していただきながら、取組方、よろしく願いいたします。

次に、介護従事者、介護事業所に従事する人がとても不足をしていると、大きく不足しているというふうな実態があるようでございます。これは事業所でも、例えば百楽苑のような場所も含めてですが。

そこで、答弁の中で返還免除となる奨学金制度を紹介するというふうになってはいますが、この点についてのご説明をお願いします。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

この制度は、県の社会福祉協議会のほうが窓口となって実施しているものでございまして、年間、県内で60人程度をめどに毎年貸付けを行っておるということなそうなのですが、その実態とすればかなり利用者数が少ないということも伺っております。

町といたしましては、議員ご指摘のとおり、介護職員が不足しているのはそのとおりでございますので、そういったものも紹介しながら介護従事者の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） そうすると、県の社協さんとの連携ということになりますが、今の時点でこういう実態なので、町のほうでも、先ほどの奨学金制度がありました、介護従事者というところにもポイントを絞って、町内に帰って従事していただけるのであれば、この制度を活用していただきながら戻ってきていただき、従事していただきたいというふうな考えもあるのですが、そこまでその制度を取り込んでいただけるかどうか、いかがでしょうか。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） 実際に県社協さんのほうともお話しさせていただいたのですけれども、県社協さんのほうにはもっと活用を進めたいという思いもあるようですので、タイアップしながら頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） 私よりも担当課のほうには実態がたくさん届いていると思いますので、ぜひ連携を密にしながら、適切な、現状に合った対応をしていただきたいと思います。

次に、龍泉洞町営の60周年でございます。現在、関係者と検討していると思います。いるという答弁でありましたが、60年はもうすぐそこまで来ているわけでございます。ですので、現在の3月時点であれば、やや具体的なところも見えてきていてもいいのかなと思うのですが、そういう目標在庫というか、在庫的なものはストックをしていないのかどうかお願いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、龍泉洞の60周年の関係でございますけれども、コロナが出てくる前といたしますか、そういった時期でありますと盛大に式典とか祝賀会をやってきたところでございますが、現下のコロナ禍の下ではなかなか難しいと。あとは、今も緊急事態宣言が発令中でございますけれども、こういった状況の中、4月1日というのがその日にちにはなるのですけれども、コロナの感染状況を見ながら、ほかのイベントと併せて行うのも含めて検討ということで、先ほど感染拡大防止に配慮しつつどのような事業が実施できるか検討していますということでご答弁を申し上げたところになっております。

内部のほうで検討をいろいろ、このような状況の中で何ができるかということで、今課の中で話し合いをしております、だんだんに候補が絞り込まれてきているという状況になっております、多分議会終了後になると思いますが、役場の中、庁内で検討しまして、ある程度の方向性が出た際には議会のほうにもご報告を申し上げながら、共に記念の年を祝うといたしますか、迎えていきたいなというふうに考えているところになります。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） いずれ、急に60年になったというふうなことではなくて、10年目を迎え、20年目を迎え、30年目を迎えと段階を追って岩泉町なり龍泉洞の現在があると思います。ですので、過去の分も検証をしながら、そして一過性のイベントということではなく、ぜひ文化面なり、また今後を引き継いでいくというふうなことも含めながら、記念になる事業と、それからコロナはもう1年も前から出ていますので、そうするとこれのことは十分認識しているというふうにも考えられますので、ここのところでは対応も兼ねて、中身のある60周年を迎えていただきたいというふうに、これは要望をしておきます。

それから、VRですが、現在VRの機器は岩泉町に何台所有しているというふうに受け止めたらいいかお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、VR、バーチャルリアリティ、仮想現実についてお答えをさせていただきます。

まず、VRを体験するためには必要な機器というものがあまして、簡単なものと言いますと、皆様ご存じのようにゴーグルというものをつけていただくというふうなものが手軽な部分かなと思っております。あとそのほかスマートフォン等も使う方法もございますけれども、そういったものも踏まえまして、今現在ゴーグルのほうもまだ物がないよという状況でございます。

ただし、龍泉洞のホームページの中にメニューがございまして、これは2016年8月の台風10号の被害を受けた際ですけれども、県内の民放事業者さんと民間の事業者さんが共同で、360度動画コンテンツ「龍泉洞VR」というのを作っていただきました。これは、台風被災を受けて、龍泉洞が営業を再開した際の記念ということでご提供いただいたものになっております。こちらのほうもホームページのほうから、スマートフォンからでも、環境が整っていればVRを体験できるということになっております。

あとこのほか町のほうで保有しております動画がいろいろあるわけでございますけれども、VRに対応したのになりますと、三陸ジオパークの関係の部分が1本ございます。そのほか21の動画がございまして、こちらはVRには対応してなくて、通常のビデオで撮ったもの、あとはより繊細などいいますか、4Kに対応した動画というのが3本ございまして、そういったものを、龍泉洞レストハウス2階になりますけれども、70インチのモニターを整備してございますので、そういったものを活用しながら、龍泉洞に来ていただいたお客様に楽しんでいただいたり、あとは龍泉洞のほうも中の紹介ができればと思っております。

答弁の中で、専門家からの指導というふうな部分がありますけれども、こちらは日本洞穴学研究所というのがありまして、そちらに各種専門の先生方が集まっています。その中に潜水の専門の方がおりまして、その先生とは、コロナ前ですけれども、潜水の調査をやったときに、水中からの映像を撮ったものをそういったVRでお客様に紹介できればいいですねというお話までしたところでございます。

あとは、そういった先生方のご助言とかをいただきながら、あと町でも、VRを撮影できるカ

メラもあるようですので、そういったものも購入ができるかどうかも含めて検討して、いろんな部分でお客様のほうに楽しんでもらえるような方向で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 7番、どうぞ。

○7番（坂本 昇君） ありがとうございます。いずれ、洞窟だけでも未知の世界に入っていくこととなります。それに空撮と、それから水中ですね。皆さんがとても興味が深かったり、感動を、感銘を受けやすいものだと思います。

実は私は、昔なのですが、大阪万博というのが50年も前にあったときから、今のVR的なもの、眼鏡をかけて画面を見ると、そのときはジェットコースターの体験の画像でしたが、これはすごいものだということ、もっと早く日本にも入るのではないかなと思ったことから、今回龍泉洞の60周年と何とか、岩泉にせつかく遠いところ足を運んでくれた人たちがただ戻りしないように、雨が降ろうが台風であろうが、一つでも多く岩泉の魅力を感じて帰っていただけるようにと、ということでの質問をさせていただきました。

ぜひ答弁にあるような形での取り組みをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（加藤久民君） これで7番、坂本昇君の質問を終わります。

次に、2番、畠山和英君。はい、どうぞ。

〔2番 畠山和英君登壇〕

○2番（畠山和英君） 2番、畠山和英です。令和3年第1回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の一端について一般質問を行います。

今任期最後の一般質問の登壇をさせていただきます。町政に参加してこの間、先輩議員、同僚議員の町勢発展にかける熱意に感化されながら、また折々の厳しくも温かい叱正に奮起し、かつ指導に感謝しながら活動してまいりました。一途に町民の思いにはせ、微力ながらも町民、町のため議員活動を全うできたことは誠に幸せでありました。重ねて感謝を申し上げ、質問に入ります。

振り返ってみますと、今任期中の議会の一般質問では、中居新町政の基本姿勢、最重要課題である災害復旧、復興をはじめ、産業振興施策や住民生活に関わる身近な問題などを取り上げ、多岐にわたり提言してまいりました。

この結果、台風災害からの復旧・復興事業はおおむね完了し、町の最上位計画となる町総合計

画、未来づくりプランの策定、峠越え難所の国道340号押角トンネルが開通したほか、町民、事業者の身近な問題としては、中小企業・小規模企業振興条例の制定、土砂災害防止対策の促進、日本短角種の生産振興策、鳥獣被害対策の強化、岩泉高校生への給食提供、定住型奨学金制度の創設、岩泉線代替バスの宮古駅までの延伸などなど、懸案事項が実現の運びとなっております。これらの取組に対し、町民、関係者は大変喜んでおりますし、町長のご英断を高く評価するものがあります。

他方、このように施策に反映された事業もたくさんありますが、翻って一般質問で取り上げた事項で、いまだ実施、実現できていないもの、答弁したとおりに動いていないものもあります。ふれあいランド岩泉の被災施設の再建、ミート工場の再建、林道や砂防・治山事業などの復旧、復興の完遂、買物弱者支援対策など、残る課題、懸案事項の解決に向け、より町民に寄り添った町ご当局の取組を期待するものであります。この中から、何点か絞って具体的に質問を行います。

最初は、平成30年12月議会定例会の一般質問で取り上げました買物弱者支援対策のその後についてであります。さきの答弁では、「移動販売は買物弱者の問題を解決する重要な手段の一つと認識し、移動販売事業者からの聞き取りによる課題を掘り起こし、行政としてどのような協力が可能か情報を共有する」、「他市町村等の情報収集を行い、総合的に調査研究をする」と答えています。

そこで、移動販売事業者からの聞き取り結果と、それを掘り起こし整理した課題は何か。他市町村の情報収集の結果と総合的な調査結果をお示し願います。これらを踏まえて、移動販売事業者の支援策をどのように行う考えかお伺いします。

2点目は、令和元年6月議会定例会で取り上げましたミート工場の再建についてであります。さきの答弁では、「ミート工場は、町、生産者にとって必要な施設。頭数の確保と出口対策が大きなネックでこの課題の整理をする中で検討していく」とのことでありました。

一方、近年、野生鳥獣の被害が広域化、深刻化し、町民は悲鳴を上げています。町では、鳥獣被害対策に積極的に取り組み、鳥獣被害対策実施隊員らにより年々多くのニホンジカやイノシシなどが有害鳥獣捕獲されています。これら捕獲した鳥獣の出口対策が大きな課題で、ジビエの有効活用が望まれます。

このようなことから、ミート工場の再建に当たっては、日本短角種の増頭が早急に見込めない状況であれば、この牛肉の加工に加えて、獣肉を加工処理する施設を併せて整備できないものか

と考えます。施設は、旧学校や大川の旧給食センターなど町有の遊休施設の有効活用を図ることも一案であります。

地域資源を有効活用し、里山、山村の魅力を生かした交流、移住、定住を促進し、地域を活性化していく。このためにも、牛肉や獣肉の加工処理施設の一体整備の実現に向けて調査研究する時期にあります。町長のご所見をお伺いします。

次に、木質バイオマス活用の推進について伺います。町では、本年度、地域薪資源利活用調査事業を実施し、間もなく成果が出ます。町議会全員協議会などで業務内容の中間説明がありましたが、調査業務の柱として、木質バイオマスボイラーを導入する施設の検討、まき等木材の持続的な供給体制の検討、まきストーブ利用実態調査などを行うとしています。この調査結果を踏まえて、令和3年度以降に木質バイオマス活用の事業化に取り組むとしています。

そこで、まずは去る2月19日に本事業の第3回検討委員会が開催されていますが、事業化計画書素案、事業化に向けた取組の方向性はどのような内容になっているかお伺いします。

また、まきストーブ利用町民アンケートはどのような結果になっているか、概要をお示し願います。

大事なことは、本委託調査業務の結果を踏まえて、今後事業化にどのように取り組んでいくかです。町長は、さきの施政方針では、林業について、「林業資源の活用を図るため木質バイオマスの活用の研究を進めていく」と述べています。今後どのように取り進めるお考えか、町長のご所見をお伺いします。

時を同じくして、おおかわむら地域振興協議会では、大自然ときこりの里おおかわ推進事業、まきの供給体制「薪ステーション」の整備を計画し、まきストーブの普及、推進やまきの供給体制整備などを進めると伺っています。まさに地域の森林資源を生かした木質バイオマスの活用に資する事業かと思われませんが、本調査事業との関わり、位置づけはどのように考えているかお伺いします。

このまきの供給体制「薪ステーション」整備計画の実現に向けて、町としても本地域振興協議会の取組を支援し、進めるべきと考えますが、町長のご所見をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくどうぞお願いします。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、買物弱者支援対策のその後についてであります。移動販売事業者からの聞き取り結果と整理した課題といたしましては、需要の減少、事業主の高齢化、後継者不足、経営の維持が困難なことなどが明らかになったところであり、また他市町村などの情報収集の結果と国の調査研究の結果は、本町と同様に高齢化などで買物弱者が増加しているほか、事業継続に係る経費的な課題や事業継承に係る人的な課題を抱えているところであります。

これらの状況を踏まえ、経費的な課題につきましては、国や県の制度を調査研究するとともに、どのような支援ができるのか協議、検討していく必要があるものと考えております。

このほか人的な課題につきましては、地域おこし協力隊の活用や移住者の事業承継などによって、移動販売事業を持続し、買物弱者支援対策を行っていく必要があるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、ミート工場の再建についてであります。短角牛肉の第三セクターにおける取扱いの現状につきましては、台風災害前の平成27年度の年間販売頭数は70頭でありましたが、平成28年度は素牛高の影響により減少し、現在の販売実績は年間22頭となっており、経営的に大変厳しい状況にあります。

一方、ニホンジカの有害駆除頭数は、議員ご案内のとおり年々増加しており、平成28年度180頭、平成29年度320頭、令和元年度515頭、令和2年度現在は754頭の状況にあります。また、イノシシも令和2年度現在で7頭捕獲されており、野生鳥獣による被害の拡大が懸念をされております。

ジビエ肉の利用につきましては、平成26年度から調査、検討してまいりましたが、販売先の見通し、処理販売の人材不足、利益を生み出すための方法などの課題も多いことから、捕獲頭数の増加に対応するため、令和元年12月から保冷施設を整備して広域処理施設での処理を実施してきたところであります。

議員ご案内のありました遊休施設を活用した牛肉とジビエ肉の一体処理施設の整備については、牛肉はと畜場法等の規制により、公的な検査を受けて流通している食肉であります。野生鳥獣のジビエ肉は、と畜場法等の規制対象から外れ、動物由来の感染症や食中毒の発生など、衛生上のリスクが高い食肉と言えるため、厚生労働省は安全性の確保のため、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針により、具体的な処理方法を示しているところであります。

したがって、牛肉とジビエ肉の両方を一つの施設を活用して処理する方法は、専用の処理

施設の設置や処理工程の分離などの許可基準が増え、運用面でも消毒作業に苦慮することが想定をされるところであります。

今後におきましては、これらの課題を整理した上で、費用対効果等も十分に検討しながら研究を進めてまいりたいと存じます。

次に、木質バイオマス活用の推進についてであります。本年2月19日に開催いたしました検討委員会においては、木質バイオマスボイラーの導入に係る補助事業の検討結果及び木質燃料の供給体制の課題について意見交換を行ったところであり、事業化に向けた導入コスト及びランニングコストそれぞれの分析結果を提示したところであります。

木質バイオマスボイラーの導入モデルとしては、年間を通じ熱利用量が多く、二酸化炭素排出量の効果的な削減が見込まれる施設を抽出し、使用する燃料をまきとチップそれぞれについて検討をしており、二酸化炭素削減量、導入に係る事業費、投資回収年数などの試算結果が出たところであります。

また、木質燃料の供給体制については、既存の林業事業者やチップ工場等との連携、小規模林業事業者を育成するなどにより原木の調達方法を構築し、地域外への販売も視野に入れた、まさに木の駅を想定した実施モデルなどを示したところであります。

今後、事業化に向けて、木質バイオマスボイラー導入における費用対効果や、原木、まき、チップそれぞれの適正価格などの課題があることから、引き続き検討をしていくこととしております。

次に、まきストーブ利活用アンケート調査についてであります。全世帯4,219世帯を対象に実施いたしましたところ、回収率は50%となる約2,100世帯から回答をいただいております。

まきストーブを使用している世帯の割合は、町全体で37%、地区ごとの内訳は、岩泉26%、小川47%、大川70%、小本22%、安家68%、有芸80%となっており、1世帯当たりのまきの平均使用量を推計したところ、年間約3.7トンで、町全体での換算では年間約5,000トンとなり、まきストーブ利用率、まき使用量とも予想を上回る高い結果となっております。

まきの調達に関しては、自己所有林からまきを調達していると答えた世帯が45%、町内外から購入している世帯が17%となっております。今後高齢化により、まきの調達に不安を抱えている世帯も多く、まきの持続的な供給体制づくりを望んでいる世帯が多い結果となっております。

まきストーブを利用しない、あるいはできないと回答があった理由としては、「加齢による体力

の衰え」、「火災が心配」、「住宅の建て替え」、「煙突掃除などが大変だから」が多く、まき供給によりまきストーブに転換する可能性も見込める結果となっております。

また、木質バイオマス事業を今後どのように取り進めるかについてでございますが、木質バイオマスは、本町を代表する地域エネルギー資源であり、また再生可能なエネルギー資源でもあることから、脱炭素社会の達成と事業化に向け関係者を交え、さらに調査結果の内容を踏まえブラッシュアップしてまいりたいと考えております。

また、大川地区で計画されている薪ステーション整備事業との関わりについては、森林所有者、素材生産者、老人クラブなど地域の関係者の相互連携による原木調達からまき生産を検討していると聞いておりますことから、まずは地域薪資源利活用調査の結果を相互に供給するとともに、まき供給体制の構築連携を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 2番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○2番（島山和英君） ご丁寧なご答弁をありがとうございました。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

質問した順番にお聞きしますが、再質問しますが、まず買物弱者の移動販売事業者のところでございます。ご答弁で、経費的な課題としては、どのような支援ができるか協議、検討していくと前向きなご答弁かなと思って解しました。それで、前の質問では、平成30年に質問してここまで時間もたっていますので、年数もたっていますので、ひとつこれを、いつ頃これらについて検討というか、やっていくのかなということ、それについて検討しようとしているのか、まずこれについてお伺いをします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、移動販売事業者の皆さんの支援の関係でございますけれども、実は昨年条例を制定いたしまして、それに基づいて、中小企業・小規模企業振興計画というのが今最終の段階になっております。最後の調整となっております。その中でも、人口減少、少子高齢化社会への対応と人材確保と育成ということで、具体的な事業の展開というのを定めておまして、移動販売事業者等の事業継続に係る支援ということを検討していきましようということで、検討といいましても何年もかかることではなく、できるだけ速やかに対応していきたいと思っております。

先ほどの答弁の中で申し上げましたように、事業者の皆さんのアンケート調査等をした結果、地域、人口が少なくなっている部分での需要が減少、縮小しているというのがありますし、事業主そのものの方々が高齢化をして、いつまでできるかとか、あとは後継者がなかなか見つからない、経営がなかなか難しいというふうな深刻な課題がございますので、できるだけスピーディーに速やかに対応していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） スピーディーに対応するということでございますので、よろしくお願いをします。直接お会いして、事業者がいっぱいいるわけではありませんので、やっぱり生の声を聞いて、そして協議をしていくのが、寄り添った、町長の言う町政運営かなと思いますので、そのように進めていただければなと思います。

もう一つ、それから人的な課題として、地域おこし協力隊の活用などによってとありますが、などによって買物支援対策をやっていくというふうなご答弁が2点目にありました。具体的な動きとか見通し等々はいかがでしょうか。何かあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、質問をいただいてから他の情報収集等も行ったわけでございます。その中の一つに、岩手町のほうの状況について確認をしに行きまして、やはり岩手町でもそういった移動販売の事業者の方がなかなか経営等が難しい、継続するのが難しいという問題を抱えておりました。その中で担当する係長さんからの話の中では、今申し上げた移住者の方からそういった役割を担ってもらえないかというふうなことを今検討しているというふうなことでございます。

また、先ほど申し上げました計画の策定委員会、3回ほど開催したのですけれども、その中である委員の方からも、地域おこし協力隊のような移住者の方が事業をできるようであれば非常によいのではないかとというふうなこと、あとはその方に、地区を回ることによって、地域の皆さんからの御用聞きといいますか、うまく様子を見たり、安否確認を含めて、そういった仕組みができればいいのではないかとというふうなご意見等もいただいておりますので、その辺をまずベースにしながら、関係する団体であります商工会とも連携しながら取り組んでいきたいなというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） よろしく申し上げます。

それでは次に、牛肉加工販売施設、ミート工場のほうに移ります。そっちの再質問を行います。ご答弁ですと、牛肉とジビエについては、1つの施設でやるのは、これは難しいということでのご答弁かなと思いました。建物の中でも部屋を分けるとかやればできないこともないかとは思いますが、難しいと。それにこだわるわけではないわけですし、それぞれ整備するのであればそっちのほうがいいわけでありますから、一緒にやれば少ない短角の頭数も処理できるのかなという、単なるそういうことでのご提案をしました。

それで、牛肉の処理のミート工房、これのほうなのですが、その後の状況、動向といたしますか、前は頭数の課題とか、販売先とか、いろいろ課題を整理しながらいずれやるしかないかなというようなご答弁だったのですが、その後の状況をもし動きがあればお答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

ミート工房の関係でございますけれども、まず岩泉ホールディングスでの取扱い頭数については、ご答弁申し上げたとおり、現在は年間22頭ということで、ここ数年、一、二年ですけれども、20頭台で推移している状況でございます。

大きな動きといたしましては、道の駅での販売について、在庫が結構出てきたということで、今回のコロナ対策で支援しながら販売したところ、その評価がかなり高まってきているのではないかなというふうな印象は受けてございます。これについては、消費者の皆さんの赤身志向がやはりだんだん高まっているのではないかなということで、戦力として、和牛と短角の食べ比べという戦略で、それによる効果が出てきているのかなというふうにも考えてございます。

生産から消費に至るまでの連携した取組は、今年度、生産地と交えて話し合いを計画しているところでございます。多様なご意見をいただきながら、消費拡大あるいは生産者の支援につながる面を考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。牛肉の処理加工については、また次回以降に、後でまた取り上げてみたいと思います。よろしく申し上げます。

それで、まずジビエの加工なのですが、頭数がかなり取れているわけですし、有効に活用でき

ないかなということでの話であります。それで、今確かにこの課題はご答弁がありました。販路、収支とか人材、これの3つを、やっぱりこれらがあるわけではあります、ただ26年からの調査、検討をしてきたということでもありますし、28年は、私が見たときに、加工施設調査委託なんかもやっているのを見たような気がします、これは四、五年もたつわけでもありますし、今度はやっぱり実施に向けて、どうしたらいいかというようなことに向けて研究する時期かなと思います。

というのは、やれないことではないわけですから、大槌町でもジビエ加工施設を造って、あるいはそしてパッケージの肉を作って、それを販売しているということで、ほかの事例もありますので、ぜひこれを、実施に向けて調査研究をやってほしいなと思います。再度ご見解をいただければなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ジビエの関係で、一応少し考え方を整理させていただきたいなと思います。28年に調査研究事業を実施させていただきました。当時はなぜ調査したかといいますと、1頭当たりの捕獲の報償費が8,000円というところで、捕獲が進まないで頭数がなかなか減少に転じることができないので、せつかくなのでその肉を販売して、それが狩猟者の皆さんに入って、それで捕獲頭数を拡大していこうという背景がございましたので、その場合、ジビエに供する場合の課題等を28年の調査事業で明らかにしたということになります。その後は、報償金額は倍増させまして、皆さんご案内のとおり頭数が倍以上に拡大している状況でございます。

ジビエ肉の肉の利用については、放射性物質の影響によりまして、現在は県から規制がかかっている状況でございます。県におきましては大槌町を、そういう施設整備、人員体制が整ったということで、釜石・大槌のみを対象としたエリアでジビエの供給ができるというような形で、県のほうも公表しているところです。

当町でその中でやる場合においてやはり課題となるのは、施設整備はもとより、誰がどのような形でやっていくのかということが大変重要なかなというふうに思っております。大槌町は、復興支援員さんのOBの方が支援しながらやっているというところもございますので、地域おこしという観点で取り組まれるのが一番ベストなかなと。そういった熱意のある方に地域内もしくは地域外から来ていただいて、やっていただければ前進できるのかなというふうには考えてございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） ありがとうございます。この間、大川の地域ではジビエの料理の講習会もされて、もう数回やっています。そうした中で、パックの、肉を買いやすい、あるいは肉をすぐ使えるようにできるように、その施設もやっぱり考えていかなければならないなというようなこともその中でやっている中で、皆さんから出ました。やっぱり次の展開をするにはそれが必要なと思っておりましてのことです。今出ました課題等をクリアしながら、ぜひ実現に向けてやって、ご指導方、これらに向けてやっていければと思いますので、よろしく願います。

それで次に、木質バイオマスの推進のほうに行きますが、バイオマスボイラー、これを施設に設置したいという一つの調査の柱があるようですけれども、まき供給も木質燃料の供給体制を、これを進めるためにも、大きく使うところがやっぱりあったほうが事業は進むのかなと思います。この選定は、相手もあることではありますが、やっぱり町が主導しながら、この事業導入に向けては、どこの施設をやるとか含めて、こういうところを今候補として挙げているとかというのがありましたらお答えしていただければと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

バイオマスボイラーの公共施設の利用については、検討委員会にも提示しながら、最初9つの施設を候補に挙げ、それを最終的に3か所に絞った検討報告をいただいたところです。その3か所を、今後実施に当たっては、さらに農林水産課及び関係者含めまして、いろんな方々から慎重に聞きながら判断していかなければならないなというふうに思っています。ボイラーに限らず供給体制とも連動してきますので、一体的に考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） 最後に質問したところですが、大川のほうの協議会で、薪ステーションと申しましょうか、これを計画して、実施に向けて今動いているようであります。そうしたときにやっぱりこれとまさに同じような考え方での、脱炭素含めて、木質バイオマスの使用で、同じような目標に向かってやっているわけですが、町として、これをモデル事業として進めているのを事業として推進させるために、やっぱり一つの薪ステーションなるものを指定して、物心両面というか、いろんな面からこれも一緒になってやる、あるいは支援して進めていくというふうなお考えはないのでしょうか。これについてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

大川村の計画につきましては、事前に承知した上で、今回の検討会にも実際に事務局の方に入
っていただいて、意見等も頂戴しているところです。したがって、先駆的に取組、検討をさ
れているのは大川村の協議会ということで、我々のほうの農林水産課の事業とも一緒に実施をし
ていきたい。ついては、大川のほうが加速度的に事業に当たっていくのを期待しながら、我々も
取り組んでいきたいなというふうには考えてございます。

○議長（加藤久民君） 2番、どうぞ。

○2番（畠山和英君） では、最後です。木質バイオマス事業、今後これを推進するという
こと
に
当たって、ご答弁にありました脱炭素社会の達成と事業化に向け、ブラッシュアップして、これ
をやっていくのだということでもあります。まさにそのとおりで、要は動き出さないと駄目なのか
なと思います、実施に向けて。調査だけで終わったら、後のことがやっぱりうまくないと思いま
すので、事業化あるいは事業実施に向けてぜひ動き出していただきたいと、そのことを申し上げ
まして、期待しまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（加藤久民君） これで2番、畠山和英君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時40分）

令和3年第1回岩泉町議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和3年2月3日					
招集の場所	岩泉町議会議事堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開議	令和3年3月5日 午前10時00分				
	散会	令和3年3月5日 午後0時21分				
出席及び欠席議員 出席14人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠山昌典	○	9	菊地弘巳	○
	2	畠山和英	○	10	合砂丈司	○
	3	小松ひとみ	○	11	畠山直人	○
	4	八重樫龍介	○	12	三田地泰正	○
	5	三田地久志	○	13	野舘泰喜	○
	6	林崎竟次郎	○	14	加藤久民	○
	7	坂本昇	○			
	8	三田地和彦	○			

会議録署名議員	1 番	畠山昌典	2 番	畠山和英
	3 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教 育 次 長	三上義重		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和 3 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 3 年 3 月 5 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（加藤久民君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番、合砂丈司君。はい、どうぞ。

〔10番 合砂丈司君登壇〕

○10番（合砂丈司君） 10番、合砂丈司でございます。通告に基づきまして、質問いたします。

まず1点目ですが、高齢化対策についてです。町の高齢化率は町全体で44%、安家地区では60%と極めて高く、平成28年台風第10号豪雨災害以降は人口減少が特にも顕著に表れております。地域の現状は、高齢者のひとり暮らしや空き家が多くなり、ますます人口減少が進み、このままですと集落が成り立たなくなるおそれが出てきております。

高齢者を含め、見守りや支え合いにより安心して暮らしていくためには、現在のみならず、これは私たちの将来の問題として捉えていく必要があります。

そこで、これまで生活してきた地域の中で、高齢者の方々を支え、持続可能な集落の形成を支援していくために、役場職員の地域担当制度を設け、相談体制の強化を図るなどして高齢化対策を講ずるべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

2点目ですが、地域コミュニティの活性化対策についてです。近年の急速な人口減少やコロナ禍により、地域活動がさらに厳しくなっております。しかしながら、地域で安心して暮らしていくためには、人と人のつながりや、見守りや支え合いが必要であります。

地域づくり活動は、町と地域が一緒になって相談や活動などの取組が求められております。そのため、地域づくり活動の拠点として、閉校した学校を、それぞれの地域の特徴や声を反映させた子供からお年寄りまでお互いの顔が見え気楽に集える、まさに地域の学校として有効に活用すべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、合砂丈司議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、高齢化対策についてであります。議員ご案内のとおり、安家地区に限らず町全体で人口減少が進んでおり、町の将来を考えますと、その厳しさを身にしみているところでもあります。

町では、高齢者が安心して暮らしていけるよう、生活支援コーディネーターを配置して、百歳体操を取り組む組織や地域の支え合い活動を行う団体等を支援するとともに、協働のまちづくり事業において各地域振興協議会の活動を支援しております。各地域振興協議会には、推進員などを配置し、支所長を事務局長として、地域の課題や問題の掘り起こしと、それらを地域で解決していくために創意工夫を凝らした事業展開を行っているところであり、人的体制は十分ではないかと思っておりますが、常に支所や地域振興協議会との情報交換を密にしながら、地域課題の解決のため、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

議員ご提案の職員の地域担当制度につきましては、以前に小規模集落への支援対策として、自主運営が困難な自治会へ地区担当職員として派遣をし、自治会活動等に協力した経緯がありますが、今後とも支所や地域振興協議会等と十分に協議を行い、推進員などの活動強化に注力しながら、実効ある体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域コミュニティの活性化対策についてであります。安家地区の地域振興協議会は、ぴーちゃんねつとを活用して、高齢者を対象とするお元気発信事業の実証実験にいち早く取り組み、地区内の皆様が利用している状況となっておりますことは、まさに人と人のつながり、見守りや支え合いの取組の一つであり、広く町内に波及することを期待するものであります。

地域づくりの活動の拠点に閉校した学校をとのご提案であります。空き校舎の利活用につきましては、議員の皆様のご意見もいただき、また外部の視点も取り入れて、現在内部で検討を行

っております。近いうちに方針等をお示ししたいと、このように考えております。

また、各地域には地区集会施設がありますことから、閉校施設も利用した場合、地域内の維持管理費が二重となり、また施設の改修も必要になりますことから、施設の効果的活用や費用対効果も検討をしなければならないと考えております。

一方では、既存施設の支所等の利活用も考えられますことから、地域の皆様との意見交換等も行いながら、活用については慎重に検討をしなければならないと、このように考えておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 10番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） まず、高齢化対策ですが、地域と協力して進めるということはもちろんのことです。しかしながら、3月いっぱい安家地区に勤務していただいた保健師さんがいなくなるということですが、その後の対策をどのように考えておるのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。三浦総務課長、どうぞ。

○総務課長（三浦英二君） これまでご案内のとおり、東日本大震災の発災後から小本支所に、あるいは台風10号の発災後からは小川と安家ということで保健師を駐在させて、より密度の濃いサービスの提供ということで、被災者の皆様を中心に寄り添うということで事業を展開してまいりました。ここに来まして、ご案内のとおりコロナ禍の状況もありまして、これからワクチンの接種も始まるわけでございます。さらに、被災者の皆様も仮設住宅が解消になりまして、それぞれ再建の道筋が整いつつあり、生活の安定にも向かっていくということで、ここはやはりこれまでの実効ある活動をするために、保健師につきましては集約をして、そこから分散をして町内で活動をするというのが実効ある行政の展開ということで進めてまいりましたので、今後本庁のほうに保健師が集約をしたといたしましても、地区担当といたしまして業務はそのとおり展開するわけでございますので、駐在をしているときよりもサービスの質が落ちた、あるいは薄くなったと、そういうことにならないように注力をして、コロナ対策とともに一生懸命業務を進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 確かに本庁舎来ても地域担当を見ていくということですが、やはり本庁から遠い距離となりますと、どうしても薄れていくのではないかと懸念しております。特に高齢

化率が進めば進むほど、また課題も多くなってくると思います。今まで元気だった人がもう足腰が悪くて動けないとか、自由が利かないということも増えてくると思います、年を取ると。そういう観点から、保健師がいなくなるということは本当につらい思いであります。ぜひ支障のないように、本庁からでも出向いて見ていただきたいと思います。

それから、高齢者に関連して、特に高齢者の今住んでいる地域が県の土木センターからの土石流とか、そういう地域の案内が来ました。そこに住んでいる高齢者もいると思うのです、足腰不自由な方。万が一土石流来た場合、土石流でもあった場合、いち早く避難しなければならないと思うのですが、その対策も危機管理課ではどのように考えておるのか。

○議長（加藤久民君） それでは、佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、私のほうから土石流関係による支援者等の避難体制、この部分についてお話をさせていただきます。

まず最初に、その土石流等の災害危険指定箇所の進捗状況の部分でございますけれども、実は町内で1,000か所ぐらいございまして、今年度大体470か所ということで、今年度で大体県の指定のほうが終わるのではないかな、このように思っておりました。そういった中におきまして、それぞれの地権者の方々に県のほうでご案内を差し上げて、今指定に向けて順次やっているところでございます。

さて、その土石流等の災害対応の部分でございますけれども、当然のことながら町としましては、既に調査の段階で防災マップのほうに載せております。したがって、例えば台風、豪雨災害等の危険の部分におきましては、早めに情報伝達をして、早めの避難という部分に対応していきたいと思っておりますし、かつまた地域の自主防と連携をしながら、有事の際の避難体制の確保、この部分を努めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） ぜひ弱い方の高齢者をそういう危機から守るような対策をしていただきたいと思っております。

私、前回と前々回とも高齢者に関する質問だったのですが、特に交通体系の見直し、遠くに進めば進むほど高齢者が、今まで免許、運転していたのができなくなる、そうするとバス停から遠いところはもう本当に足がない、そういう事態になってくる地域も現在もあります。そういう

こととか、あるいは行政連絡員、回覧板を持っていくとか、そういうことが困難になってくると
思います。そういう、健康だけではなくて政策推進の方々、縦割りではなくて横一体に、総合的
に地域を考えていただきたいといます。特にも過疎、山間地が進んでいます。高齢化率が高く
なっていますので、そういう連携をリストアップしながら、あの家庭はもう危機というか、災
害のときはすぐ避難できる状態にアップしておくとか、そういうような体制を取っていただけれ
ばいいなといます。台風10号のときも大変な思いした地区もありますので、ぜひ災害が起きた
ときには連携を取るような体制を取っていただきたいといます。そういう決意があるのかな
いのか、再度お伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木危機管理監、どうぞ。

○危機管理監兼危機管理課長（佐々木重光君） それでは、私のほうから災害時におきます要支援
者、高齢者等の部分も含みますので、総括的な答弁をさせていただきます。災害時におきます要
配慮者といいますけれども、これは平成23年、東日本大震災以降大きくクローズアップされて、
法改正もされたところでございます。基本となる災害対策基本法の中におきまして、その要配慮
者、そのうち支援を必要とされる高齢者の方々、それから障害者の方々、これ要支援者と申しま
すけれども、要支援者に対する体制をしっかりしなさいということで改正になりました。

そんな中に、1つはまず名簿をつくりなさいということで、当町でも名簿の作成はしておりま
す。そしてかつまた、今国の動きとしまして、その方々個々に対して個別計画をつくりなさいと
いうことで指導があります。当町におきましては、当然関係課、高齢者は町民課でございます。
障害者は保健福祉課でございます。そしてまた、危機管理課、3課が連携をしながら今その個別
計画等につきまして、策定等を今進めている段階でございます。

当町としましては、その要支援者に対しましては、関係課連携をしながら現在取り進めている
状況でございます。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） ぜひ年取っても町民が安心して暮らせるような、安全に暮らしていけるよ
うな対策を取っていただきたいといます。

次に、コミュニティー活動の件ですが、外部の視野も取り入れ検討するとしておりますが、そ
の検討というのはどういう検討をしようとしているのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） お答えいたします。

統合された学校については、民間のほうの事業者等に外部委託をして、外部の方から意見というか、こういう活用方法があるという調査をしていただいているということを外部の意見という表現をしてございました。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） もちろん外部の意見もいいと思いますけれども、やっぱり地域に根差した学校だと思っております、閉校になっても。地域の方々の意見も尊重しながら、やっぱり地域で活動したい、利用したいといったらそこを優先にすべきだと私は思うのです。高齢化しますと、どうしてもゲートボールしているところもあるのですが、冬になりますと校庭よりも校舎を利用したいという声も聞かれます。そういうときに活動したい人も出てくると思いますので、ぜひ地域で活動をして、それでもどうしても利用者がいないという場合は外部のほうも検討してもいいと思いますが、まず地域の住民の声を聞くべきだと思うのですが、その点についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 議員ご指摘のとおりでございまして、地域の方々の要望、希望、活用、その地域がまとまるような活動をするのであれば、当然その辺は、使うのはやぶさかではございませんが、地域のその要望とかを踏まえながら、ただ外部の視点も入れたいということでそういう表現をさせていただいてございましたので、よろしくお願ひします。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 外部ももちろん必要だと思いますけれども、特に既に閉校している校舎もあると思います。既に安家小学校も、あと2年足らずで閉校になる予定だと思います。今から話すのもあれですけども、早め早めに検討しておくべきだと思うのですが、まだ早いと思いますか。まだ検討はこれからといいますか、その辺についてはどうですか、安家小学校については。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 現在も学校運営しています安家小学校のその今後の活用ということでございますが、現在はまだ児童が3名ございます。確かに今後統合、廃校の危険性は本当に大変高いものになってございます。学校校舎の活用につきましては、今までの統合、廃校の形でも各地域からはご意見のほうをいただいておりますので、まず優先すべきは地域での本当にこんな

ものに活用したいという声をお聞きしたいと思っておりましたので、ただその中でやはり校舎の規模が大きいために維持経費等がかかるため、なかなか地域のほうでもこういったものがないのではないかというの出ないために、今結構な学校数が残っております。

そこで、先ほど答弁もいたしましたが、そのために今外部のほうには活用方法の検討を、こんなものがあるというのを参考までにまずご意見を聞いておりましたので、何よりも地域の声というのが一番だと思っておりますので、その安家小学校の部分に関しましても、今後そのような動きがあれば地域の声を最優先で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（加藤久民君） 10番、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 町民が安心して暮らせる地域になっていただきたいと思いますので、ぜひそういうことに、特に高齢者を対象に課題を見つけて頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） これで10番、合砂丈司君の質問を終わります。

次に、13番、野館泰喜君。はい、どうぞ。

[13番 野館泰喜君登壇]

○13番（野館泰喜君） 13番、野館泰喜でございます。町長の施政方針演述に関連して一般質問を行います。

中居町長は、火中の栗を拾うためにその身を投じて3年が経過しました。この間、台風第10号豪雨災害からの復旧、復興を最重要課題として取り組んでこられました。そして、現在ハード面については一定のめどがついた状況に至っております。まさに100点の出来ではないでしょうか。

そのほかにも「災害復旧」を第一としながら、「防災・減災体制の強化」、「産業・経済の活性化」、「健康、福祉、教育の充実」を目標に挙げて、取り組んでこられました。いずれも地に足の着いた町政運営は、町民の信頼を得るに足る評価を得られているものと確信しております。

今後の町政課題につきましては、今や世界の潮流とも言えるSDGsの考えを取り入れて対応するとしております。その中でも、産業振興を一番の命題と位置づけておられます。この施政方針演述を伺って、まさに我が意を得たりの心境であります。

私は、岩泉町議会議員として3期12年の任期を全うしようとしております。その最後の一般質問で、二元代表制における政策決定過程における町当局と議会との関係について質問します。

これまでの関係は、当局の立案を議会で決定するという形で、いわば一方通行的側面が否めません。その緩和策として、重要な新規事業に関しては議会全員協議会でもんだ上で上程するという形であります。ある種ワンパターンを繰り返してまいりました。この形は、基本設計あるいは基本計画をたたき台にしての議論ということになります。その議論は、当日あるいは数日前に資料が配付され、さあ質問、意見はありませんかということになっております。これでは議決権のある議員全員の理解が得られているとは到底思えません。

時代が大きく変遷し、SDGsやウィズコロナ、カーボンニュートラルといった社会環境の持続性を担保しなければならない構造の中で、二元代表の一翼である議会がもっと深く政策決定に関わる仕組みの構築が必要であると思っています。そのために、基本計画着手時点での議会の関与を模索すべきではないでしょうか。

国の議院内閣制においては、各省庁、本町で言えば各課になりますが、その上に住民代表たる国会議員が大臣という名の下に君臨しております。さらに各種専門部会が日々政策を勉強しております。このことによって、政策決定過程が当局と議会をつまびらかに共有されることになっております。

この形を地方自治においても実践できないものでしょうか。二元代表の機能強化の観点からも、住民にとって有益なシステムであると考えます。具体的には、すべからく町長判断にはなりますが、個々の政策案件を種まきの段階から常任委員会等と協議を行う体制をつくるということです。もちろんその取捨選択は必要であります。少なくとも重要課題については、たたき台としての基本計画策定より前にこの協議を行うということでもあります。公務員の枠にとらわれない思考の掘り起こしは、昭和、平成の根回し文化の終えんを迎えた今こそ重要なファクターではないでしょうか。当然議会への負荷も増していくことは必定であります。できれば、議会もそこに対応できるようシャドーキャビネットに近い専門性を養っていかなければなりません。

持続性を担保していくために、時代に即した当局と議会の関係に一步踏み込んだ改革に着手するよう強く望んでおります。真の二元代表制の確立のために、中居町長に先鞭を切っていただきたいと思っております。これは、中居町長が得意の分野だという確信の下に、その所見を伺います。

次に、これからの地方自治に大きな比重になっていくと思われる企業版ふるさと納税について伺います。まず、現時点での町の組織構想とその取り組み方をできるだけ具体的にお示しく下さい。

現在の本町におけるふるさと納税は、予想以上の成果を上げています。その実績報告として、1億円に対してどれほどの純利益という言い方は妥当ではないかもしれませんが、何%の歩留りが見込めるものでしょうか。返礼品は30%ですが、そのほかに送料、事務手数料等が発生していると思われまます。それに対して、企業版ふるさと納税は返礼規定がありません。寄附企業は、申告時に90%の控除ができるというのがメリットだと認識しております。このことから考えますと、歩留り率は企業版のほうが勝っていると考えますが、その認識に間違いはありませんか。

これからの本町は、人口や学校数の減少等を考えますと、交付税収入は減る一方の未来が待っております。その未来に増収を考えると、産業振興とこのふるさと納税はその両輪になり得るのではないのでしょうか。と同時に、その両輪に持っていく覚悟が必要であります。現行ふるさと納税と企業版を合わせて5億円の目標を掲げ、そこに向かうための体制整備が急務であります。

ここで考えなければならないことは、全国で一斉に始まるということでありまます。現行の実績でも、2020年推計値で大阪の泉佐野市と宮崎県都城市は100億円を超えています。県内では、北上市が16億円を超えています。これがさらに過熱することは必定であります。しかし、本町における企業版のメリットは企業が少ないことにあります。都市圏においては、その域内の企業は参加できませんので、全国ほぼ全ての企業が対象になります。

いずれその取組によって、二、三年後にはランキングが出てまいります。そして、このランキングは、現行ふるさと納税を見ていると毎年大きな変化はありません。つまりスタートダッシュに成功した自治体がある後も上位を維持しているというのが実態であります。それゆえに、この取組は本町にとって大きな意味があります。その決意を込めて、町長の所信を伺います。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、野館泰喜議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、実のある二元代表制についてであります。本町はこの10年の間に東日本大震災、2度の台風災害、そして新型コロナウイルス感染症対策と、振り返ってみますと2年半に1度の災害対応などに当たってきたところであります。特に台風第10号豪雨災害は、現在の岩泉町が誕生して以来の未曾有の大災害でありましたが、町発注の復旧工事は本年度をもって一定のめどが立ったところであります。この間、議会におかれましては、意思決定機関としての役割やその

機能を十分発揮していただき、さらには大所高所からのご支援、ご協力を賜り、スピード感を持って復旧、復興に取り組むことができましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げたいと、このように思います。

しかしながら、この10年間の中で社会の環境も大きく変化をし、かつて経験したことのない人口減少、超少子化、高齢化の波が地方に押し寄せ、持続あるまちづくりを進めていく上で大きな壁となって立ちはだかり、今後の行財政運営は極めて厳しい状況になるものと認識をしております。激動する経済社会情勢の中で、日々変化する町政課題や町民の皆様の様々な要望に対して、財政規律を堅持しながらどう対応していくかということがこれまで以上に問われる時代に入ったと感じているところであり、まさに示唆に富むご提言だと、このように思っております。

当然にして、地方自治制度における執行権と議決権、相互の役割は尊重しなければなりません。議員も首長も共に住民によって直接選挙され、それぞれ住民に対して直接責任を負っております。その意味では、議員ご指摘の政策の決定段階やそのプロセスにおいて、それぞれが対等、独立の立場に立ち、相互に情報を共有し、議論を深めていくことは非常に重要であり、町益につながるものと考えておりますので、今後においても政策形成の過程や政策の実施過程に多面的に参加していただくよう、議会のご理解も賜りながら検討をしてみたいと、このように考えますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、企業版ふるさと納税の取組についてであります。まず令和3年度の組織構想であります。所信でも申し上げましたとおり、今後人口が減少する中、また本町の歳入の大宗をなす地方交付税も、昨今の情勢を考慮しますと不透明な状況にあり、一層の自主財源の確保に取り組む体制の強化が必要であると考えております。

議員ご案内のとおり、これまで別々の課で担当しておりましたふるさと納税と企業版ふるさと納税の業務を政策推進課に一元化して、担当職員を増員し、それぞれの制度における相乗効果を期待しているところであります。

本町のふるさと納税の状況でございますが、返礼品の返礼割合は3割以下、募集経費は5割以下とするなどの国のルールに基づいて行っており、令和2年度の見込みで申し上げますと、寄附額約1億1,500万円に対し、返礼品や送料などの経費は約5,500万円となっており、寄附額に対する率は約48%であります。

これに対しまして企業版ふるさと納税は、地方創生応援税制として、寄附企業に対し、税制上

の優遇措置を設けており、令和2年度からは寄附額の最大約9割まで税額控除される仕組みとなっておりますことから、寄附企業に対する町の負担が生じないことは、まさに議員ご指摘のとおりでございます。企業版ふるさと納税は、個人版のふるさと納税と異なり、岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点プロジェクトの事業に寄附金を充て、事業展開することが条件となっております。

本制度の活用は、事業の展開によっては全国へ向けた町の魅力発信にもつながり、埋もれていた地域資源を生かした事業の展開など、様々な波及効果も期待をしているところであります。既に本町を含め945の地方公共団体が地域再生計画の認定を国から受けまして、今後全庁を挙げて企業版ふるさと納税の確保に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 13番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 答弁に関しては、非常にありがたい答弁をいただいたと思っております。

そこで、実は今議会、本日が14人の任期最後の議会でございます。そして、これまでの4年間、まさにこの14人がチームとなって一般質問も展開してまいりました。その中で、常に8人程度以上の質問がありました。

そこで、当局の皆さんが気づいているかどうかを1点お伺いしたいのは、我々議員は一般質問をするに当たって、一切の打合せをしております。それぞれがそれぞれの思いの中で、一般質問をつくり上げてきました。そして、今議会におきましても10人の一般質問があります。御覧のとおり、テーマがほとんどダブらない状況になっております。このことに、これまでの議会の中で気づいておられたでしょうか。まず、その1点をお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） ただいま議員のほうからそういうお話がございましたが、私もこれについては、議会も基本条例等も制定をされまして、お互いに議会のほうでも切磋琢磨をされまして、そういう意味でいいますと、本当にそれぞれがそれぞれの立場の中で、まさに町民の代表といたしまして、多様なこの岩泉町のこれからの未来を見据えながらのご質問を賜ったなど、こういう点については大変感謝をしているところであります。

取りあえず、以上でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今申し上げたかったのは、それぞれ本当に4年の中で専門性を帯びてきております。それぞれ14人が、これはこの人が得意だという、その専門性を帯びてきている状況の中で、その知恵を政策に使わない手はないだろうという思いからの一般質問でございました。そして、ご答弁いただきましたように、いろんな方向を模索しながらそういう方向に進んでいくということでございますので、この点に関しては非常に満足しております。

したがって、次のふるさと納税に関係した質問を展開してまいりたいと思います。まず、現行ふるさと納税の関係で申し上げますと、岩手県では突出して北上市が16億円、町村でいうと矢巾、紫波、西和賀が2億円を超えている状況にあります。この違いというのは、どこから出てきているというふうな認識はありますか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、お答えをしたいと思います。

県下の状況につきましては、今議員のほうからお話があったとおりでございます。その納税額が多いところを見てみますと、例えば北上市の場合には返礼品の数が800を超えているというふうな状況になっております。また、町村のレベルでいいますと、矢巾というお話もありましたけれども、そちらのほうはやはり200を超えているというふうな状況になっております。

これに対しまして、本町、岩泉町につきましては、ちょっと前の数字になりますけれども、100ちょっとというふうな数になっておりますので、この返礼品の種類、品数からいいますと、納税する方にとりましては非常に魅力があるもののかなというふうに思っております。岩泉町の場合につきましてもぜひそういった先例といいますか、いい成績を残しているところに追いつこうと思っております。日々返礼品の研究に努めているという状況になっております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 今のご答弁は非常にありがたいご答弁で、なるほどなと思えました。その中で、西和賀が頑張っている原因というのは捉えておいででしょうか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 西和賀の状況については、すみません、残念ながらちょっとリサーチができていないという状況です。手元にありますのは、申し上げたのは北上、釜石、矢巾、主な部分のみというふうなことになっております。ただ、西和賀につきましても、いろんな

テレビの番組とかを見てみますと、ワラビであったり、地場で取れるものをうまくPRしているなどというふうな印象は持っているという状況になっております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 本当にすごい格差が全国で見ますとあります。そして、その格差の一つが今のその返礼品の数であったりとか、要するに取組によってこれは何とかなるのだよということが見てとれるのですが、その認識はございますか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 岩泉町の場合には、今現在は経済観光交流課のほうでふるさと納税担当しておりますけれども、このさらなる納税額を増やすということで、先進地でもあります釜石のほうにもちょっとお邪魔をしまして、いろんな状況を確認しております。釜石の場合には、昔は市が直営といいますか、市でやっていたものを、釜石にDMCという組織ができて、そちらのほうに委託をしているというふうな状況で、その会社の代表の方にもいろいろお話も伺ってきておりまして、それがそのまま岩泉に当てはまるわけではありませんけれども、岩泉のほうでそのお話を伺った中で生かしていける点を伸ばしていくといいますか、そういうふうにしていきたいなと思っております。

先ほど返礼品についてのお話をしたのですが、こちらのほうにつきましても2月、つい先月になりますけれども、岩泉町の場合には岩泉ホールディングスの製品というのが大きい、大部分を占めるわけですが、そちらの会社のほうとも新たな返礼品の在り方について協議を行っているという状況となっております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） それでは、企業版について伺います。地域再生計画で、岩泉町で3億円の目標値を挙げておりますが、これで先ほど申し上げました西和賀では4億1,000万円の目標値を挙げております。この違いは何だと思われませんか。

○議長（加藤久民君） それでは、答弁させます。三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） 岩泉町の場合は、企業版ふるさと納税の募集というか、そういう事業の組立てはまだ行ってございませんので、3億円というのはあくまでも目安と考えてございます。西和賀のほうの企業版ふるさと納税の情報はちょっと持ち合わせてございませんけれども、その西和賀の部分は個人版と私は思っております。それで、その辺の地方の事業として、ど

うというのが企業版ふるさと納税の事業に該当するかを町独自で練り上げて企業のほうにアピールしていかなければならないので、その目標額というのもこれからある程度固めていかなければならないものだなと思ってございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 企業版ふるさと納税は、入り口として地域再生計画を上げなければならないというのが入り口であります。したがって、地域再生計画は岩泉町も西和賀町も上がっております。その目標値が3億円と4億1,000万円だということです。町の規模からいうと、岩泉町のほうが西和賀より大きいのですが、言わせてもらえばはるかに大きい。にもかかわらず、片方では4億1,000万円の目標値を掲げ、片方では3億円の目標値を掲げ、その違いに何があるのかというのをお聞きしたいのです。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） ちょっと私勉強不足で申し訳ございませんでした。ただ、先ほど申し上げたように、岩泉町の場合はあくまでもまだ目安という状態ですので、事業の内容の精査とか、あとはそういう企業版ふるさと納税に係るものとして当面3億円という目安をつくっているという状況でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 一般質問の中でも申し上げましたが、私はスタートダッシュが非常に重要だと思っています。その年度ごとのランキングを見ると、どうしてもやっぱりいいところはずっというのです。その思いを持って、スタートダッシュが実は遅れているという印象を私は持っております。現行ふるさと納税において、さとふるであるとか、何種類のウェブ上に岩泉町のを上げているかをお示しください。1種類ではないはずですが。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、返礼品を集める方法と申しますか、そちらのほうについてですけれども、大きい部分になりますとふるさとチョイスというのがございます。そのほかに、楽天のほうで行っておりますふるさと納税、あとはヤフー、あとはクレジット会社、JCBさんとかトヨタさんとか、そういったクレジット会社のほうの決済を受けて集めていると。そのほかにも現金とか当然あるわけですが、主な民間と申しますか、そういうような民間のほうの関係につきましては今説明したとおりとなっております。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 既に企業版のほうもポータルサイトは走り出していると思いますが、これについての手続は済んでいるでしょうか。

○議長（加藤久民君） 三上政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（三上久人君） その手続はまだ行ってございませんが、課内としましては早い時期に各課にそういう事業の概要とか、そういう企業から支援をいただけるような事業の見直し、組立て、あとは来年度当初外部等の支援等も視野に入れた取組ができないかというものをただいま検討中でございます。

○議長（加藤久民君） 13番、どうぞ。

○13番（野館泰喜君） 本当に質問中でも申し上げましたが、産業振興とこのふるさと納税は両輪だと思っております。したがって、何としてもスタートダッシュを強く意識していただいて、早いうちに岩手県の中でもトップに出る、そのぐらいの気持ちでスタートを起こしていただきたいと思っております。

最後に、決意のほどをお伺いしまして、質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、どうぞ。

○町長（中居健一君） 先ほどの答弁でも申し上げました。まさに今いろんな災害から一定のめどがつかってきました。ところが、これからの岩泉町の5年、10年、20年を考えた場合は、まさに我々がかつて経験したことのないようないろんな諸課題が山積をしているわけでありまして。そういう中で、人口減少の中でこれから国の支援、特にも交付税を含みまして非常に厳しいこの財政運営を余儀なくされるわけでありまして。そういう思いの中で、このふるさと納税、企業版も含めまして、これは今議員からご指摘を賜りましたが、やはり岩泉町としてもきっちり戦略を立てて、目標を立てて、どういう形でやるかということが非常に大きい課題になる。やっぱり町民のことを思いますと、自主財源をいかに確保するかということがこれから本当に重要な課題になるわけでありまして。そういう意味で、今回一元化をしたいと。

今それぞれの課長のほうからの答弁がありました。私の思いの中には、それぞれの課長からは一生懸命頑張ってもらっているのですが、もう少しやっぱり戦術、戦略を打ち立てて、そうして内外に向かって挑戦をするという強い気持ちがないと町民の理解は得られない、そんな思いの中で今回多少の改善、回復をしていきたいなど、このように思っているところであります。

そしてまた、先ほどもご提言をいただきましたが、やはりこれからはこの議会、それから執行部、こういう基本原則のいろんなそれぞれの役割、立場あるわけでありますが、ただこれにこれからもこのシステムをこのまま継続することが、今は9,000人も切りました、こういう中で本当に岩泉町どうするのだということになった場合に、これは先ほどもご提言いただきましたが、それぞれ種類がありますが、町政の重要課題、将来に向けてのいろんな政策立案をする場合には、本当にこれからも議員の皆さんから、その最初の段階からやはりお互いに議論はできるような、そういうシステムをもっともつつくっていかなければ、これはなかなか大変だろうなど、そんな危機意識を持っておりますので、これについては議会ともよくよく相談しながら、議員の皆さんのお力も借りながら、まさに岩泉型の執行部と議会のありようについてはしっかりと検討しながら、ご相談もしながら、未来に向かって本当にワンチームでいかなければ、この大きな課題、波は乗り越えられない、そんな思いでございますので、しっかりと対応してまいりたいと、このように思いますので、どうかご理解を賜りたいと、このように思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） これで13番、野館泰喜君の質問を終わります。

次に、6番、林崎竟次郎君。はい、どうぞ。

〔6番 林崎竟次郎君登壇〕

○6番（林崎竟次郎君） 6番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問を行います。

昨年1月14日、新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて報告されてから1年2か月になろうとしています。政府は、公式には認めていませんが、昨年4、5月の第1波、7、8月の第2波を経て、11月から現在にかけて第3波だと専門家もマスコミも言っています。町長をはじめ町職員、医療、介護関係者等の献身的な取組に心から敬意を表します。

2月22日現在、全国の感染確認は、横浜クルーズ船除きで42万6,375人、死者は7,549人。県内でも感染確認は553人、死者30人となっています。本町にとって、引き続き新型コロナ感染を抑え、町民の命と健康、暮らしと経済を守ることは、町政の最優先の課題となっています。

まず初めに、新型コロナウイルス関連中小企業者等事業継続支援金の創設について伺います。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第三次配分額が決定しました。交付金は、市町村の判断で自由な使い道が保障され、当町の第三次配分限度額は、①、新型コロナ感染症対応2,272万円、②、地域経済対応分1億3,027万円となっています。第一次補正から第三次補正の交付限度額の合計は5億5,606万円となります。

町では、この間感染予防や啓発活動を行い、中小企業及び個人事業主、町民への経済支援などの対策に取り組んできました。それゆえに、本日まで新型コロナウイルスの感染者を町内から出さず、厳しい状況の中でも前向きになりわい、暮らしにいそしんできました。されど、まだまだ先の見えない状況です。

そこで、事業規模に応じた新型コロナウイルス関連中小企業者等事業継続支援金の創設が必要だと考えます。支給対象者は2通りとし、1つ目は令和3年2月1日時点において町内に事業所を構え、事業を継続しており、令和2年9月30日以前に開業している者で、令和2年の事業収入（国、県、町からの各種支援金を含む）の合計金額が1億円未満、令和元年分の確定申告等における事業収入の合計金額が100万円を超えている者であること。2つ目は、令和2年1月から令和3年1月までの事業収入の合計金額が平成31年1月から令和2年1月までの事業収入の合計金額と比較して、30%以上減少している者であることであります。

支援金は、どちらも月平均の減少額の区分及び事業所の規模（正社員数の区分）に応じて決定し、さらに全ての業種を対象にすると考えます。この支援金の創設について、町長の所見を伺います。

次に、75歳以上の保健事業について伺います。人生100年時代が叫ばれています。これまで75歳で分断され、制度ごとに実施されてきた国民健康保険と後期高齢者医療の保健事業を接続し、介護保険の地域支援事業と一体的に行う一体的実施の在り方が国から示されました。

岩手県後期高齢者医療広域連合では、令和2年度から6市町へ一体的実施の委託を開始し、令和6年度までに全市町村への委託を目指しています。本町ではどのような内容で、何年度からの受託を目指しているのか、支援金も出ることから早いほうがよいと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、済生会岩泉病院に常勤の小児科医師と産婦人科医師の確保について伺います。町長は、施政方針で医療対策について、「これまで同様に地域医療の要である済生会岩泉病院に対する支援を継続し、医師や専門職スタッフの確保等に努める」と演述しました。私は、2月に町民アンケートを実施し、集約しました。そのアンケートの中で、「済生会岩泉病院に産婦人科と小児科を設置してほしいという声がありますが、あなたのご意見は」という項目では、賛成が圧倒的に多かったです。その声を紹介すると、「特に子育て支援の一助として、若い世代に希望を与えてほしい」、「何歳になっても女性ゆえの病気があるので、婦人科が欲しい」、「せめて月に1度か2度、医大

や県立病院から医師が来てくださるとありがたい」とありました。

そこで、町として、常勤の小児科医師と産婦人科医師の確保について、済生会岩泉病院をはじめ関係機関に強く強く要望すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、病後児保育について伺います。私が実施した町民アンケートに、「病後児保育を望む声がありますが、どう考えますか」という項目があり、「ぜひ病後児保育をつくってほしい」と「分からない」という約半々の回答がありました。これは、病後児保育がよく理解されていないからだと考えます。

病後児保育は、病気の回復期にあるお子さんを、保護者が仕事、疾病、事故、出産、冠婚葬祭などで家庭での保育が困難であるときに預かる制度です。近くでは、宮古市小山田保育所内にあります。スタッフは、保育士、看護師各1名です。本町でも町有施設に専用の保育室を設けるなど、細部は詰めるとして、実現可能だと考えます。町長の所見を伺います。

最後に、国保税の子供への均等割減免について伺います。私が実施した町民アンケートに、国保税の項目があります。その中で、「国保税についてあなたのご意見は」では、「高く払うのが大変だ」が圧倒的に多く、「どうすればいいと思いますか」では、「国の負担（国庫支出金）を増やすべき」が、最も多かったです。

令和2年第1回定例会一般質問に続く質問です。国保税は、協会けんぽ保険料の約2倍となっています。今全国の流れは、子供への均等割減免のほうに流れています。本町でも、子供への均等割減免を決断すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス関連中小企業者等事業継続支援金の創設についてであります。これまで国の地方創生臨時交付金を財源といたしまして、町内事業者の皆様に緊急的な経済対策として支援を行ってきたところであり、感染症の影響の長期化により、さらなる支援が必要であるとの考えにつきましては、議員と意を同じくするところでもあります。

このような中、岩手県では新型コロナウイルス感染症の新たな対策として、経営が悪化している中小企業者に最大40万円を支援することで県議会2月定例会に関連予算が提案をされておま

す。本町におきましても、今後県の動向などを注視するとともに、関係機関との情報交換などを行いながら、議員のご提言も含め、経済対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、75歳以上の保健事業についてであります。一体的実施の事業は、後期高齢者医療の保険者であります岩手県後期高齢者医療広域連合と本町で事業方針を定め、事業委託を受けて、国民健康保険、後期高齢者医療の保健事業及び介護保険の地域支援事業を一体的に実施するものであります。この事業は、医療専門職を配置し、医療、介護データの分析による医療との連携、いきいき百歳体操など町民主体の通いの場での健康相談の実施など、事業のコーディネートを行うことで早期に介護予防や医療、介護サービスにつなげるものであります。事業の財源といたしましては、上限はありますが、委託事業費の全額を広域連合から交付されることとなっております。

本年度は、実施に向けた広域連合との連絡調整及び事業検討や、既に実施することを決めている他の市町村の情報収集などを行ってまいりました。実施に向けては、広域連合との方針策定に係る検討、コーディネート役を担う医療専門職の確保や実施体制の整備など課題がありますが、令和3年度は準備の期間として、課題の整理や関係機関、団体などとの協議を進め、実施体制を整備した上で事業受託に向けて今後取り組んでまいりたいと考えております。

次に、済生会岩泉病院への常勤の小児科医師と産婦人科医師の確保についてであります。両診療科の医師は全国的にも不足している状況であり、岩手県内における小児科医師は平成10年の133人から、また産婦人科医師は平成14年の97人からほぼ横ばいで推移している状況であります。

そのような中、小児科医師につきましては、済生会岩泉病院で非常勤医師の確保を図り、これまでの第2、第4水曜日に加え、第3、第4火曜日の月4回の小児科応援診療という体制で診療及び予防接種事業を実施していただいております。町民の皆様にとっては安心した子育て支援につながっているものと認識しております。また、産婦人科医師につきましては、医師確保が大変困難であることから、妊産婦には町外医療機関への通院費の一部を支援しているところであります。

現時点において、常勤の小児科医師と産婦人科医師の確保は大変厳しい環境ではありますが、機会を捉えて国や県に働きかけてまいりますとともに、済生会岩泉病院とも協議を行いながら、地域医療の確保に向けて鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、病後児保育についてであります。現在町において病後児保育事業は実施をしておりますが、各こども園に併設した子育て支援センターにおいて一時保育事業を実施しております。病後児保育の実施に当たっては、子供の病態の変化に的確に対応することが求められること、専

用の保育スペースの確保と併せ、看護師等のスタッフが必要であることの条件があり、さらには各こども園とも専用スペースとスタッフの確保が難しいことから、今後の検討課題とさせていただきたく、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

最後に、国保税の子供への均等割の減免についてであります。今国会に提案された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案において、未就学児の均等割の軽減を行う改正が盛り込まれ、令和4年度からの適用が予定をされております。この改正は、未就学児分の均等割の5割を軽減するもので、子育て世帯の経済的負担を緩和する観点から、所得制限は設けず、また低所得世帯で既に7割、5割、2割の軽減を受けている場合も、残りの税額の5割を軽減するものとなっております。

軽減による減収額につきましては、一般会計からの繰入れを行い、この繰入額に対し、国2分の1、県4分の1の公費負担となっておりますので、町としては、改正法の規定に基づいて軽減を実施するよう取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤久民君） 6番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 本町は、新型コロナウイルス感染症対策に生活経済支援として、全町民、そして減収となった各事業者に広く支援してまいりました。その効果もあって、支援金を糧に業績を反転攻勢させているところもあります。

私は、2月からコロナ禍の下、暮らしとなりわい、台風から生活再建を目指す町民アンケートに取り組んできました。現在もアンケートが返ってきます。その中で、「コロナであなたの暮らし、生活はどう変わりましたか」という項目では、3月4日現在で「苦しくなった」が38.3%、「変わらない」が53.1%、「分からない」が8.6%と「変わらない」が過半数を占めています。しかしながら、各種事業の現場からは、切実な声が上がってきます。

私は、基準を設け、クリアした事業者には支援すべきと考えますが、町の認識を問います。お願いします。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、コロナ禍の影響を受けている町民の方の状況についてお話を伺ったところになります。これとは別になのですが、商工会のほうで事業者の皆さんのほうにアンケートを行っておりまして、その結果の概要をお知らせしますと、影響がありとい

うのが半数を超えております。あとは、影響する可能性があるよというのが30%、8割を超える方が影響がある、もしくは見込まれるということになっております。ただし、今朝のテレビでもやっておりましたけれども、例えば通常のお給料をもらって生活している方については影響をあまり感じなかったりするところもあるけれども、事業をされている方については、業種によっては大変な影響を受けているというふうな報道もされているのも事実でございます。

あと、過日商工会の理事の皆さんとの意見交換を行ったのですけれども、その際にある方から、これまで町が行ってきました各種施策によって、何とか廃業までには至ってはいないけれども、業者にも体力というのがありますよと、これが長引くようであれば限界も見えてくるといいますか、そういったことにもなりかねないので、事業者の皆さんが先につながるための支援をお願いしたいというふうな話も直接いただいておりますので、これからの、今県議会開催中ですが、県の状況なり、あと国の状況、各種状況を情報収集するとともに、関係機関と連携をしながら、町内事業者さんのために実のあるといいますか、効果が出る支援を行っていけるように検討していきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 次に、私が提案した、理解してもらうためにも、新型コロナウイルス関連中小企業者等事業継続支援金案についてですが、説明したいと思います。2通りのチェックを通過して支給対象者となります。1つは、令和2年の事業収入が国、県、町からの、質問でも述べましたが、各種支援金を含め合計金額が1億円未満で、確定申告等における事業収入の合計金額が100万円を超えている者。そして、2つ目は、前年の事業収入の合計金額から30%以上減少している者。そして、事業継続支援金額は、事業者の月平均の減少額、例えば50万円未満、50万円から100万円未満、100万円以上の減少と分けし、さらに正社員がゼロ人から5人、6人から10人、11人以上と分けする。この2つの分けの組合せで継続支援金額を決めると提案します。この提案についてどう考えますか。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 議員ご提言の具体的なものをお示しいただきました。大変ありがとうございます。なお、答弁のほうでも申しておりましたけれども、まず今県議会のほうで県の事業が、補正予算が審議をされているというふうなこともありまして、そちらのほうのまず様子を見たいというふうなことがございます。今現在県のほうの事業の概要というので、大ま

かな資料しかまだ届いておりませんが、県のほうの事業では感染対策に取り組みながら事業を継続し、売上げが前年同月比で50%以上減少、または連続する3か月の売上げの合計額が前年同月比30%以上減少した場合に、先ほど申し上げた上限40万円、これ1店舗当たりということになりますけれども、こういったものを今検討しているということで、県の議会のほうで審議されていると思います。これも当然私のほうでは参考にさせていただくのと併せて、あとは県内の市町村でもいろいろな取組が行われております。久慈市では中小事業者に一律10万円の臨時給付金を支給したり、あと大船渡市では全世帯に1万円の振興券を配布、あとは八幡平市でも感染症支援で宿泊、飲食業に20万円の給付金の支給などというふうな各種取組が行われておりますので、そういったものも参考にしながら、真に事業者の皆さんにとって何がいい選択なのかということで、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、私は全ての業種を対象にすると述べました。それは、対象者は2つのチェック、そして2つの区分けで集約されると思います。何よりも公平性を保ちながら事業継続を支援していく、事業者が元気になれば本町の明日も開けてくると考えます。認識を伺います。

○議長（加藤久民君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 先ほど申し上げました商工会が実施をいたしましたアンケート調査によりますと、やはり業種によりましては前年の実績よりも上回っているというところもございます。そういったものも含めまして、議員からお話がありました、いずれ減収している方、収入が減っている方についてまず救済といいますか、支援していくのが必要だなというふうには考えております。ただし、どういった業種にするかとか、その内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、県の状況、県内市町村の状況なども参考にしながら、議員からもご提言のありました方法等も含めて今後検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、済生会の産婦人科と小児科の問題に入ります。さきに述べた町民アンケートによると、「済生会岩泉病院に産婦人科と小児科を設置してほしい」の項目は、3月4日現在で「賛成」が56.6%、「そうは思わない」が2.3%、「実現してほしいが無理では」が38%、「その他」が3.1%となっています。「賛成」と「実現してほしいが無理では」を合わせると実に94.6%

になります。これでは是が非でも町民の声を実現すべく、町にとっては最大限の努力が求められると思います。再度認識を問います。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

まずは、いろいろ町民の方からのアンケートありがとうございます。私どもも、済生会岩泉病院と両輪となって町民の健康づくりには努めてまいっているところでございます。産婦人科におきましては、皆様ご存じのとおり宮古管内では現在宮古病院と伊東産婦人科のみとなりました。そういった状況で、産婦人科については大変医師の確保が難しいのが現状でございます。こういった中ではございますけれども、県、また病院と協力しながら医師の確保についてはまた向けていきたいと思っております。

さらに、小児科のほうの医師につきましては、今現在診療回数を倍に増やしたとはいえ、月4回ですか、そんなに多くはありません。宮古の女性医師の方から、何とか今年度押して来ていただくという状況でございます。大変そちらも医師が不足しておりまして、厳しい状況でございます。今後においても、そういったところを医師の確保に向けては県等に働きかけてまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎竟次郎君） 次に、町民アンケート病後児保育の項目の中で、声を紹介しますと、「安心がないと人口は増やせないと思います」、「核家族で働き世帯にとって、実現してもらえれば助かると思う」、「祖父母、親戚など、預け先のない家庭に配慮を」、「子育て支援策の事業として必要と思います」などです。

宮古市では、小山田保育所内に病後児をお預かりするキッズケアルームのぞみがあり、病気の回復期にある1歳から小学3年生までのお子さんをお預かりしています。料金はかかりますが、大変歓迎されていると聞きます。本町でもやる気を出せばできると思います。繰り返しになりますが、再度認識を問います。

○議長（加藤久民君） 田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） お答えいたします。

先ほど宮古市小山田保育所キッズケアルームのぞみのことにつきましてお話しされておりますが、私どももこちらのほうからその内容をお聞きしましたところでございます。答弁でもいたし

ました年間の利用者が10人ということでありまして、その方はぜんそくのあるお子さんが自宅から持ってきた吸入器で、看護師がその吸入器を装着したりして見ているということでありました。不特定多数の多くの方が利用しているという状況ではございません。あればいいものかもしれませんが、現在のところ岩泉町においては、各園で一時保育事業ということでお預かりしている事業がございますので、そちらのほうをお使いになっていただいて特に支障はないものと思っております。ただ、今後核家族化がもっと進んで、見るところがないとか、そういったことも踏まえまして、今後も調査研究をしてみたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤久民君） 6番、どうぞ。

○6番（林崎寛次郎君） 最後に、国保についてですが、社会保障である国民健康保険制度を守り、続けるためには、当初のように国庫負担を5割に戻すことが絶対必要だと考えます。子供にまでかかる国保税の均等割の軽減は、令和4年度からの適用が予定されているとありました。私は、未就学児にとどまらない対象拡大が必要であると考えます。さらに、地方側に負担が求められる2分の1の軽減財源は、国が十分に確保すべきだと考えます。繰り返しになりますが、認識を問います。

○議長（加藤久民君） 山岸町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） お答えさせていただきます。

まず、国保の財源についてですけれども、議員ご指摘も過去にありましたけれども、国保の被保険者は所得の低い方が主になっております。そういったことから、財源の拡充についてはこれまで求めてまいりましたし、今後も求めてまいりたいというふうに考えております。

また、子供の未就学児にかかわらずということですが、そもそも国民健康保険制度はその制度の下に、市町村の中で独立採算制で運用することが求められているところです。ですので、基本的には国の制度に基づいた運用をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（加藤久民君） これで6番、林崎寛次郎君の質問を終わります。

それでは、12番、三田地泰正君。はい、どうぞ。

〔12番 三田地泰正君登壇〕

○12番（三田地泰正君） 12番、三田地泰正です。通告に基づきまして、質問させていただきます。

まず初めに、白土線の延長についてお伺いします。未来づくりプランの中で、森林資源の価値

向上による持続ある林業振興を語り、県も奥地化した森林の整備に必要な作業道開設等の支援、いわて環境の森整備事業は、重点的な施策として継続していくとしています。森林基幹道、森林管理道などの開設、生活道としての一層の改良整備について、地域の実情を考慮し、将来を見据えた住民の利便性向上のための対策が必要と考えます。

林道白土線が途中で工事が進んでいない現状に、関係する町民が疑問に思って数十年が経過しています。この間、3.11の大震災をはじめ、度重なる豪雨災害が発生し、声を上げづらい状況に我慢してきました。白土地区には2戸の住宅がありますが、急勾配の地形のため、4駆でなければ行けない現状であります。災害復旧のめどがついたこの時期に、白土線の延長についてご見解をお伺いします。

次に、水田政策の展開について質問をします。春耕を迎えた中で、新型コロナの感染拡大に伴う米価下落の懸念が追い打ちをかけています。国は、令和3年の主食用米の適正生産量を693万トンとする見通しを示しました。平年作で試算すると約36万トンの削減が必要とされ、民間在庫量は価格安定の目安とされる200万トンを超え、全銘柄の平均相対取引価格は数年ぶりに出回りから対前年産比で下落、減反廃止後迎えるべくして迎えた地域水田農業の正念場と言えます。米価下落は、コロナ禍による外食需要の急減がもたらしたが、消費の長期的な減少はこれからも続くと思われる中、経営的な課題は深刻であり、価格の安定には需要に応じた生産の取組が急務であります。主食の米を作り過ぎず価格を安定させる、そのための転作をどう図っていくのか。

高収益作物への転換、飼料用米への作付などが考えられますが、生産者が今年何を作るか決めるには一定の時間がかかります。稲作経営者が安心して作付転換が進められ、主食米と遜色のない所得が得られる水田の活用、地域に合った転作の取組などへの政策支援を安定的に継続していく必要があると考えるが、どのように取り組むか方向性についてお伺いします。

次に、GIGAスクール構想について、三上教育長にお伺いします。児童生徒が1台ずつ情報端末を使えるようにするGIGAスクール構想は、コロナ禍により当初の予定より前倒しして教育用端末の整備が進んでいます。誰一人取り残さず個別最適化を図り、資質、能力を確実に育成できるICT環境の実現を目指すわけですが、ICTを効果的に活用し、新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の視点での改善が求められます。

小学校は既に新学習指導要領が全面実施され、中学校はいよいよ全面実施を迎えます。これからの学校教育はどこがどう変わるのか、それはなぜなのかなど、教育委員会の指導の下、教育の

質を落とさず、コロナ禍の中、様々な状況に対応できる教育計画の策定が求められますが、導入初年度の準備や具体的な対応についてお伺いします。

以上です。

○議長（加藤久民君） 中居町長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 12番、三田地泰正議員のご質問にお答えをします。

まず初めに、林道白土線の延長についてであります。議員ご案内のとおり、これまでに整備した林道の中には町民の重要な生活道としての役割を担っている路線もあり、林道白土線もその一つであると認識をしております。現在終点から住家までの間は私道が開設されており、議員ご指摘のとおり岩盤による急勾配が続き、普通車での通行は困難な箇所があり、地区の皆様は大変ご苦勞をされているものと推察をしております。

現状におきまして、林道路線を延長する計画とした場合、新規路線として森林法に規定する地域森林計画に指定路線として位置づけ、さらに延長1キロメートル以上の路線、かつ利用森林区域も50ヘクタール以上とする事業採択要件が生じてまいりますことから、現段階での事業化は厳しいものと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、水田政策の展開についてであります。昨年の米価下落の状況は議員ご案内のとおりであり、JA新しいわてエリア内における令和2年の岩手県産米については、1等米のあきたこまちで、60キログラム当たり前年比900円下落しております。これは、昨今の消費者の米離れに加え、コロナ禍における外食需要の減少等による在庫量の増加が拍車をかけているものと認識をしております。

収入減少対策につきましては、収入保険制度や収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策など、減収額の最大9割まで補填が受けられるセーフティーネットが制度設計されているところであり、今後の作付転換等につきましては、需給バランスや生産者の意向等も十分に踏まえながら検討をしていく必要があるものと考えております。転作品目については、宮古地方再生協議会において、毎年度ピーマンやブロッコリーなど地域特性に応じた推奨作物を定めながら、関係機関連携の下、作付を推進しており、産地交付金の活用を含め、担い手の営農支援に取り組んでいるところであります。

いずれにいたしましても、農業者の高齢化や担い手不足という厳しい状況もありますが、水田

の有効活用を図るべく、地域の地理的状況、あるいは農業者の営農形態などに配慮をし、高収益作物の導入や転換作物に応じた農地集積などについて取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げたいと、このように思います。

以上で答弁を終わりますが、GIGAスクール構想につきましては教育長のほうから答弁をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（加藤久民君） それでは、三上教育長、答弁願います。はい、どうぞ。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） GIGAスクール構想についてご答弁を申し上げます。

GIGAスクール構想についてであります。昨年度から小学校、本年4月からは中学校で本格実施します新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力、問題発見、そして解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられております。

新学習指導要領改訂の背景といたしましては、国が目指し、提唱しておりますSociety5.0の社会、いわゆるAI、ビッグデータ、ロボット等をキーワードとする「最新技術によってオンライン空間と現実世界をつないで、様々な社会問題を解決し、暮らしやすい社会」において、次世代を担う子供たちの多くは、今は存在していない職業に就くことも予想されておりました、新しい価値やサービスが新たな豊かさをもたらす社会の中で、予測できない変化に主体的に向き合いながら、よりよい社会と幸福な人生の作り手となる力を育むことを求められております。

このような状況を踏まえたGIGAスクール構想における町の導入初年度に向けた準備状況につきましては、新型コロナウイルス感染症による学校休業対応等を見据え、昨年12月からそれまで校内で使用しておりましたデジタル教材を家庭のパソコン等でも利用できるように連携を開始しているところであります。また、新年度におきましては、地域おこし協力隊員による各学校の巡回訪問や全ての教員のICT活用指導力を向上させることを目的とした研修を進めていくこととしております。

今後はこれまでの一斉指導に対し、一人一人の教育的ニーズや理解度に応じた個別学習や、個に応じた指導を加えた学びの強化を図り、子供たちが新しい時代を自ら切り開くための力を育むことのできる学校教育の実現を目指してまいり所存でありますので、ご理解を賜りたい、そのように思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（加藤久民君） 12番、再質問はございませんか。はい、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 今事前に考えたのですが、何か教育長も忙しいようなので、再質問はGIGAスクール構想について先にさせていただきます。私どもの学校時代は、まさに教師がチョーク1本で教壇に立って授業をした、そういう思いがあるわけですが、それは今度このGIGAスクール構想によって教師の方々もこれに取り組むわけですが、問題なのはいかにこの教師の方々がこの機材を、いわゆるICT教材ですか、これを十二分に、そしてまた生徒も活用できるような、いわゆる教師も生徒も初めての体験だと思うのですが、この教える側の教師の育成といいますか、支援を具体的にどのように進めるのか、まずもってお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） GIGAスクール構想の本年4月からのものが整備されて、その後の実際の現場での動き方といいますか、になりますけれども、本来ももとは、前にもご説明申し上げておりましたが、国のほうでは令和5年度まで、2023年度までにGIGAスクール構想ということで進めたいということでありましたが、現在の新型コロナウイルス感染症の対策の関係で、当町でも本来であれば令和2年度、今年度学校のネットワークの環境整備を行って、3年度に一人一人の端末を整備することで進めておりました。それが前倒しで、本年度もう並行して実際進めております。

ということで、実際のところは我々教育委員会のほうでも、そしてあと学校の先生方のほうでも今はその対応を、まずは物のほうは何とか間に合っているのですが、4月からは入った後の部分、そこがやはり重要になってまいりますので、先ほど答弁のほうでも申し上げましたが、ちょうど地域おこし協力隊の方でそういったパソコン関係のスキルの高い方いらっしゃいますので、そういった方にまず各学校を回ってもらいながら、そこでの個別の指導、相談に応じてもらったり、あるいはその中で研修のプログラムと、そちらのほうも相談に乗って作成していただきながら、まず何とか軌道に乗るように進めてまいりたいと思っておりました。特に通常教材のほかに、今回またすばらしいものを頂きますので、何とか最大限活用して効果あるものになるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 今話があったように、決して安い教材ではないと私も認識をしています。それで、今度学校なり生徒に配備したそのICT教育用端末ですか、タブレットとかパソコンと

かも知ると思うのですが、それに附属したこの充電コードなりの、いわゆるその機器の保管はどのようになされるのか、学校での保管はどのようになされるのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 端末の充電の方法ですが、実は整備のときに、まずネットワーク環境整備のほかに端末のほうの整備もちょっと分けて議会のほうに提案いたしまして、認めていただきましたが、その端末の整備の際に充電の保管庫のほうも各学校に配備するようになっていきます。それで、授業のほうが終われば、その端末のタブレットを保管庫に保管して、そこで充電されるような仕組みになってございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 当分はそういうことだが、将来的に授業によってはだんだんに家庭に持ち帰るような方向性にはなると思うのですが、それらについては何かルールなり、規則なりというのは今お考えなのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 現在のところは、まずはその端末のほうは学校の授業の中での活用のほうを考えてございます。行く行くはもちろん家庭のほうでも、今のこのコロナ禍でございまして、急に臨時休業になった場合。ただし、今は流れの中では、全国的に感染拡大ございましたので、一斉に休業というのはございませぬ。例えば学年だけの休業とか、そういったことございますので、ただそういうのに対応できるような形で、行く行くは家庭のほうでも何とか使えるような形では検討は進めてまいりたいと思います。ただ、現段階ではまず学校の授業の中だと考えてございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 各学校の電源がいわゆる太陽光パネル、ソーラーで電源を取っているというふうに理解しているのですが、その場合に一回に大多数の生徒がこの端末を使った場合に電圧が下がるようなことがないのか危惧されるというような声もあるのですが、そこら辺の電圧といたしますか、影響がないのか、その点についてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 今回ネットワーク環境整備、そして端末のほうを整備するに当たりまして、やはり電気関係のほうは一番重要なところでございますので、その工事に入る前に調査の

ほうは行って、そういったことに支障がないように進めてまいります。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 学校の先生方もつい最近まで、いわゆる時間外労働なるもので働き方改革に盛んに取り組まれている最中かと思うのですが、またそれにプラスしてこのG I G Aスクール構想なるものが入ってきたわけで、そこでただ考えるに先生方の負担もまたプラスになるのかなというような不安があるのですが、そこら辺の教師の負担の軽減はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 議員ご指摘のとおり、例えば今回のような端末、I C Tの活用もございますし、英語教育等もございます。現在の教育現場のほうは、やっぱり新たな部分での取組が来ておりますので、今回のI C Tに関しましては機器が入ったことで一気に切り替えるわけではございません。まずは、機器が入ったことでその活用方法を研究、検討しながら、現場の先生方の声も聞きながら、できる限りご負担がないような形で、そして最大限に活用できればと考えてございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 導入当初からこういう質問もなんですが、当然機械には寿命といいますが、更新の時期が来ると思うのですが、何年ぐらいの更新を見込んで、その更新の場合は保護者なりに負担が伴うのかどうか、見通しについてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 一斉に整備のほうをしますと、その更新のところはやはりかぶってまいります。やはり全国一斉に行っておりますので、そういった更新の際の対応も我々のほうでは国のほうにも県を通じてお願いしながら、できれば財源のほうは確保していきたいなと思っております。ということで、何とか、もう5年か6年をすればやはり更新の時期は来ますので、そのことも念頭に置きながら活用のほうはしてまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） それから、よく報道なんかされているのですが、この端末を使うことによって何か身体に影響を受けるような電磁波が出るというような話もあるのですが、いわゆる電磁波で体に悪影響がもし出た場合に、電磁波過敏症というのですか、そういうのが出た場合にど

のような対応を考えているのかお伺いします。

○議長（加藤久民君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上義重君） 今回のそのICTの機器のみならず、例えばスマートフォンとか、そういう携帯電話とか、以前からやはりそういった電磁波の話は説として出ておりますが、まだ現在学校のほうではそういった状況のほうは認知してございませんので、まずはそういった話のほうがあれば即対応のほうはしてまいりたいと思います。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） ありがとうございます。教育長関係はこれで終わりたいと思います。

それでは、引き続き前段のほうの白土線の延長について質問させていただきますが、現場に行けば確かに終点というくいが見られるのですが、ただどなたが見ても林道としての終点にはちょっとその対応なしのような感じがするので、何で何十年間もあの地点が終点だったのか、その経緯をもし知っていればお話を願いたいと思います。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えさせていただきます。

林道白土線の開設のほうの経過でございますが、当時林業構造改善事業で実施してございます。当時は、受益者となります森林所有者の皆さんの負担が1割生じてございます。ご案内のとおり、本路線は橋梁から林道ということで、事業費が大きくなったということで、受益者の負担の中でできる範囲ということで現在の部分までという形で事業が計画され、完了したということで伺ってございます。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 答弁書にあるとおり、現状のままでは林道としての事業採択も難しいというふうに理解するわけです。そこで、先ほども話があったように、岩手県の事業でいわて環境の森整備事業なるものがあって、いわゆる作業道の開設、これを利用してもらって何とかその奥地化した林地、そして伐期を迎えた立木もある、その林地までの作業道の開設はいかがなものですか、見通しについてお願いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えさせていただきます。

ご質問にもございましたいわて環境の森整備事業について、令和3年度から県の事業も拡充さ

れまして、新規事業メニューとして作業道の開設についても当該事業で支援できるという事業が創設される見込みでございます。まだ事業の要件、具体的なものについては今後示される中ではございますけれども、事前にちょっと我々のほうで情報を入手しながら、本白土線を延長する、作業道として延長する場合、既存針葉樹の面積が約5ヘクタールぐらいあるようでございますので、その部分を活用しながら作業道の開設については可能かなというふうには考えてございます。

ただ、その際に岩盤と、あるいは傾斜がきついというところをどのようにクリアしていくか、その場合に県の補助単価を超える可能性もあるのかなというところはちょっと懸念されるところかなというようには思っております。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 林道として開設終わって、非常にその年数はたってもありがたいわけです。あそこの地区には、当時幅が60センチぐらいの道路、山道を40分もかけて通学した、そういう時代から見れば、今途中まででも車が行くような状況になって大変ありがたいわけですが、そこで歴代の町長、毎年施政方針演述の中でよくこの町に住んでよかったとか、あるいはまた魅力ある定住環境の整備を語ったり、町民ひとしく行政の恩恵を享受できる、そういう施策をするというようにうたっているのですが、実際のこの地区の皆さんは地域の行事をするにも不便、それから宅急便も実は途中までで帰っていく、そしてまた買物なり通院したくても、タクシーも庭先までは来ない、こういう状態が何十年も続いているわけです。しかも、冬期間の除雪も最たるもので、改良したところまで除雪して、その先は自力で除雪をするような、そういう生活を長く強いられてきました。ですから、何とか一方ではこの道路が生活道としてなくてはならない、そういう実態にあるわけです。

そこで、最低でも生活道として、あの2戸の住宅の庭先までとは言いませんが、ぜひその住宅の近くまで生活道として改良整備ができないものか、一つこの見通しについてご見解をお伺いします。

○議長（加藤久民君） それでは、佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） この林道白土線につきましては、私も現地のほうは何度も確認はしております。町道鼠入川線から分岐して、急勾配の分の650メートル、これにつきましては林道として町管理で除雪もさせていただいたり、せんだっての台風10号での被害で壊れたところについては今回復旧も完了しております。ただ、議員がご指摘のように、その650メータ

一から先につきましてはさらに急勾配で、路面にもう岩盤が露出しているような形で、除雪車も上がっていけないというような状況でございます。その2つの住宅の方々につきましても、自分の車も4駆でなければ曲がれないという状況を確認しております。

この道路につきましては、林道での延長というのは、やはりそういった制度の中で難しいということであれば、町管理林道から先につきましては生活道というような位置づけになると思います。この生活道は必要なものでございますので、我々のほうで今の制度であれば生活道補助ということで、1戸の住宅があって使用されていて、幅員2メートル以上で30メートルの延長があれば対象になるということになっておりますので、今回のこの白土線から先の生活道につきましてもこういった部分では対象になると思っております。1,000万円上限で9割の補助ということで今現行実施しておりますので、この生活道の補助については付近の住民の方、2戸の方にご案内をさせていただきまして、もし幾らかでもその経費の中で、自己負担もあるわけですので、その範囲の中で何とか車が行ったり来たりできるような、例えば緊急時も当然あるわけです。非常時もあります。そういったときにも救急車であるとか行くわけでございますので、そういったところはご相談をしながら中に町のほうで入りまして、業者のほうともいろいろあると思いますけれども、そこは我々のほうで入って相談をしながらちょっと進めてみたいというふうに考えておりますので、これはご案内をさせていただきたいと思っております。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 一歩でも二歩でも希望の持てるような住環境の整備、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、最近日本各地でいわゆる住宅火災なり山林火災が発生しているわけで、私はあの白土地区、沢水が流れているのですが、住宅の火災あるいは山林火災をこれから予防するためにも、ぜひとも消防の防火水槽、これの設置が必要だと思ひますが、ご見解をお伺ひします。

○議長（加藤久民君） 和山消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

私も現地のほうを、この一般質問がございましたものですから、初めて見させていただきました。非常に急勾配で、なかなか大変なところだということを確認してまいりました。救急出動とは申しませんが、過去におきまして救急車が何とか上まで上がったということはあったようですが、ちょっと雪が降ったりすれば非常に厳しいなということを見てまいりました。生活の

水については、何か2軒とも山のほうから引いているというお話でした。現状であそこを防御するとなりますと、下の鼠入川からホースでおおむね40本から50本、小型ポンプ等を4台から5台中継送水して防御に当たる必要があるなというふうに見てまいりました。

防火水槽の設置ということでございますけれども、一番上の佐々木さんでしたか、のところの乗用車が止まっているところがやや広いところがございましたけれども、既製品でありますとクレーン等での設置ということになり、入っていくのは難しいなというふうに思っていましたし、またあの広さに入れるのも、床掘から何から、ちょっと大変なのかなというふうには見てきたところでございます。取りあえずは中継送水での防御、あと林野が近いですので、すぐ林野火災につながるものと見てまいりましたので、早期に防災航空隊への情報提供という形での活動になるものと思っております。

以上です。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） わざわざご視察をいただき、ありがとうございます。できれば、公務多忙の中だと思うのですが、ひとつ町長、副町長も現地のほうに行って視察をするようによろしくお願いしたいと思います。

次に、水田政策の展開について質問させていただきますが、ご案内のように田んぼはいわゆる主食米の米を作って、それが大きな経営の柱になっているわけですが、このコロナ禍によって需要が相当減少したわけです。このことは、稲作農家にとって経済的に深刻な問題でありまして、しかもご案内のように経営者も生産者も年々高齢化が進んでいきます。そのために、おのずから水田耕作を引き受ける人も人・農地プランに位置づけられた担い手に面積が集中するわけで、ただこの担い手の方々も面積は増えても思うように所得が増えないということで、今このことが一番の大きな悩みでございます。そして、コロナ禍による補償なり、支援事業が様々なされているのですが、残念なことにこの水田稲作経営については、町独自のいわゆる支援策が一つもなかった、私はそういうふう感じております。

そこで、この際提案するのですが、何とかこの災害復旧から立派に水田ができて、さあ、これから実りの秋を迎えて出荷した場合に、米価が60キロ当たり900円も1,000円も下がったと、それでとても米を作るような意欲も薄れてきた方々がたくさんいるやに聞いております。ぜひともこの春に向かって、何とか今年作付をしようとする稲作農家に対して、今ほとんどの方々がJAか

ら育苗苗を買っていたわけで、これが1マット800円ぐらいするのですか、何とかこれの2分の1ぐらいの補助を考えて、そしてこの米価の低迷に悩んでいる生産者の皆さんが希望を持って作付をできるような、そういう肩を押してといいますか、尻を押してもらような、そういう町独自の支援策を提案したいと思うのですが、見通しについてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 米価の下落に対しましては、国のほうでも在庫のほう膨らんで、次期作についても減少させざるを得ないという状況にあるようでございます。加えまして、コロナの中におきましてやはり消費が増えないということで、生産者の方におきましても生産費の上昇もございまして、町としても先般コロナ対策は経営継続支援給付金という形での、対象は限定になりましたが、実施したところでございます。

今後コロナでさらに生産費が上昇するなり、米価が下落するなりということとなれば、やはり町の農地の利活用も相当影響を受けるだろうというふうには思っておりますので、そのご提案いただきました苗等の支援につきまして、可能であれば実施したいと思っておりますが、それぞれの皆さんの生産状況、自前で苗も作っておられる方もございまして、いろんな方々にちょっとご意見を伺いながら検討とさせていただきたいなというように思っております。すみませんが、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（加藤久民君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 資料を頂いたのですが、参考までに話をさせていただきますが、昨年この3町歩以下の稲作農家はもうほとんど、汗水垂らして頑張ったのだが、いわゆる生産費も払えないような、赤字の経営というようなことが県の広報でも話があります。それから、古いのですが、平成7年、水田農家が約900戸以上あったのですが、平成27年には334戸まで減ったと、水田面積も348ヘクタールあったのが今では170ヘクタールに相当減っているわけ。

そういう中において、せっかく災害から立派な水田まで復元してもらった中で、これ以上遊休農地が増えないためにも何とかして、稲作農家を諦めた方々についてはそれなりの転作作物、やっぱりこれの作付をぜひ、しかも高齢者でもできるような、そういう作物の選定が私は急がれると思うのです。何か議会の一般会計、農業関係見ますと、毎年栽培実証といいますか、様々な作物で取り組んでいるようですが、どうもそれを単年度で終わって、次年度までそれを継続してやれるような作物がまだ見えないのかと、まだできないのかというのが我々の素直な気持ちでござ

います。幸いここには農業改良普及センターのサブセンターもあるわけですから、そういう方々と、それからJAと一体となって、何とか岩泉町型のこれだというようないわゆる転作作物、これをやっぱり高齢者でもできるようなものまでも含めて、これから研究をして定着させる、その方向に行かなければ、毎年試験ばかりを繰り返していたのではあしたの農業は見えないと思うのです。

何回も言うのですが、それなりの高齢者が無理のない労働の中でこうすればできると、そして遊休農地もつからない、そういう施策がやっぱりこれから大事だと思うので、これぞという何か岩泉町独自の作物の選定を私は急ぐべきだと思うのですが、見通しについてお伺いします。

○議長（加藤久民君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 岩泉町におきまして、やはり一番の大きな課題は担い手が育ってこなかったところかなと思ってございます。その中で、現在人・農地プランの実質化ということで、人、農地、そして議員からご提言ありました作物、この3つを加えながら皆さんと一緒に考えていくというのが今後の課題だろうというように思っております。近くに普及サブセンターもございますし、全国なり県の実例もございます。そういった中で、当町としての方向性をやはりある程度はつくっていかねばならないだろうなというように思っております。その中で、ジャンボニンニクは今年度から取組をしたところでございますが、これについても引き続き試験をさせていただきながら、早めに地域に定着できるように取り組んでまいりたいなというふうにも思っております。

加えて、これからの中で高齢者の視点というのはやはり大切だろうなと私も思っております。やはり70歳代までは現役で農作業をできると、健康づくりも当然つながってくることなのかなというように思っておりますし、そういった観点でいろんな情報をいただきながら、農地、人、あるいは作物の選定について緊急検討してまいりたいなというように思っております。よろしくどうぞお願いします。

○12番（三田地泰正君） 終わります。

○議長（加藤久民君） これで12番、三田地泰正君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（加藤久民君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 零時 21分）

令和 3 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日	令 和 3 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会 、 開 議 、 散 会 延 会 、 閉 会 の 日 時	開 議	令 和 3 年 3 月 1 2 日 午 後 2 時 4 5 分				
	閉 会	令 和 3 年 3 月 1 2 日 午 後 3 時 1 0 分				
出 席 及 び 欠 席 議 員 出 席 1 4 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	畠 山 昌 典	○	9	菊 地 弘 巳	○
	2	畠 山 和 英	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	3	小 松 ひ と み	○	1 1	畠 山 直 人	○
	4	八 重 樫 龍 介	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	三 田 地 久 志	○	1 3	野 舘 泰 喜	○
	6	林 崎 竟 次 郎	○	1 4	加 藤 久 民	○
	7	坂 本 昇	○			
	8	三 田 地 和 彦	○			

会議録署名議員	1 番	畠山昌典	2 番	畠山和英
	3 番	小松ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	副主幹兼 議事係長	大森淳一
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	三上久人
	会計管理者兼 税務出納課長	中川英之	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	田鎖英明	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木真
	上下水道課長	三上訓一	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	三上義重		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和3年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第5号)

令和3年3月12日(金曜日)午後2時45分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第16号 令和3年度岩泉町一般会計予算 (新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第2 議案第17号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第3 議案第18号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第4 議案第19号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第5 議案第20号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第6 議案第21号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第7 議案第22号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計予算
(新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第8 議案第23号 令和3年度岩泉町水道事業会計予算 (新年度予算審査特別委員長報告)
- 日程第9 請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願
(総務常任委員長報告)
- 日程第10 発議案第1号 岩泉町議会基本条例の一部を改正する条例について
(合砂丈司議員外4名提出)
- 日程第11 発議案第2号 岩泉町議会会議規則の一部を改正する規則について
(畠山直人議員外5名提出)
- 日程第12 発議案第3号 安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書(案)の提出について

(小松ひとみ議員外5名提出)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（加藤久民君） これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 2時45分）

◎議事日程の報告

○議長（加藤久民君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第16号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第16号 令和3年度岩泉町一般会計予算から日程第8、議案第23号 令和3年度岩泉町水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

新年度予算審査特別委員長、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔新年度予算審査特別委員長 坂本 昇君登壇〕

○新年度予算審査特別委員長（坂本 昇君） 令和3年3月12日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。
新年度予算審査特別委員長、坂本昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、
会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第16号 令和3年度岩泉町一般会計予算、原案可決。

議案第17号 令和3年度岩泉町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第18号 令和3年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第19号 令和3年度岩泉町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第20号 令和3年度岩泉町観光事業特別会計予算、原案可決。

議案第21号 令和3年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号 令和3年度岩泉町大川財産区特別会計予算、原案可決。

議案第23号 令和3年度岩泉町水道事業会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（加藤久民君） ただいまの新年度予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第9、請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、坂本昇君。はい、どうぞ。

〔総務常任委員長 坂本 昇君登壇〕

○総務常任委員長（坂本 昇君） 令和3年3月12日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。総務常任委員長、坂本昇。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

請願第1号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願、請願項目1、3及び4については採択すべきもの、請願項目2及び5については不採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（加藤久民君） ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

これから請願第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長報告は、請願項目1、3及び4については採択、請願項目2及び5については不採択です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり、請願項目1、3及び4については採択、請願項目2及び5については不採択と決定しました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第10、発議案第1号 岩泉町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

10番、合砂丈司君。はい、どうぞ。

〔10番 合砂丈司君登壇〕

○10番（合砂丈司君） 発議案第1号、令和3年3月12日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、合砂丈司。賛成者、岩泉町議会議員、坂本昇、同じく畠山直人、同じく三田地久志、同じく八重樫龍介。

岩泉町議会基本条例の一部を改正する条例について。

岩泉町議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第112条及び岩泉町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由。防災訓練等を実施する旨を規定し、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

3枚目の参考資料、新旧対照表の改正後を御覧ください。前文及び第2条並びに第5条では、文言の整理を行っております。

めくっていただいて、第7条に第2項を追加し、「毎年度、防災訓練等を実施する」と規定しております。

第9条は、文言の整理です。

第13条第2項は、一問一答方式の規定でございますが、「できる」から「行うものとする」に改正しております。

第14条は、文言の整理です。

最後に、1枚戻っていただいて、別紙、改正文を御覧ください。附則として、施行日は公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明は終わりました。

これから発議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

発議案第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第11、発議案第2号 岩泉町議会会議規則の一部を改正する規則につ

いてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

11番、畠山直人君。はい、どうぞ。

〔11番 畠山直人君登壇〕

○11番（畠山直人君） 発議案第2号、令和3年3月12日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、畠山直人。賛成者、岩泉町議会議員、三田地久志、同じく野館泰喜、同じく三田地泰正、同じく坂本昇、同じく八重樫龍介。

岩泉町議会会議規則の一部を改正する規則について。

岩泉町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり設けるため、地方自治法第112条及び岩泉町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由。質疑の方法を一問一答方式とすることを規定し、併せて所要の整備を図るため、この規則を制定しようとするものである。

それでは、3枚目の参考資料、新旧対照表の改正後を御覧ください。第54条、質疑の回数で、ただし書の次に「一問一答方式で行うとき」を追加しており、第122条は文言の整理です。

最後に、1枚戻っていただきまして、別紙、改正文を御覧ください。附則として、施行日は公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明は終わりました。

これから発議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

発議案第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤久民君） 日程第12、発議案第3号 安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

3番、小松ひとみ君。はい、どうぞ。

〔3番 小松ひとみ君登壇〕

○3番（小松ひとみ君） 発議案第3号、令和3年3月12日、岩泉町議会議長、加藤久民殿。提出者、岩泉町議会議員、小松ひとみ。賛成者、岩泉町議会議員、林崎寛次郎、同じく畠山昌典、同じく坂本昇、同じく八重樫龍介、同じく三田地泰正。

安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙を御覧ください。安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（案）。

意見書の要旨は、記載のとおりです。

要望事項は、1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、安全・安心の医療・介護の提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介護職等を増員すること。

3、保健所の増設、保健師等の増員など、公衆衛生行政の拡充を図ること。また、ウイルス研究、検査、検疫体制などを強化、拡充することの3項目です。

提出先は次のページに記載しております。

以上で終わります。

○議長（加藤久民君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 質疑なしと認めます。

発議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 討論なしと認めます。

これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

おって、発議案第3号の意見書は本職から関係機関に対し提出します。

ただいま議決された意見書については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（加藤久民君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎副町長の発言

○議長（加藤久民君） ここで副町長より発言の申出がありますので、これを許します。

佐々木副町長。はい、どうぞ。

〔副町長 佐々木宏幸君登壇〕

○副町長（佐々木宏幸君） 例年お願いしております岩泉町税条例一部改正の専決処分につきまして、ご了承いただきたくご説明申し上げます。

今回の改正についてでございますが、年度末に予定されております地方税法をはじめとする関係法令等の改正に伴い、岩泉町税条例の一部を改正するもので、令和3年4月1日施行となるものでございます。

主な改正内容ですが、まず個人住民税では、特定一般医薬品等の購入による医療費控除及び住宅借入金等特別控除が延長されることに伴う改正を予定しております。

次に、軽自動車税では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年度末まで延長しておりました環境性能割の臨時的軽減措置をさらに9か月延長するほか、種別割のグリーン化特例につきまして、対象を見直した上で2年間延長する改正を行うものでございます。

以上の改正が必要でありますことから、あらかじめ岩泉町税条例の一部改正の専決処分につきましてご了承をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（加藤久民君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回岩泉町議会定例会を閉会します。

(午後 3時10分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

加 藤 久 民

署 名 議 員

畠 山 昌 典

署 名 議 員

畠 山 和 英

署 名 議 員

小 松 ひ と み
